

\* 0037838000 \*

0037838-000

366.35-M151k

勤勞母性保護

牧賢一・著

東洋書館

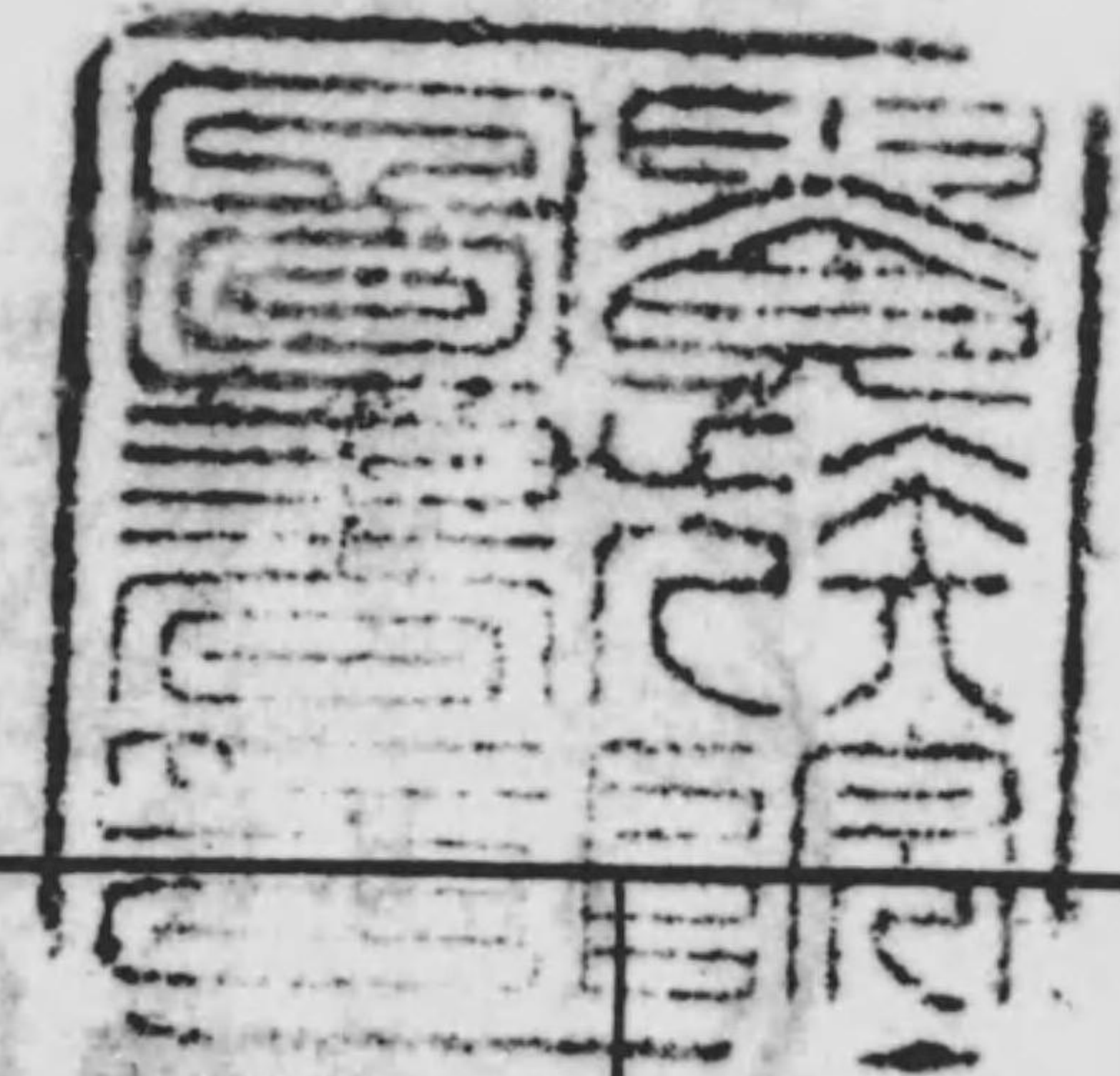
1943

AGF









大政翼贊會厚生部  
社會事業協會主事

牧賢一著

(女子勤勞管理全書  
第七卷)

勤勞母性保護

東洋書館發行

280000



收覽一  
勤勞の性停ぶ  
東洋書館  
昭和18年

序

日本の興亡を賭する此の決戦下に於いて、戦争産業の生産力増強が國家至上の命令であることは言ふまでもない。われわれ國民は、此の際總てを棄て何をさし措いても生産力増強のために挺身しなければならぬ。即ちそこに、徵用と言ふ國家權力の發動を見る見ないに拘らず、女子の勤勞動員が必須である所以がある。戦争下に於ける國家の生産が婦女子の勤勞力に期待せられてゐることは今日何れの交戦國に於いても同じである。わが國のみが單り例外であり得る筈がない。過般閉議決定を見た「生産増強緊急勤勞對策要綱」に於いても、必要なる職種への女子の代替及び動員の強化を方針として指示してゐるのである。

斯くの如き、生産力増強に對する要請の最頂點の時に於いて、恰もよし新らしき皇國勤勞觀は國民の體認によつて確立されんとし、國民は今や、撃ちてしまふ必勝の信念に勤勞報國の情熱を燃しつつ募進せんとしてゐる。その信念と情熱に於いて女子と雖も劣りはしない。即ち

序

一

366.35  
M151k



367

東洋書館發行

696338



女子の勤勞への意慾は日増しに昂揚し、現實に勤勞戦線へ就く女子の數は増加しつつある。而して斯る情勢に對して、今後生産増強の成否を左右する問題は寧ろ産業の經營者側に殘されてゐるのではないかと考へる。

大東亞戦争の長期戦たるの性格に徴して、今日の生産力の増強が、單に國民の勤勞力を一時に出し切つてしまつてよいものでないことは明らかである。國民の勤勞力を最高度に發揮しつつ、しかも盡くすることなき泉の如く滾々と湧き出させてこそ始めて、國家の必要なる生産増強も期待出来るのである。即ち、國民勤勞力の保持育成と言ふことが、勤勞精神の昂揚、勤勞への動員と言ふことの一方に於いて、より以上に必要であり、強く要請されなければならないのである。

殊に女子は、今日最も期待せられる生産勤勞力の豊かなる給源であり、その頼もしき擔ひ手であると同時に、彼女達は更に、將來の日本民族を生み且つ育ててゆく尊い母性としての天賦の使命を課せられてゐる。女子は今日勤勞者であると同時に、日本の家庭を形成し、子を生育するところの妻であり、主婦であり、母なのである。

即ち、若しも女子勤勞の在り方が、彼女達のもつ勤勞意慾を冷却し、その勤勞力を涸渇せしめ、またその母性としての重大なる使命の遂行を些かでも妨げるが如き障礙となるやうなもので假りにあつたとしたら、其の結果は直ちに、今日の、そして明日の、日本民族の力、日本の國力に至大の影響を及ぼすことになるのである。此の意味に於いて、今日勤勞女子を預かる産業經營者と勤勞管理者の責任は極めて重大なりと言はなければならない。即ち、女子勤勞に對する管理指導のことは一工場、一事業場の、或は一經營者の、私事ではない。それは速かに綜合的なる國家的計畫と規正の下になさるべき最も重要な課題なのである。

而して勤勞者の勤勞力を強大に保育すべきその管理指導、勤勞厚生のごとは、今日では最早工場事業場内の施設にのみ局限して居て、よくその目的を達成することは望まれない。國民の勤勞生活と家庭生活、生産生活と消費生活が分離し得なくなつたからである。勤勞と生活とは別々のものではなく二者一體である。職場が國民生活の道場であると同時に家庭生活は勤勞力の培養基地なのである。即ち勤勞厚生の方策は、工場事業場から更に勤勞者の家庭、その居住地域にまで伸びなければならない。此のごとは、家庭生活に、より大きな關聯と責任をもつ勤



勞女子の場合に於いて一層さうである。

とするならば、斯くの如き廣汎なる勤勞管理——勤勞厚生の仕事を一工場、一事業場が獨力をもつて之れを遂行することは到底不可能であると言はねばならぬ。殊に今日の如く、工場事業場が直接生産することに逐はれてゐる時に於いては、尙更斯る方面に遺憾なきを期することは困難である。それは經費等の問題ではない。知能の問題であり、技術の問題であり、また心のゆとりの問題である。

即ち、今日勤勞管理——特に女子勤勞者の厚生とその母性の保護のことは、工場事業場内に於いて萬全の施策を講ずべきことは當然であるが、同時に廣く一般社會に於いて、或はその工場事業場の據つて立つ地域に於いて、凡そ勤勞と生活に關係ある制度なり機關なり、また施設なり人なり、凡ゆる機能を、最も有効に協力せしめ、熱意を以つて之れを活用するのでなければ、到底その全きを期し得ないのである。斯くて最も今日優れたる女子勤勞指導者は、女子勤勞者の使命を正しく認識し、情熱を傾けて之れを護るために、これらの凡ゆる機能と、その所在とを常識として知悉し、必要に応じて必要な機能を最もよく積極的に協力せしめ、活用し得

る能力をもつ者だと言ふことが出来る。

本書は忽卒の間、而かも極めて短時日に執筆を求められたもの、もとより研究報告の書ではない。然しながら、現に勤勞女子の指導に携はり關心をもつ者が一應は知つてゐて参考となし得ると思はれる諸問題を、主として社會的保護の觀點から、綜合的に、また鳥瞰的に取纏めたものとして時局下些かの意義はあらうかと自ら慰むるものである。席温まる暇なき遽しき生活の中で、ともかくも本書の刊行を見ることが出来たのは、一に桐原葆見博士の御鞭撻と東洋書館金澤・岩永兩氏の熱意によるものである。こゝに深く感謝の意を表する次第である。

昭和十八年四月一日

著 者



目次

第一章 總說——戰時勤勞母性保護の要旨……………一

第二章 國民皆働態勢……………四

    第一節 近代戦争と勞務動員……………四

    第二節 國民登録……………六

    第三節 國民徵用……………一〇

    第四節 國民勤勞報國制度……………一三

    第五節 國民皆働運動……………一七

    第六節 追録——生産増強勤勞緊急対策要綱……………三三

第三章 女子勞務動員と勤勞報國運動……………完

目次



第一節 日本の戦力と女子勞務動員 ..... 三六

第二節 女子勤勞報國運動 ..... 三七

    一 國民勤勞報國協力令に依る女子勤勞報國隊 ..... 四九

    二 協力令に依らざる女子勤勞報國運動 ..... 五二

第三節 戦時女子勤勞觀 ..... 六〇

第四章 國力と母性の役割 ..... 六六

    第一節 國力と民族力 ..... 六六

    第二節 日本の人口問題と母性 ..... 六九

    第三節 人口國策 ..... 七五

    第四節 女子の勤勞と母性の確保 ..... 八〇

第五章 勞働法規に於ける勤勞母性保護 ..... 八二

    第一節 工場法 ..... 八三

第二節 鑛業法 ..... 九三

第三節 健康保險法 ..... 一〇四

第四節 工場災害豫防及衛生規則 ..... 一〇五

第五節 女子勞務者特殊保護の通牒 ..... 一〇五

第六節 工場に於ける短期勤勞者に對する保護指導の通牒 ..... 一〇八

第七節 重要事業場勞務管理令 ..... 一一〇

第八節 工場法及鑛業法に於ける制限規定の緩和 ..... 一一三

第九節 商店法 ..... 一二六

第十節 女教員の産前産後に於ける休養に関する訓令 ..... 一二〇

第六章 社會法規に於ける勤勞母性の保護 ..... 一三三

    第一節 母子保護法 ..... 一三四

    第二節 救護法 ..... 一三〇



第三節	醫療保護法	一四〇
第四節	方面委員制度	一四〇
第五節	軍事扶助法	一四〇
第六節	國民徵用扶助規則	一四〇
第七節	戰時災害保護法	一四〇
第八節	妊娠届出制度	一四〇
<b>第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護と其の施設</b>		
第一節	女子の適正勤勞配置	一五一
第二節	作業環境と諸設備	一五一
一	作業環境	一五一
二	更衣室其他諸設備	一五一
三	休憩室と讀書室	一五一
四	浴場と洗面場	一五一

五	食堂	一五一
六	便所	一五一
七	一つの感想報告	一五一
第三節	勤勞母性の健康保護施設	一〇一
——主として産業保健婦のこと——		
一	産業保健婦	一〇一
二	産院・母性相談所・兒童健康相談所	一〇一
第四節	勤勞母性の生活擁護	一〇一
一	託児所・授乳施設・低學年兒童の保護	一〇一
二	生活物資の配給・家政の補助	一〇一
第五節	勤勞母性の文化的訓練	一〇一
<b>第八章 勤勞女子青年の母性保護</b>		
第一節	勤勞女子青年の生活と其の指導	一〇一



第二節 健康生活の指導	二六六
第三節 教養・讀書指導	二七一
第四節 慰樂・厚生運動	二七二
第五節 家庭の指導	二七三
第九章 戦時勤勞生活に於ける母性保護	二七五
第一節 厚生事業と其の協力	二七五
一 厚生事業の性格	二七五
二 皇室と厚生事業	二七六
三 厚生事業の内容	二七六
四 厚生事業の協力	二七六
第二節 産業郷土の理念	二七九
第十章 農村に於ける勤勞母性の保護	二八〇

第一節 農村勤勞母性の諸問題	二八二
一 農村勤勞母性の労働事情	二八三
二 産前産後の休養・分娩	二八四
三 其の他、特に栄養、嫁と姑	二八五
第二節 農村勤勞母性の保護と全村厚生事業	二八六
一 農村勤勞母性の保護施設	二八六
二 全村厚生事業の理念と其の運動	二八七
三 國民健康保險組合	二八八
四 愛育村運動	二八九
五 健民特別指導地區の設定	二九〇
第三節 農村文化運動	二九一



# 第一章 總

## 說

——戰時勤勞母性保護の要旨——

日本は今、歴史肇つて以來未だ曾つて経験したことのない、大規模な、眞に日本の國が興るか滅びるか國の運命を賭けた大決戦を戦つてゐるのである。それは單なる言葉の綾や形容ではなく、われわれとわれわれの子孫が、日本人として生きうるか生きえないかを決定する將に重大な決戦である。此の決戦に、萬が一負けるやうな事になつたら、光輝あるわれわれの日本の國土も、われわれの生活も、其の日から永劫に失はれるのである。われわれは先づ、此のわれわれが置かれ直面してゐる現實の事態を、しみじみと、眞剣に想ひ考へなければならぬ。そこから、始めて、附焼刃や強がりでない、眞實の覺悟と、お互ひの生活をいつくしみ合ふ日本人同志の強い深い愛情が湧き上つて来る。

一朝事ある場合君國に身命を捧げる覺悟と魂は、これは日本人總てが齊しく備へもつてゐる覺悟であり魂であるから、茲にこと改めて言ふまでもない。前線にないわれわれが、今日の生活の如何なる困難にも毅然として耐



え、國家の必要とする如何なる要請にも敢然として應じ得る底力と大勇猛心は、もう一度、はつきりした眼をもつて此の愛する國土を見、そして、この同じ國土に生を享けた離れ難い同胞感の愛著に、日本人同志他人の生活を愛くしみ想ひやる―強く情けある日本人本來の床しい心構へと精神が、われわれの日常に溢れ出るときにこそ生まれて來るのである。

今日の戦争が國家の總力戦であると言ふことについては、ルーデンドルフの戦争論をひくまでもなく既に言ひ知られてゐる。然し未だ此のことを身をもつて眞に感じとつてゐる者は必ずしも多しとは言へない。直接硝煙の臭ひを嗅がず、砲彈の響きを聞かぬ所謂銃後の國民として、理屈では分つてゐても其の實感が一々に覺悟されてきにくいことは無理からぬことかも知れないが、今日われわれの日常生活の在り方や、また一工場、一事業場の生産能率が、直ちに前線の作戰計畫に影響をもつてゐることは少し考へれば常識でも分ることである。

國內に於いて米が足りないと言ふ。外米を移入するためには幾多の船舶を要するのである。此の船舶を外米移入に使用することは即ち作戰計畫の犠牲を伴はずしてはなされない。昨年陸軍記念日に於ける講演に佐藤賢了陸軍軍務局長は「米を運ぶことは作戰行動の一部と考へてゐる」と述べられたが、更に其の後或る軍參謀の方は「作戰の一部を犠牲にしても米を運ぶ」とまで言はれたのを胸しめられる思ひで伺つたことがある。われわれは

これ等の言葉を仇おろそかに聞き過してはならない。食糧の生産に當る者ばかりでなく、之れを消費する一般國民もまた日毎の一碗の食にも此のことを記憶すべきである。

また飛行機、戦車、砲彈等を造る夫々の一つの工場での生産能率が、約束され豫定された額に達しなかつたために現地の作戰計畫を急遽變更せねばならなかつたと言ふやうな事例もあると言ふ。此の場合、假りに五〇機の飛行機の生産が豫定期間に合はなかつたことは、云はば現地ではみすみすが五〇機が敵から撃墜されたことと結果に於いて同じことになる。而かも戦闘に於いてならば此方が五〇機の損失ある場合には必ず敵方には其の十倍二十倍の損失を與へるのだからプラスの損失だが、生産が間に合はぬことによる作戰變更の損失は味方ばかりのマイナスの損失と等しい、と言ふことを軍の方から聞いたことがある。

北はアリューシャンから南はソロモン、濠洲まで、また支那大陸からビルマ、印度洋に互る廣大無邊な戦線に於けるわが將兵の人技に絶した奮戦とその赫々たる戦果に應へ、皇軍をして食糧に、資材に、兵器に、また之れを運ぶ船舶に、些かの不自由なく敵米英の戦力を撃滅するまで戦闘を繼續し發展せしめ、存分に戦ひを戦つて貰ふことは、一つに銃後に於ける國民の欣然たる生活の犠牲と生産力の増強に俟たねばならぬ。戦線の廣大と長期戦たることを考へれば、其の消耗する資材兵器の量が如何に莫大なるかは想像がつく。これだけの莫大なる資材兵器を整へ之れを前線に缺くことなく供給するためには、われわれ國民が平時に等しき生活を維持し普通の程



度に働いてゐたのでは到底間に合ふ筈がないことは分りきつたことである。そこに國民の戦争生活確立の必要があり、國を擧げての生産増強が必須の様相をもつて要請されるのであつて、斯くて今日の戦争には最早嚴密なる意味に於いて前線銃後の區別はあり得ない。前線も銃後も其の一を打てば直ちに他に響くのである。

今日の總力戦とは、勿論かかる單純な意味に於いてのみ言はれるものではない。國の政治、財政、文化、凡ゆる國家活動が國の力として働き、これ等の國力が綜合化されて戦力を決定する。そして其の根底に於いて、國民一人々々の皇國民としてのしつかりした思想と、強靱な根強い生活力がものを言ふのである。凡そ政治を行ひまた人を指導する程の立場にある者は、此のことをよくよく眞面目に考へ、常にその責任を痛感しなければならぬ。秋田の農聖と云はれる石川理紀之助翁の「寝てゐて人を起すな」と云ふ信條は今日に於いて最も味はるべき言葉である。

大東亞戦争は國の一切の力を綜合結集した強大なる戦力によつてのみ勝つことが出来るのであるが、わけでも今日の段階に於いては、直接戦争に必要なわが産業の生産力が敵米英の生産力を壓倒するか否かに勝敗の鍵がかかつてゐる。陸に海に空に、忠勇義烈な皇軍の死闘に最後の勝利を齎すものは凡ゆる戦争資材の補給にあることをわれわれは銘記しなければならない。そこに國民の一切の生活、一切の勞力の、戦争産業への動員集注が要

請される至上命令がある。

此の未曾有の消耗戦に於ける戦力を遺憾なく補給すべき生産力の増強が如何に刻下喫緊の要務であるか。長くも

天皇陛下には、昨年全國津々浦々に至るまで、侍従を御差遣遊ばされて、戦ひつつある民情を具さに視察せしめ給ひ、國民の精勵を御嘉賞あらせられたのであるが、更に舊臘には産業界の代表者に破格の拜謁を仰せつけられ、また最近には特に侍従武官を陸海軍軍需工場に御差遣の御沙汰を拜した。

大御心のほど拜察するに恐れ多き極みである。それは單に軍需産業戦士だけの光榮たるに止まらない。全産業界、朝野全國民を擧り、感奮興起、督つて増産を實現しなければならないのである。

大東亞戦争一周年記念中央國民大會に於いて、東條首相は次の如くわれわれを鞭撻し、また訴へられてゐる。「敵は南方にその戦用物資を失ひ、我は新に之れを加へたのである。而してこの最も惠まれたる條件を活用しこれを現實の戦力として發揮せしめ、もつて前線の將兵をして縦横に活躍せしむるや否やは一に懸つて我々國民の双肩に在る。斯く觀じ來る秋、我々一億國民の責務は決して生易しいものではない。最早戰場を前線にのみ限る時代ではなくなつたのである。

今や國民の一人々々が各その持場に於いて揮ふ一つの槌も、一つの鉞も、直ちに前線の戦力に影響しつつある。



諸君が毎日々々の生活に於ける一舉一動が、明日と言はず今日ただ今、前線の戦闘力を左右してゐると稱するも過言ではない。斯くて諸君の工場は勝たんがための補給廠であり、諸君の農場は勝たんがための一億國民の兵站部であり、すべて諸君の職域は勝たんがための戦場なのである。」

「今次の戦争は巨大なる消耗を伴ふ相次ぐ決戦の連鎖である。勢ひ、これに勝ち抜く第一要件は先づ當面の決戦を勝ちぬくことである。ここに於いて戦力増強の第一目標は差迫つた決戦に即應せしむるにある。明日の作戦否今日の作戦の要求に即應し得るやう戦力を増強して頂きたい。此の戦争は是が非でも勝たなければならぬ。勝利を得るにあらすんば、……新しき大東亞の建設は空しく一片の夢となるのである。此所靖國に神と鎮まる英靈の烈々たる志、また遂に酬らるるところがなくなるのである。」

「希くば國民諸君、諸君は大きく變轉しつつかあるこの宇内の趨勢を連觀せられ、しかもその重大なる時機に於いて生を帝國臣民として享けたる欣びに感激し、更に旺盛なる戦争意識の下に今日唯今、直ちに諸君のその身體その精神の總てを擧げて、皇軍戦力充實強化のため、生産力の擴充へ、戦時生活の徹底へ、火の玉となつて邁進せられんことを希望して已まざる次第である。」

斯くて今日國民皆勤が要請せられ、戦争産業遂行への青少年の動員、その他凡ゆる餘剰及び遊休潜在勢力の徵

用竝に活用が促進せられつつあるのであるが、特に最も大きな勢力の給源として期待せられるのは女子である。婦女子を直接戦争産業勞務に動員し、又男子をより必要なる勞務に就かしむるために婦女子をもつて其の地位を代替せしむる等、女子の勤勞力の動員は、今やわが生産力増強のために絶對必要であり、これは盟邦ドイツ及び敵米英に於ける勞務動員の實情に照しても益々必須の要請である。

嘗つて女子の勤勞はその生活のために行はれ、また家庭の貧困を補ふために行はれた。ために職業婦人、殊に産業勤勞女子に對しては一種の差別觀をもつてすら對せられたのであるが、今日は、總ての女子は貧富の別なく、經濟關係を離れて、唯ひたすらに大御心に應へ奉り、御國のために働くのである。必勝生産態勢の下、今や女子の勤勞は皇國産業の凡ゆる分野に進出し擴大される必然の情勢にある。勤勞女性が自らこの自覺と誇りをもつことが大切なことは言ふまでもないが、勤勞女性を使備し、之れが補導の任に當る者は、先づ此の事實をはつきりと認識してかからなければならぬ。

然し、此のことは、今日産業戦士と云ふ言葉で稱ばれるやうに、男子勤勞者の場合と何等異なるものではない。「勤勞の神聖」と云ふことは、今日こそ、その最も正しき意味で言はれる時である。而して女子の勤勞について考へる場合に、男子の場合と全く違つたもう一つの大きな重要な特質がある。

それは勤勞女性が産業戦士としての使命を負はされると同時に、もう一つ、民族増強と云ふ至上の任務を



課せられてゐることである。子を生み育て、皇國民族を培育増強するその「母」としての使命と任務の遂行を、若し假りに産業戦士としての生活が些かでも妨げ障礙するやうなことありとしたならば、それはまた直ちにわが日本の國力に大きな影響を及ぼすことになる。

國家百年の眼から見るとき國力の盛衰がその民族力の強弱に懸つてゐることは常識としても知られてゐる。民族力とは優秀なる資質をもつた人口の増殖である。即ち端的に人口の出生率をもつてその國の盛衰が示される所以である。フランスの滅亡は既に數十年前からその出生率の甚しい減退ぶりによつて憂へられ豫想されてゐた。またドイツが今日その國家再建の大業に躍起し得たのは、前世界大戰に於ける出生の犠牲による今日の青年層の僅少と云ふ人口構成上の間隙が、その後の出生増加によつて漸く埋められるに至つたからであると言ふ。

わが國に於ける人口出生率は他の諸外國に較べれば未だ相當に高いものではあるが、それでも諸種の原因によつて大正九年の人口一千に付き三六・六と云ふ數字から昭和十三年の二六・七と云ふところまで漸減して來てゐるのである。此の低下が尙今のまま繼續してゆくならば事は甚だ重大である。戦争下昭和十六年度の出生率は三一・〇に上昇してゐるが安心は出來ない。日本が大東亞共榮圈を確立して其の盟主たるべきためには、最も旺盛なる民族力を保持培育し、多數の大和民族の確保・配分が必要なることは明らかである。而かもわが國の今日の事情は、人口増殖、出生増加にとつて甚だ都合の悪い逆條件ばかりである。と言つて之れを今のまま黙過してゐる

ことは出來ない。そこで政府は、昭和十六年一月に「人口政策確立要綱」を定め、昭和三十五年には大和民族人口一億確保を目標として、凡ゆる施策を行ひ努力しつゝある。又、軍部に於いては、日本が大東亞共榮圈を眞に建設し指導するためには、どうしても近き將來に日本人口二億を確保しなければならぬ、と云つてゐる。

此の人口國策遂行に直接至大の關係をもち責任を負ふのは何と言つても女性であることは説明を要しない。其の重大なる使命と責任とを負ふ民族の母なる女性が大學勞動戦線に就くことによつて、其の既に母たる者が分娩や育児に妨げを生じ、また將來妻たり母たるべき未婚の女子が精神的肉體的に缺くところを生ずるやうなことがあつたら、わが民族の將來は眞に由々しきことになるのである。而かも彼女達は一身の都合からではなく、ひとへに日本のために身を勤勞に捧げてゐるのである。

・勤勞女子が今日の重大なる戦争産業の生産力増強の一役を荷負ふ産業戦士であること  
・勤勞女子が現在或は將來母性としての本來の重要な使命をもつてゐること

此の二つの大きな事實を女子の勤勞管理に携はるものはよくよく考へ、細心の配慮をめぐらさなければならぬ。其の生活の大部分を過ごす職場は勤勞女子にとつて即ち生活の場である。此の生活の場たる職場の勤勞生活が、彼女達の皇國女性としての精神と情操を損ふことなく却つて之れを高め完成し、また母性としての肉體の健康を護り之れを強健にしてゆくことが、女子勤勞管理者の國家から課せられた任務であると言へる。



斯くの如き勤勞女子の生活と健康を護るために幾多の勞働法規があり、また社會法規がある。然しそれらは何れも勤勞女子保護の最小限を定めた消極的なものであり、また夫々の法規の目的とするところに従つて部分的なものである。これをよく心得て総合的に、巧みに上手に利用することは女子勤勞管理者の手腕であると共に、其の任務の遂行に大きな効果を齎らすであらう。又、勤勞女子の生活を援護し之れを指導する機能をもつ幾多の社會施設が工場外に而も從來工場とは殆ど何等の關係をもたずに尊い働きをしてゐる。之れについても充分なる理解と知識をもち、有効に利用協力せしむることによつて女子勤勞管理の一層なる徹底が期待されるであらう。

更に、直接工場事業場等の産業施設内に於ける勤勞女子の生活並に母性保護の施策については、これらのことは生産の仕事とは全く色合の違つた専門的な知識と技術を要するものであり、産業人にはかなり勝手のちがふ取りつきにくい事柄である。然し、これらの勤勞母性の厚生施設と言ふことは、今日最早一工場、一事業場の私事ではない。一工場、一個人の利害のために御座なりのよい加減なやり方で済ましてゐることは許されない。工場産業施設は、大御心に應へ奉る産業戦士であると共に國の「大御寶」を生み育てる大事な「母性」を國家から御預りしてゐるのである。即ち女子勤勞の管理に携はる者は、これらの意義と問題について充分な理解と識見をもち、而かも權威をもつて其の任務に當らなければならないのである。

同じことが、今日農村や山村・漁村の問題を取扱ふ者にも必要であることは云ふまでもない。日本の戦力の根

源であり、また産業労働力の最大の給源であつて、しかも國民の生死を決する食糧増産の重責を果しつつある農山漁村に於いて、女性はまだ最大の勤勞者である。そこに於ける母性の保護は識者や村の指導者達によつて極めて眞剣に考へられ實施されなければならない。

斯くて勤勞女子の指導管理に當る者の任務、其の與へられ期待される使命と責任は極めて重大である。單なる偶然のお勤めとして軽々しく済まされる仕事ではない。女子勤勞管理の仕事の成否が、直ちに其の一工場、一事業場の能率の増減に影響をもつと云ふことも、今日は充分關心がもたれねばならぬことには違ひないが、それは更に日本の次代の國力、民族の盛衰、文化の消長に關し、また今日國民の家庭生活とそこに湧く生活力の強弱に至大な影響を及ぼす、と言ふことに、より大きな認識がもたれなければならない。

女子勤勞管理者が其の任務を完全に果すためには、女子勤勞の意義と勤勞女性の特徴について正しい認識と充分なる理解をもつと共に、其の保護指導の厚生施策についての正鵠な、そして豊富な知識をもつてゐなければならない。と同時に、日本人としていつくしみ合ふしみとした深い愛情と、他人の生活を大切に考へる落ちついた想ひやりと、そして生活と云ふものについての豊かな常識を持たなければならないのである。

同時に、これは單り勤勞女子とその指導者との關係のみに限らず、廣くわれわれ銃後の國民生活に關すること



であるが、今こそわれわれは互ひに「戦友道」の生活を確立しなければならぬと思ふ。特に女子勤勞管理に當る者は、その責任をもつ勤勞女性に對して戦友としての肉親感を強くもつことが必要である。戦陣訓に「戦友の道義は大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相誡めて、俱に軍人の本分を完うするに在り」と云ふ。此の戦友道の精神はまたそのまま産業戦線に携るものにも當てはまる。「喜びあれば喜びを頌ち、悲しみあれば悲しみを告げ、家庭の秘事までも互ひに打明け合ふ。それは單なる親友ではない。死生の巷に立つ人にして始めて感得しうる心友である。大義の下、死なば諸共である。萬一死におくれたら骨は立派に故郷に届けてやるぞと誓ひ合つた心の友である」(齋藤劉氏「戦陣訓讀本」)。此の戦友道の精神こそ、とりわけ女子勤勞管理者の人達に持つてほしい精神である。

然し、女子勤勞の管理に當る者がこのやうな精神と資格を具へてゐたとしても、其の管理者獨りだけでは決して其の任務を立派に遂行し効果をあげることは望まれない。工場、事業場の首腦者は云ふまでもなく、凡ゆる作業場、總ての職場の理解と充分な協力なくしては、よき女子勤勞管理は行はれない。また一工場や一事業場内部だけの努力ではことは足りないのである。勤勞女性と其の生活を護り指導する凡ゆる國家的機能、凡ゆる社會的施設との協力、これらの総合的な力、諸々の協力によつてのみその完璧が望まれるのである。即ち女子勤勞管理

者にはまた、自己の工場、事業場内部に於ける總ての理解と協力をもたらすと同時に、外部に於ける凡ゆる力を協力せしめ得るやうな力備とたゆまざる努力が期待されねばならない。

それと共にもう一つ、最も大切なことは、勤勞厚生施設が單に一方から與へるものとしてあるのではなく、之れを受ける勤勞者達が、それらの施設を自らのものとし、その運営に参加し積極的に之れを活用するやうな雰囲気と氣持をおこさせることである。斯くてこそ始めて總ての施設は眞に生きて來るのである。

而して其のためには、先づ此の重責に當る者自らの人格と知識——自分の責任下にある女子勤勞者の保護、厚生福祉のために何處に如何なる方法があるかをよく辨へ、必要あるとき何時たりとも之れを利用し、またその協力を求め得るだけの心の準備を有すること、そして、そのためには何よりも、深い情熱と眞剣な精進が根本であり、これによつて總てが決定されるのである。

此のやうな期待と心組みのもとに、以下章を追つて、戦時下に働く母親と働く未來の母性の、心と體と生活を護り導き、併せて其の勤勞能率を高めてゆくために必要な事柄と施設について述べてゆきたいと思ふ。



## 第二章・國民皆働態勢

一四

### 第一節 近代戦争と勞務動員

ルーデンドルフは近代戦争の本質について次のやうに述べてゐる。

「世界大戦は過去百五十年間に於ける總ての戦争とは全く異つた性格を現した。参戦國の軍隊は各々其の相手國の軍隊の殲滅のために戦つたばかりでなく、國民自身もまた戦争の困難と苦痛を直接経験しなければならなかつた。斯くて軍隊も國民も一體となつて、其の間に明瞭なる區別は存せず、文字通りの國家總體戰——國家總力戰となり、世界各國民はそれぞれ全國力を結集して戦つたのである。茲に於いて、單に軍隊のみでなく参戦國の全國民の生活と精神とを賭ける戦争形態が生まれた。今や戰場は交戦國の全國土、全領域に擴がり、軍隊のみでなく全國民が戦争に参加し従事することになつたのである。」

斯くて今日の戦争は、單に軍隊と兵器の戦闘のみが在るのではなく、經濟戰、外交戰、宣傳戰、文化戰、凡ゆる手段の戦争が同時に一體となつて戦ふ總力戦争であり、其の意味では國民の生活戦も戦はれるのである。同じルーデンドルフは「何處で陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終つたか、現代の戦争では最早之れを區別することは出来ない。國防力と國民とは唯一不可分である。」と言つたといふ。が、斯くの如き今日の戦争を構成する國家國民の凡ゆる力の中でも、經濟—生産の力は最も直接的な、そして最も重大な戦争の要素である。それは單なる金の力と云ふ意味での經濟力ではない。資材と勞力とを含めた生産力である。

幾百萬、幾千萬と云ふ軍隊を動かすものは、ひとり武器機械のみではなく、食糧も必要であり、輸送も必要となる、また被服も必要であらう。更にこれらの軍需品の生産や輸送に動員される勞働人口とこれを賄ふ生活資料や産業動力の生産と云ふこともまた必要となる。殊にわが大東亞戦争のやうな廣大なる戦域に於ける日夜を分たぬ決戦の連続である長期戦に於いては、兵器彈藥其の他の戦争資材の莫大なる消費を伴ふことは當然であるが、更に敵米英戦力の殲滅と共に一方大東亞共榮圈の建設をも併行して行ひつつある今次戦争の特異なる性格は、一層資材の所要を大ならしめる。軍需を充足し、建設を促進し、而かも國民生活を確保し、また戦争遂行上必要なる各般の國家活動を圓滑ならしめるためには愈々強大なる經濟力、生産力を必要とするのである。



此の經濟力を作り出すものは言ふまでもなく物と人である。物については技では觸れない。廣く戰爭産業を遂行し必要な生産能力をあげるためには平時に幾倍する労働力を要することは言ふまでもあるまい。前世界大戰の經驗に徴しても、戦線に於ける軍隊の一人を動かすためには軍需産業労働者約三人を要したと言はれるが、更に今日の如く軍隊の機械化と兵器の精密化が高度化した戦争に於いては愈々所要労働力を増すことは當然であつて戦争産業を廣く解釋すれば一人の兵隊を動かすためには實に十餘人の労働力を要すると計算してゐる者もある。何れにしても、國家の總體戰であり總力戰たる近代戦争遂行のためには非常なる労働力を要するのであり、謂はば労働軍隊の大軍が同時に動員されなければならないのである。即ち今日世界戦争に参加する各國共に、凡ゆる非常手段を講じて労働動員に腐心してゐるのであるが、わが國に於いてもまた漸次其の體制を整へ各般の手段をめぐらして、或は強制的義務的に、或は自發的奉仕的に、労働力の動員に努めつつある。

而して尙ここに注意しなければならぬことは、今日の労働動員が、單に量の上での労働力の驅り出しのみを意味するのではなく、労働力の質とそれに應じた緊急産業への適性配置が併せて配慮されてゐることである。即ち多量の労働人口の供出と共に、その労働力の培育養成とその國家管理、そして生産計畫に基く緊急産業と不急産業による労働の需給調整から更に労働力の配置統制まで考慮した労働動員であつて、斯る意味での労働動員は今

日廣く労働統制と稱ばれるのである。

斯る意味での労働動員——労働統制は後藤清氏によれば大體次の三種類に大別される（同氏「労働統制法」三〇頁以下）。

其の一 自由なる労働契約の全き否定の下に、國家權力により労働の義務を課し、それと同時に労働の場所を規制する場合——國民徵用令

其の二 専ら奉仕的協力といふ形において供出された労働力に對して、國家が管理權を發動して其の労働の場所を規制する場合——國民勤勞報國協力令

其の三 労働するとせざるとの決意は本人の自由とし、この意味で自由なる労働契約の餘地は残すが、労働の場所の選擇の自由、從つて移動の自由を無制限に認めず、労働力を緊急産業部門に充用するために必要な限りに於いて、國家の權力をもつて労働の場所の指定を行ふものであつて、此の意味に於いて自由なる労働契約を制限する場合——之れが今日までのところわが國に於ける労働統制の本態になつてゐる。——學校卒業生使用制限令、勞務調整令（從來の青少年雇入制限令と従業者移動防止令を統合）、船員使用等統制令

即ち今日では工、礦、理科等厚生大臣の指定する學校で同じく指定された學科を修めた者は、在來の如く自分の好む會社工場等に自由に就職することを許されず、國家によつて指示された所に働かねばならぬが、同様に會



社工場側に於いても勝手に好むだけの卒業生を直接交渉で採用することを許されない、と云つた如きである。

## 第二節 國民登録

一朝事ある場合國民能力の有効適切なる動員をなし得るために國家總動員法は、國民の職業能力に付き調査し得ることを定めてゐるが、同法に基き今日までに左の如き勅令が出され、之によつて國民登録が行はれてゐる。

國民職業能力申告令（昭和十四年一月制定、昭和十五年十月及昭和十六年十月改正）

醫療關係者職業能力申告令（昭和十三年八月制定）

船員職業能力申告令（昭和十四年一月制定）

獸醫師職業能力申告令（昭和十四年二月制定）

右のうち國民職業能力申告令による登録は更に有技能者國民登録と青壯年國民登録とに分れてゐる。

有技能者國民登録は、年齢十六年以上五十年未満の帝國臣民にして（一）厚生大臣の指定する職業（軍需的産業又は作戦用兵上最も必要と認められる職種一三七種）に三月以上従事する者、（二）同じく指定職業に會つて一年以上従事したことのあつる者、（三）厚生大臣の指定する學校（技能者養成施設を含む）に於いて同じく厚生

大臣の指定する學科を修めた者（検定、試験に合格した者も同様）等の該當被登録者に付き、氏名、出生年月日、本籍、居住場所、兵役關係、學歷、現在従事する職業、就業場所、職業の經歷及び技能程度、給料賃金額、配偶者の有無及び扶養家族數、精神又は身體の障礙によりて勞務に堪へ難き者にありては其の狀況、總動員業務従事に關する希望等の事項を、申告義務者（本人及び使用者）から所定の申告票によつて國民職業指導所に申告するのである。而して登録事項に異動を生じた場合には異動申告を行ひ、又技能程度に付いては國民職業能力検査規則によつて國民職業指導所は職業能力を検査し得ることになつて居り、技能程度に等級が付される。尙、此の申告により登録を了した者については職業能力申告手帳が交付されるが、此の手帳は國民勞務手帳と見做され（國民勞務手帳法）、此の手帳を使用者に提示又は提出するのでなければ従業者として使用されることが出來ず、使用者も之を提示又は提出しない者を従業者として使用することが出來ないことになつてゐる。今日までのところ女子は此の有技能者國民登録の申告を免除されてゐる。

青壯年國民登録は、年齢十六年以上四十年未満の男子及び十六年以上二十五年未満の女子に適用されるのであるが、男子に於いては、有技能者としての要申告者、國民勞務手帳の交付を受けた者、徵兵猶豫の特典ある學校在學者、また、女子に於いては（一）有配偶者（内縁關係を含む）、及び（二）中等學校以上の學校在學者は、



此の登録から免除されることになつて居る。登録事項は一般職業能力申告票に記載されてゐる(一)氏名及び生年月日(二)本籍、(三)現住所、(四)學歷、(五)職業、(六)就業場所、(七)給料賃金、(八)扶養家族數、(九)總動員業務従事に關する希望、(一〇)精神又は身體の障礙により勞務に堪へ難き者の狀況等について申告するのであるが、此の登録は、毎年九月末日現在に付いて十月十日までに市町村長が勞務動態調査員をして申告票の配布蒐集をなさしめ、之を國民職業指導所長に提出するのである。

此の他に、勞務動員若しくは勞務統制に關係あるものとして、勞務動態調査規則、國民勞務手帳法等があるが、大體右の國民職業能力申告による登録によつて、わが國民の有する職業能力、若しくは勤勞力の所在と量が常時明らかたされて居り、必要な場合は何時たりとも、必要な勤勞力を必要な場所に動員し得る準備が整つて居ると云ふことが出来るのである。

### 第三節 國民徵用

國民徵用令は國家總動員法の規定に基いて昭和十四年七月に制定され、其の後昭和十五年十月及び昭和十六年

十二月の二回に互つて改正された。此の徵用令による徵用は前述の國民職業能力申告令による要申告者についてのみ行はれる原則になつて居り、今日までのところ男子にのみ限り、女子には適用されてゐないのであるが、やがて遠からぬ將來に於いて、恐らく女子についても徵用が行はれるに至ることは必須の情勢にあると見てよいであらう。

國民徵用令による徵用は、職業紹介その他自由募集の方法によつて總動員業務に必要な人員を得ることが出来ない場合に行はれる。又軍の作戰上から職業紹介、募集のやうな公表的方法によることの不適當な場合、事態緊急にして公募による暇が無いやうな場合にも行はれる。被徵用者は何れも戦争目的遂行上緊要な重要業務に就くのであつて、國の行ふ總動員業務(國家總動員法第三條)、工場事業場管理令によつて政府の管理するところの所謂管理工場に於ける總動員業務、又特に政府の指定する所謂指定工場に於いて行ふ總動員業務に従事せしめられるのである。

即ち、徵用を主管する官廳は厚生省であるが、厚生大臣は總動員業務を行ふ官衙の主管大臣の請求、或は管理工場又は指定工場の事業主の申請により必要と認められた場合、被徵用者居住地の地方長官に徵用命令を傳達する。傳達を受けた地方長官は、被徵用者の居住及び就業場所、職業、技能程度、身體の狀況、家庭の事情、本人の希望等を斟酌した上で、徵用の適否、従事すべき業務の種類、職業、場所等を決定して始めて徵用令書を發し、被



徴用者に交付するのである。

例へ、直接軍の戦争任務でないとは言へ、戦争遂行上必要な重要業務に國家から徴用せられることは、皇國民として至上の名譽光榮であるから、召集令狀の「赤がみ」に對し、徴用令書が「白がみ」と稱せられる所以である。白紙の令狀を受くることこそ、戦線に應召し得ない國民にとつては何よりも直接國家に御奉公の途を拓かれたものと言ふべく、従つてこの白書應召の被徴用者に對しては、一般國民、特に彼等の指導に當るべき勤勞管理者たる者は、正しい理解に基いた深甚の敬意を表し、又その處遇に對して特別の配慮をめぐらすべき義務がある。國民徴用令による徴用が、國家の權力によつて勞働義務を課し一定場所に於ける就業を命ずる意味に於いて入管應召にも準すべきものである建前から、被徴用者をして前線に於ける將兵と同じく後顧の憂ひなく存分に御奉公せしむべきは當然である。即ち政府は昭和十六年十二月國民徴用扶助規則を制定したのであるが、それについては後に述べる。

#### 第四節 國民勤勞報國制度

國家の必要とする勞力を充足するために、専ら國民の自發的な奉仕的協力によつて供出される勤勞力を、國家が管理して其の勤勞場所を規制する建前の勞務動員として、昭和十六年十一月、國家總動員法第五條の規定によつて制定された國民勤勞報國協力令に基くところの、國民勤勞報國隊組織がある。本令による國民勤勞報國隊の組織は、後に述べるやうに女子にも適用され、現在既に續々と結成されて活動しつつあるものであり、各所の工場、事業場に奉仕作業を行つてゐるのであるが、これら報國隊の女子も亦當然勤勞管理者の管理指導の對象となるべきものであつて、特に未だ勤勞経験のない純眞なる一般女子の清冽なる戦時下勤勞觀念を涵養すると云ふ意味に於いて、之れを受くる工場、事業場の女子擔任勤勞管理者の責任は、極めて重大であると言はなければならぬ。

國民勤勞報國制度——國民勤勞報國協力令の制定の趣旨に付いて政府は次ぎの如き意味の説明をして居る。「時局下に於いて國民皆勤の體制を整備し、國民すべての勞務を最も有効適切に活用することに努めることは眞に緊要なことといはなければならぬ。すなはち、勤勞報國の氣風を一層振作し、國民の覺悟を新たにしてその勞務を現下緊要な部面に動員し、かくして國民のすべてが國家總動員に協力する態勢を整へる必要があるのである。」

また、現在のわが國の勞務の需給は極めて逼迫して來てゐるのであつて、政府の從來の各種の勞務對策だけで



は到底所要勞務の確保を圖ることが出来ない現状となつてゐる。かやうな事態に對處し、緊要な産業部門における作業の中で比較的熟練を要せず、しかも臨時的なものには、國民の勤勞報國によつてその勞力不足を補ふことは極めて適切なものといふべきである。

さらにまた、從來各地において、學校その他の各種團體或ひは國民職業指導所において、それぞれ勤勞報國隊を結成して勤勞報國に邁進して來たのであるが、これ等の全國的な綜合調整を圖ることは、一段とその能率を増進させ、勞務の有効適切な活用を促進し、眞に國民全體が國家總動員に協力する所以となるのである。

以上三つの理由から、今回政府では、國民勤勞報國協力を制定施行し、これによつて國民の自發的協力を促し國民の總てが率先して總動員業務に従事し、勤勞の責務と榮譽とを有するものとするにしたのである。而して、此の國民勤勞報國協助力に基いて編成される國民勤勞報國隊は、國民皆勤精神に則り、一億皇國民が一體となつて、勤勞を通じて時艱突破に當り、さらに進んで東亞共榮圈確立の礎石となることを本義とし、國民がみづから率先して國民勤勞報國隊によつて勤勞の實踐に當り、奉公の誠を致すことが、此の制度を運行する要めとなつてゐる。

即ち、國家の強制を俟つまでもなく、自ら進んで、國家の指示するところに従ひ、愛國心の發露として欣んで勤勞に従ふことが此の制度の本旨であり、従つて此の勅令は罰則を設けず、どこまでも皇國民の勤勞倫理觀に訴

へ、率先勤勞といふことを建前としてゐるのである。

國民勤勞報國隊によつて協力すべき者は、男子滿十四歳以上四十歳未満、女子滿十四歳以上二十五歳未満の帝國臣民である。但し女子の場合、妻及び内縁の妻は除かれる。また、右以外の者でも本人が志願すれば勿論報國隊に参加することが出来る。尙、學校在學者については學級單位として協力者の範圍を定めることが訓育上適當であるため、學校勤勞報國隊に限り別段の規定を設け、滿十四歳と云ふ限界に捉はれないこととしてゐる。

右の如き協力者の資格に該當する者でも、陸海軍々人、軍屬、官公吏、總動員業務従事者、被徵用者、老幼者不具者等の被保護者、不健康者、其の他定められた者は除外されることは言ふまでもない。

此の勤勞報國隊を何時でも必要な場合直ちに編成し得るために、地方長官は國民職業指導所長をして毎年一月末現在をもつて、市區町村毎及び左の團體につき協力可能人員を調査せしめると共に、國民職業能力申告令による青壯年國民登録について市區町村別の協力可能人員を概定せしめて置く。團體——(一)青少年團體、(二)婦人團體、(三)同業組合、(四)常時三百人以上使用の會社、商店、工場、事業場、(五)其の他の團體。

勤勞報國隊の協力する總動員業務は、

(一)總動員物資の生産、修理又は配給に關する業務



- (二) 國家總動員上必要な運輸又は通信に関する業務
- (三) 國家總動員上必要な衛生又は救護に関する業務
- (四) 軍事上特に必要な土木建築に関する業務
- (五) 國家總動員上必要な準備に関する業務
- (六) その他厚生大臣の指定する業務

であるが、その協力日数は一年につき通算三十日以内と定められてゐる。尙、厚生省は第八十一議會に於いて、近く此の國民勤勞報國協力令の改正を行ひ、隊員の年齢の擴張並に期間の延長をなさんとする意向ある旨を明らかにした。

勤勞報國隊による協力を受けんとする者は、厚生大臣又は地方長官に協力の請求又は申請をするのであるが、厚生大臣又は地方長官はその必要ありと認めたる場合、市町村長、その他團體長、學校長等に對して必要な措置を命ずる。此の命を受けた者は、年齢、職業、身體の狀況、希望等を斟酌して勤勞報國隊に参加すべき者を選定し、之れを本人に通知し協力に必要な事項を指示するのであるが、この通知を受けた者は右指示に従つて勤勞報國隊に参加協力することになるのである。

なほ、地方長官は豫め、勤勞報國隊の編成を見ることあるべき市町村長又は團體長をして、報國隊の長となる

べき適格者を、協力可能者五十人に一人の割合で銓衡せしめ、之れに對して必要な教育及び訓練を施して置くことになつてゐる。

以上、國民勤勞報國協力令による勤勞報國隊の概要について記したのであるが、此の他に右の協力令によらなく、全く自主的自發的な勤勞報國隊にして、それぞれの地域或ひは職場に於いて勤勞奉仕をしてゐるものも少なからざる。

## 第五節 國民皆勤運動

今日の時局が國民のうち一人の徒食傍觀者を許さず、貧富の分ちなくそれぞれの分に従つて必要な業務に勤勞すべきは既に明らかである。さればこそ上記國民徵用令が發動され、また國民勤勞報國協力令の如きが公布されて、勤勞報國隊の活動が行はれてゐるのであるが、これらの法による勤勞も、國民が眞に戦時下新しき勤勞觀念を正しく把握し、率先勇躍して國家のために働くことを名譽とする精神を持するに至らなければ其の効果を充分にはあげ得ないであらう。



即ち、戦時下必要な勤勞が上からの命令や側からの強要によつてなされるのでなく、眞に自發的な、裡から躍動する誇りと欣びとをもつて行はれるに至ることが必要なのである。また法による組織的な勤勞の他に、一般國民のそれぞれの立場それぞれの地域職域に於いて、もつともつと積極的に能率を上げる必要のある勤勞が澤山あるのである。斯る必要に對しては、勤勞が盛り上る國民運動としてなされなければならないのであつて、そこに國民皆勞が要望提唱され、また國民皆勤運動が興されつつある理由がある。

「戦時體制下の國家は、國民中一人の不勞者、有閑者なきことを要請する。一億國民はよろしく勤勞の國家的重要性を認識し、勤勞報國の誠を致されんことを望む。」（昭和十六年度勞務緊急對策措置について鈴木企畫院總裁談——昭和十六年八月）

大政翼賛會は、同じ昭和十六年八月國民皆勤態勢確立のため次ぎの如き綱領を發表した。

- 一、自我功利の思想を排し、勤勞報國を第一義とする國民皆勤態勢を確立し、勤勞精神の昂揚と共に勤勞習性の建設を期す
- 二、老幼不具廢疾者、産前産後の婦人等を除き、國民の間に一人の不勞者、有閑者、及び無職者なからしむることを期す

斯くて今日では最早勤勞は生活の資を稼ぐための手段にあらず、まして卑しき下賤の業にあらず、一億國民の尊い國家への奉仕であり義務となつたのである。

更に大政翼賛會は、昭和十七年十二月八日大東亞戦争第一周年記念の國民運動の一として、左の要綱による國民皆勤運動を提唱し漸次之れが強力なる全國的展開に努めつつあるが、此の中には特に女子の皆勤が強調されてゐる。

### 國民皆勤運動實施要綱

#### 一、趣 旨

大東亞戦争完遂のためには我が生産力を以て米英の生産力を壓倒撃滅することを要す。故に銃後は其の一切を擧げて生産力の増強に邁進せざるべからず。恰も皇軍が全兵力を必勝必殺の戦闘目標へ結集して赫々たる戦果を收めつつあるが如く全國民悉く戦争完遂に必要な業務に挺身し總力を斯の一點に結集發揮すべく、一人の無爲傍觀者のあるを許されざるの秋なり。此に於て、全國民に對し、全業態、全職域、全地域に亘り、大いに此の勤勞熱意の振起昂揚に力め、全國民を擧げて征戦下皇國に「生ける驗」に感激發憤し、澎湃として戦争完遂業務に就き、以て戦力増強に邁進するやう強力なる國民運動を展開せんとす。

#### 二、實施要項

##### (一) 勤勞奉公精神の徹底

#### 第二章 國民皆勤態勢



地域別、業務別、職域別、學校、團體等各方面に對し凡ゆる方法に依り之を徹底せしむること  
(二) 國家重要生産への動勞力集中

特に動勞力の集中を必要とする戦争産業の方面へ、その他の方面より力めて報國轉進するやう促進すること、但し之は企業整備運動と相俟つて行ひ國民職業指導所と緊密に連絡すること

(三) 動勞報國隊の擴充強化

1、各地域、各職域、各團體に於て、更に動勞報國隊運動を強化し之が擴充整備を圖ること  
2、動勞報國隊の活動については關係官廳、關係諸團體と充分なる連絡をとること、尙、特に必要に應じ國民職業指導所と緊密なる連絡をとること

3、中央及び地方に動勞報國隊運動に關する協議會を設置すること

4、中央及び地方に於て必要に應じ指導者の錬成を爲すこと

5、中央及び地方に研究會を設置し左の研究をなすこと

イ、作業方法の科學的研究

ロ、協力を受くる側に於て爲すべき技術的指導及び各校の準備、處遇等の方法に關する研究

(四) 未活用動勞力の活用

1、女子皆働運動

イ、都市に於ては工場内百般の輕作業、各方面の事務、商業、交通業、食堂内の業務等への女子代替を推進すること

ロ、農村に於ては女子の牛馬耕の奨励、女子技術員の養成普及を圖ること

ハ、漁村に於ては女子の漁撈作業への出勤を促すこと

ニ、有配偶者及び子女のある婦人のために特に選出早退制の設定並に工場事業場内等に託兒所若しくは授乳施設の設定を促進すること

ホ、本項實施に當りては特に左の事項に留意すること

甲、本運動に關しては日本婦人としての家庭生活上の使命遂行に支障を來さしめざること

乙、女子の動勞に對して特に保健、衛生施設、教養、風紀等に關して周到なる注意と萬全の施策を講ずること

2、動勞外收入生活者の皆働運動

動勞外諸收入により生活する者の適材適業進出を促進すること

3、潜在動勞力の活用

部落會、町内會、隣組其他各種團體に於て未活用動勞力を利用し、軍需品等の部分品の協同作業又は協同計畫の下に於ける家庭の副業等潜在勞力の完全なる發揮を期すること

本項實施にあたりては適宜指導者を置き、關係官廳、關係團體と緊密なる連絡の上萬全且つ深切なる指導をなさしむること

(五) 共同施設の普及運動

動勞能率を増進せしむるための家庭援護事業として、必要に應じて共同炊事及び共同託兒所等の設置を促進すること、尙、前掲副業其他のために共同作業場の設置、並に生活必需品の共同購入等によつて極力動勞時間を捻出すること

(六) 應徵者の激勵



- 1、講演、放送、文書その他の方法により國民徵用制度の精神を一般に一層徹底せしむること
- 2、應徵者の出發に際してその行を一層壯んにすること
- 3、部落會、町内會、隣組等より應徵者に激勵の手紙を差出すこと
- 4、應徵者の別居家族を激勵し、その援護を要するものについては關係當局に協力し適切なる方法を講ずると共に、その生活指導を行ふこと

## 第六節 追 録

### ——生産増強勤勞緊急對策要綱——

本項の執筆後に於いて、一月二十日の開議決定に基く「生産増強勤勞緊急對策要綱」が情報局から發表されたので、不取敢其の要旨と全文を追録として挿入して置く。

本要綱は、

- (一) 國民徵用制度につきその國家性の明確化をはかるため制度そのものの刷新及び其の運営の改善を斷行すること
- (二) 國民勤勞の重點的配置を強化徹底すること

(三) 勤勞管理の一段の刷新強化を期すること

(四) 勤勞能率昂揚のため絶對必要とする諸物資等の確保を期すること

(五) 以上に必要な經費を豫算化すること

を骨格とするものであるが、刻下喫緊の要請たる生産増強の根本要件であるところの國民勤勞力の最高度の發揮を期して、國民皆働體制の整備強化と皇國勤勞觀の徹底的具現を中心眼目とし、勞務動員、配置、管理及び給與の全般に亘り刷新強化を斷行、現下の勤勞諸情勢に即應して緊急實施せんとするものである。

本要綱によつて、近き將來に於いて、在來の工場法を廢し、劃期的なる皇國勤勞法とも云ふべき勤勞根本法の制定せらるべきことが明らかにせられたのであるが、また本要綱は「産業及び企業間に於ける重點の移動に即應する勤勞者の配置轉換を容易且つ迅速ならしむるため必要なる措置を講ずる」ことを定め、軍に於ける機動作戰の如く、戰爭の發展に伴ふ生産の重點移動に即應し勤勞力の配置を變更し得る勞務の移動性をはつきりさせたことは、生産體制が一步眞實の戰爭體制に近付いたことと云ふべきであつて、注目せらるべき點である。

而して、特に女子勤勞に關し本要綱は「女子を以て代替し得る業種及び職種につき夫々女子の使用員數の標準を定むるとともに、女子勤勞管理を確立し、もつて女子動員の強化を圖ること、右に關し男子の就業制限乃至禁



止を行ふこと」と明記して、男子の就業制限及び之に對する女子の代替を方針として確立し、既に本章に述べ來つたところの女子勞務動員の趨勢を愈々確定的なものにしたのである。此の點に關し小泉厚生大臣も次の如く述べて居る（昭和十八年一月二十一日、朝日新聞）。

「徵用即ち産業應召は、軍人應召と同じ程度に重要なものと私は考へてゐる。従つて應徵者が作業で傷病した時や、應徵のため留守家族が難澁するやうな場合、後顧の憂ひをなくするため軍人援護と同様の強大な應徵者援護組織を新たに設けて、積極的にこれを援護することになつてゐる。次に今日のやうに國防産業方面の勞力が不足する時代には、比較的不念部門に働く人たちは、どしどし重要産業部門に勤勞して貰はねばならぬ。そのため種々と勤勞統制を強化してゆくこともあらうが、この際勝ちぬくために諸君は進んでこれに協力して頂きたい。未婚女性はもちろん家庭の婦人も、事情の許す限り、勤勞報國家に加はつたり、直接職場に進出し、男子の勞力不足を補ふやう、この小泉から切にお願ひする。」

#### 生産増強勤勞緊急對策要綱

（昭和十八年一月二十日）  
閣議決定

生産増強は刻下喫緊の要務にしてこれが完遂は國民勤勞の充實發揚に俟つ處極めて大なるに鑑み勤勞總力を最高度に發揮するため特に左の如き方策を緊急實施するものとす

### 第一 國民徵用制度の刷新強化

#### 一、國民徵用の國家性明確化

- (一) 被徵用者全員一體の態勢を以て生産増強に邁進し得る如く必要なる措置を講ずること
- (二) 徵用は豫め合格者を定め可成國家施設に收容し教養訓練を施したる上工場事業場に配置すること
- (三) 被徵用者の工場事業場において支給を受くる給與が、當該被徵用者の前收に比し著しく減少する場合に  
おいてはこれを補給する途を講じ、その財源は國家において相當負擔すること  
右補給は別途國民徵用援護制度の擴充によりこれをなすこと

#### 二、國民徵用制度の運営の改善

- (一) 現行徵用期間はこれを延長し、必要ある場合においては更に更新し得ることとすると共に、徵用を解除し得る場合を明確にすること
- (二) 徵用銓衡を厳正かつ權威あらしめるため、國民徵用官制度を確立するとともに國民職業指導所の機能増進に必要な措置を講ずること  
徵用官は地方廳における關係高等官をもつてこれに充つること
- (三) 徵用給源の確保並に銓衡の厳正を期するため、銓衡に當りての徵用除外の範圍を縮小すると共に、適正



なる銓衡基準を定むること

三六

(四) 國民登録の範圍をさらに擴大し、被徵用者銓衡に便ならしむることとこれが整備をはかること

(五) 被徵用者にして特に勤勞狀況良好ならざる者については國家の特別鍊成施設において鍊成を實施し、その教化指導に努むること

### 三、國民徵用援護制度の擴充

被徵用者をして後顧の憂なからしむるため、その遺家族に對する援護制度を擴充強化すると共に、被徵用者の士氣を昂揚するため、慰問激勵に付特別の措置を講ずること

### 第二 國民勤勞の重點的配置の強化徹底

一、産業および企業間における重點の移動に即應する企業整備の進捗にともなひ、工場事業場間における勤勞者の配置轉換を容易かつ迅速ならしむるため必要なる措置を講ずること

二、中小商工業者の戦時重要生産への轉換を更に一層促進するため必要なる措置を講ずること

三、國民勤勞報國隊制度の刷新を圖り、各地域、職域または團體における報國隊の常時組織を編成せしめ、かつその出勤期間を延長すること

四、不念と認めらるる學校、殊に時局下緊要ならざる各種學校およびこれに類する施設の閉鎖、制限または收容

定員の減少を行ふと共に、學生生徒の勤勞報國隊組織については特にこれが擴充強化を圖ること

五、女子を以て代替し得る業種および職種につき夫々女子の使用員數の標準を定むるとともに、女子勤勞管理を確立し、もつて女子勤勞員の強化を圖ること

右に關聯し男子の就業制限乃至禁止を行ふこと

### 第三 勤勞管理刷新強化

#### 一、勤勞管理行政の強化

(一) 皇國本來の勤勞觀を確立し、かつ工場事業場における勤勞管理機構および勤勞管理の陣容を整備せしむるため、必要なる措置を講ずると共に、特に勤勞能率不良なる工場事業場に付勤勞管理改善のため強力なる指導を行ふこと

(二) 管理官、勞務官、工務官等緊密一體の態勢を整備し、重要工場事業場の生産能率の増強につき総合的かつ強力なる指導をなすこと

#### 二、勤勞青少年の輔導鍊成

國力の基幹たる勤勞青少年の不良化を未然に防止するとともに健全なる勤勞青少年育成のため別案「勤勞青少年輔導緊急對策要綱」によりその輔導鍊成の徹底を圖ること



### 三、就業時間制度の刷新

現行就業時間関係法規を改正し、戦時生産即應の弾力性ある運営をなし得ることとする

### 四、戦時適正賃金制度の確立

勤勞者の生活の恒常性を確保し、勤勞能率の向上を期するため、賃金統制を合理的ならしむるとともに賃金統制上必要な措置を別途講ずること

### 第四 勤勞者用物資、住宅等に関する対策の強化

- 一、勤勞者用物資の割當ならびに配給は原則として産業報國會の組織を通ずることとしその一元化を図ること
  - 二、工場、鑛山、事業場における購買會の配給機構上の地位を認めこれが積極的活用を図ること
  - 三、勤勞者住宅、寄宿舎および厚生施設は國において一定の規格を定め、工場施設と一体的に計畫せしむるとともに、その建設、既設建物の有効利用等につき特別の措置を講ずること
- 第五 本要綱實施に關し必要な經費に付ては豫算上の措置を講ずること

## 第三章 女子勞務動員と勤勞報國運動

### 第一節 日本の戦力と女子勞務動員

數字を上げて説明することは許されないが、滿洲事變より引續き支那事變を戦ひ、更に今次の大東亞戦争へと長期に亘る戦争をつづけてゐるわが國は、當然の要請から生産機構の躍進的擴充をつづけ、一方相當数の男子人口を兵力として戦線に送つてゐる。生産力と兵力とこの二つの必要を充足するために、前章に於いても觸れたやうに國家總動員法の發動による徵用其他諸般の對策、平和産業の轉廢或は操短による勞力の轉用、轉廢業者の軍需産業への振り向け等凡ゆる手を打つてゐるが、無限に擴充され要請される生産增強の必要に對し、既に男子勤勞力の點に關しては勞務對策も一應極限に來たとすら一部では云はれてゐる。尤も、一方に於いて、更に民需不念産業の整理、軍需産業の再編成、企業統制或は整備、また勤勞管理の徹底等、現状の根本的整理を行ふこと



によつて、現在數の勤勞力のままでも尙相當の生産力を増大し得る見込みがあるとも言はれるが、それが事實であらう。前項に掲げた「生産増強勤勞緊急對策要綱」の決定も其の意味で出されたものであり、われわれは其の速かなる實施と其の成果に深甚の期待をもつものである。事實、わが國が未だ學生生徒に全く手をつけてゐないゆとりを見ても、交戦諸國に比較してまだまだわが戦力には餘力があると考へられる。常識論から言つても、朝夕の交通機關の中や街頭に於いてわれわれは青壯年男子の氾濫してゐる國內の餘裕を心強く見るのである。

然し、大東亞戦争が、單なる形容詞としてでなく實際に於いて長期戦たるの性格と相貌を次第に露呈し來つて居る今日、その龐大なる消耗戦と建設戦とを併行して戦ひ、之れを戦ちぬくために、生産の無限的擴充の必要が當然のことであるとすれば、一方に兵力を供給しつつ他方に此の生産勤勞力を缺くことなく充足してゆくことは、之れを男子にのみいつまでも期待してゐることの不可能なことは言ふまでもない。前章に記した「生産増強勤勞緊急對策要綱」に於いても男子勤勞への女子の代替を明示してゐるのである。

而かも、今や大東亞戦争の勝敗は、彼とわれとの生産力の決戦にかかつてゐるとまでいはれるのである。殊に米國の軍需豫算が示す物實力と人力に加へて戦時國內體制の整備に伴ふ其の生産能率の躍進的な上昇に對し、われの生産能率の挑戦如何が問題なのである。戦争の勝敗は必ずしも計數のみによつて決せられるものではない。従つてわれに必勝の精神力あれば米國の一〇〇の生産に對しわれまた一〇〇の生産を實數に於いて争ふ必要は必

もないかもしれぬ。しかし、問題は其の生産能率の上昇如何にある。々々、月々、年々と上昇してゆく彼の生産能率に對して若しわれの生産能率の上昇曲線が下廻つたり、或は然に低下してゆくやうなことがあつたら、それこそ勝利はおぼつかない。實數は彼が一〇に對しわれの五であることは惧れない。小粒でも唐子はピリツと辛い。ただ彼が五割の生産上昇を見せたらわれは六割七割と、彼が六割上げたらわれは八割九割と上昇率に於いては彼を常に凌駕してゆくことが、そして彼と我との比率を一〇對五から一〇對六、一〇對七と云ふ具合に上げてゆくことが絶対に必要なのである。斯る態勢をわれが持する限りわれの必勝に微塵の懸念もないのである。

そこに、國を擧げて生産増強が必死に要望される所以がある。長くも 天皇陛下御自ら伊勢大廟に御親拜あらせられ、全國主要生産關係者代表に破格の拜謁を賜はり、また全國の生産場に侍従を御差遣あらせられた大御心の程は拜するだに恐懼の極みと言はねばならぬ。われ等皇國民たるものは粉骨碎身して此の大御心に應へ奉らねばならぬのである。

わが日本の運命を決する刻下生産力増強の此の要請を完全に果すために、今や全國民が勤勞に挺身すべき秋である。とすれば現在交戦諸國がとりつつある對策の實情に照しても、今後わが國に於いても女子の勤勞への動員が漸次強力に促されるであらうことは當然であらう。



昨秋小泉厚生大臣は、わが國に於いては當分女子の徵用は行はぬ旨の發言をしたのであるが、それは女子の勤勞が不要の意味ではなく、いよいよとなるまでは成るべく國家權力による強制徵用の方法を避け、それまでは出来るだけ國民の自發的協力にまち、また家庭内に於ける内職勤勞等の方法に依る等家庭を守ることを考慮したいと言ふ本旨に他ならない。またそこには、後に論ずる如く、わが國生産工場、事業場に於ける女子勤勞者に對する施設の不備——女子勤勞者を受け容れる準備の未だ整はざる實情に照し、或は交通機關の不備といふ點から、そこに急激に大量の女子を送ることの憂ふべき結果を憂慮しての親心があつてのことであらうと察せられる。

昭和十八年二月十日、第八十一議會衆議院に於ける戰時行政特例法案委員會に於いて、女子勤勞動員に關する質疑に對し、小泉厚相は次の如き意味の答辨をしてゐるのである。

「女子の動員は、日本婦人の家庭の地位とか、特性をよほど慎重に考へてかからねばならぬ。軍需工場の作業のうちで、女子が直接工場に行かなくとも家庭で出来る分野が相當あり、これを軍からまゝとめて貰つて、町内會や隣組で引受けても適當にやれると思ふ。

これはある工場の例だが、夫の出勤後、主婦が家庭の仕事を片づけてから二時間位おくれて同じ工場に出勤し退出も早目に帰宅して食事や家庭の雜事をするといった方法で、工場内の掃除、荷造り、記帳などの用務を引受け、相當の成績をあげてゐる所もある。

厚生省としてはこのやうな方法も考慮してゐる。通曉不便の女子を一箇所に收容するといふことは、男子と違つて施設の上に色々難點があり、女子の登録に對しても質疑があつたが、今日のところ未だ女子の徵用は行はななくてもよいと考へてゐる。」

然し、女子勞務の徵用と動員といふことは自ら異なる。女子勤勞力の必要といふ點に於いては既に現段階に於いても明瞭なのであつて、未だ強制徵用といふところまで行き詰つてゐないといふまでである。前章に追録として記した「生産増強勤勞緊急對策要綱」に於いても明示されてゐる如く、男子の従事する勞務にして女子をもつて代替せしめ得るものは男子の就業を制限若くは禁止し、極力之れを代替せしむることとし、「女子動員の強化を圖る」方針が確定されてゐるのである。

何れにしても、各般の情勢から推察して今後、女子の、生産勤勞戦線への動員は次第に活潑に推進されることは必至であると云つて差支へない。斯く言ふまでもなく、既にわが國に於いては以前から女子勤勞者の數は相當の割合に上つて居り、昭和十六年末に於いては全勤勞者數のうち約二七%が女子従業者であつた（日本經濟年報第五〇輯）。交戰諸國に較べては遙かに低率であるとは云へ、現在に於いては此の割合はもつと増加してゐるであらうし、この女子勤勞者増加の趨勢は強制動員の如何に拘らず必然的に今後益々旺んに續けられるであらう。



戦争の進展に伴ひ男子勤勞者の軍務應召が増大するに従つて女子の勤勞動員は必然的に強化される。今まで男子勤勞者の占めてゐた職場が女子勤勞者に移つてゆくことは當然である。殊に一般男子勤勞者がより重要な職場に移るために女子による代替が行はれる。また従来繊維工業や軽作業、其の他所謂不急産業に従事してゐた女子勤勞者が軍需工業や農業方面へ振り向けられて來ることも言ふまでもない。

現在、ドイツや英國に於いては、一般街に見る電車やバスの車掌、運轉手、郵便配達夫、料理店の給仕人等かつて男子の職業であつたものが悉く女子によつて代られて居り、わが國でも最近國民學校女教員の割合が著しく増加して來てゐる事實等注目されてよい現象であらう。

ただ、斯くの如き女子の勤勞戦線への動員に付いて、後に述ぶる如く其の女子の特質に叶つた適當なる職場への配置、即ち女子勤勞者の適性配置と云ふことが併せて充分に考慮されなければならない。戦争下に於ける女子の勤勞動員とその配置についての事情を知る参考として、ドイツに於ける文献を菊池氏の「ナチス勤勞動員體制研究」から引用させて貰ふ(同書二八二頁、フェルキッシュ・ベオバハター紙の記事)。

「今や、外に於いて、男子が四六時中生命を賭して戦線に活動しつつあるに際し、銃後に於いても、婦人に對する國家の要求は、従來に見られざる高度に上ることは、當然のことである。戦時下に於ける獨逸婦人の責務及び負擔亦従つて多岐多面となる。或は農婦として或は主婦として、戦時婦人の任務は、何者の補充も許さず、價値

高きものである。だが勝利確保への必然的過程に於ける婦人の任務は、結局軍需工場に於いても見出されねばならなくなるのだ!

最近(一九四〇年六月)獨逸の軍需工場に於いては、夥しい婦人勤勞者が配置されて、榴散彈、機關銃、裝甲車、航空機、信管、電信器械等の製造に従事しつつあるが、それぞれの職場に於ける諸般の條件は、必ずしも婦女勤勞者の特殊要求に合致せざるわけにあらず、又さして、困難なる肉體上の緊張を伴ふわけにあらず、之に對する社會的保護も少くないと考へられる。

蓋し、一九一四年當時、戦争勃發と同時に不用意な婦女勤勞配置が行はれたのに反し、一九三九年秋の戦時婦女勤勞動員は、用意に於いて周到、組織に於いて整備と云ふ好條件にめぐまれ、配置される婦女勤勞者は、概ね當時より職業上豊富な經驗を具へ、比較的高度の勤勞に熟してゐる。タンクや爆撃機製造等の工場に於いてさへ婦女勤勞者が結構、其の勤勞をやり遂げつつあることも故なしとしないわけである。

例へば、飛行機製作所や彈藥箱製造所に於いて、多くの婦女勤勞者が、器用に目釘を打ち込んだり、さして肉體的緊張を要することなしに、指先で電氣で簡單に操作できる壓搾空氣ハンマーを扱つたりして、従來男でなければできぬと云はれた作業にどしどし進出してゐる。

鑿岩機及び創裁機製作所では、現在、非常な數に上る婦女勤勞者を就業せしめてゐる。機械設備は、概ね男子



を同僚にもち、殆ど坐業で、把手を握つて、手軽に操作してゐる。銃身製造の旋條機械にさへ、婦女労働者がみられる。これは、従来、男子の獨壇場とされてゐたのであるから、以つて、婦人労働配置の可能性が判るわけである。因みに、日に何千萬發といふ生産をあげつつある大規模な榴散彈製造工場に於いては、婦女は、まだ簡易な作業に限られてゐるものの如くであるが、要するに婦女労働者にして、勇敢な配置氣構へさへあれば、大概の分野に、開拓の歩を進めることができることだけは、たしかであらう。蓋し、作業方法の自動化と作業の分化とは、作業者の熟練非熟練を問題とせぬまでになつて居り、而も、軍務に應召せざる男子労働者も、未だ多數居つて、之が指導に當つてゐるからである。

以上の外、婦女労働者の軍需工業進出には、無論、徹底的な醫師の診断が前提となるであらうし、又、社會政策的にも、婦女労働者の戦時配置には、労働時間等の特別考慮も必要であらう……」

わが國に於いても、既に部分的には、女子勤勞者の旋盤其の他の機械作業に於いて男子勤勞者と同等に働いてゐるものも少くない。然し、之れが大量的な配置には、要するに「周到な用意」と、「整備された組織」と、そして「社會政策的な保護」と云ふ條件が前提となるのであつて、此の點の不備といふことが、わが國に於いて未だ女子勤勞者の徴用を躊躇させてゐるのである。

然しながら、徴用の有無に拘らず、既に女子勤勞者の産業戦線への動員は事實上始まつてゐるのであるから、われわれは一時も速かにこれら諸條件の完備を期さなければならぬ。殊に、現に女子勤勞者を擁する所に於いては、何よりもその「社會政策的保護」の整備徹底を圖ることが急務であり、それこそが、率先職場に挺身して來た婦女子の尊敬すべき勤勞意慾に酬む、また彼女達を預つた者の國家に對する責務を果す所以であると言はねばならぬ。斯くして、始めて日本の戦力はまだまだ餘裕綽々たるものありと云へるに至るのである。

## 第二節 女子勤勞報國運動

叙上の如き現下時局に對する認識と、國の生産力増強の緊要性に對する覺醒と、そして決戦下皇國の新しき勤勞觀への自覺から、國民一般の、そして女性の皆勤意識、勤勞意慾の昂揚は特に目覚ましいものがある。即ち男子については今爰に觸れるまでもないが、女性の勤勞戦線への率先就勞が劇増する一方に於いて、増産協力の熱意に燃ゆる家庭内職作業に従事するものが増加し、更に賃銀報酬を全く計算に入れない勤勞報國運動が澎湃として興りつつあることは誠に劃期的な事象だと言はねばならない。働くことの必要とその正しい意義が漸次に女性の中に浸透しつつあることは、彼女達が人の子の母であり、またやがて母たるべきものであると言ふ意味に於い



て、やがて國家の將來、次代國民の上を考へるとき、まことによろこばしい限りである。最近まで、女工、職業婦人などの言葉は一種の差別觀をもつて言はれてゐたのであるが、今は働く女こそ最も尊敬せられるものとなつたのである。

例へ女の織手でも、これが集團をなした場合には大きな力となる。その生産能力は相當の程度に發揮されるのである。斯くて今日、女學生、女子青年、また家庭婦人、これらの女子にして、自ら働くことによつて戦ふ日本の國の鼓動を體認すると共に、些かでも國家の必要とする生産増強に協力せんとする情熱にかき立てられて結び興りつつある女子勤勞報國の運動が全國津々浦々に目覚ましい働きをしてゐるのである。此の全く國民の自發的奮起による勤勞報國運動、これこそが、國をして未だ女子徵用といふ強權發動を不要なりとまで安んじさせてゐる大きな動力の一つなのである。女子の勤勞への動員の一つの形態としての勤勞報國運動は、今日未だ必ずしも整備された完全なる體系を具ふるまでには至つてゐないけれども、その現在行はれてゐる種々相を述ぶることは参考となるであらう。そしてわれわれは、現に工場事業場に、或は農山漁村に、その全身を擲つて増産に献身してゐる女子産業戰士と、これらの勤勞報國隊の女性とが、その勤勞報國への意欲とその尊敬せらるべき意義とに於いて、全く、差異がないのであつて、心からなる敬意を拂はなければならぬと考へる。假りに若し、後者が所謂きれいごととして見られたり、或は些かでも在來の女工や職業婦人に對してもたれたやうな蔑視觀を以つて扱

はれるやうなことがあつては一大事である。然し、そこには既に戦争下に於ける新しき女子勤勞觀が芽生へ確立せられつつあるのである。凡そ女子勤勞の管理指導に當るものの留意しなければならぬ大切な點であらう。

かかる認識への一助として、現に行はれてゐる各種女子勤勞報國運動のうちから、いくつかの形をとり上げて紹介して置きたいと思ふ。

### 一、國民勤勞報國協力令に依る女子勤勞報國隊

國民勤勞報國協力令については既に述べた通りであるが、現在同協力令に基いて結成された多數の男女勤勞報國隊が各種の産業施設工場等で有效な勤勞報國に勵んでゐる。本令による報國隊は業主の申請によつて國民職業指導所の手を通じ派遣配屬されるのであるが、女子の場合、學生の他に地方農村の女子青年が農閑期を利用して都市の工場に勤勞報國の隊を擲けてゐるものが少くない。

東京の某印刷工場に於ける例。山形の農村から専門學校卒業生をも加へた六十名の女子青年が、昨年十二月から此の三月末までの四ヶ月間、農閑期を利用して働いてゐる。労働時間は午前七時半から午後五時半までで一般工員と同じであるが、正午より三十分間の晝食休みの他報國隊員には特に午前午後二回十五分宛の休憩が與へられる。全員工場の寄宿舎に居住、待遇は規定により日給一圓二十錢、その中から一日三十錢の食費が差引かれ



るが、工場側の負擔は食費費七十三錢、此の他修學費、見學費等を支辨してゐる。

比較的長期間の就業であるため習熟見るべきものあり、相當の能率をあげ工場側も歓迎してゐるが、隊員も、戦争の兵站戦に直接關係して國力の偉大さを知ると共に戦時生産戦の重要さを感じて働くことの眞意義を知ることが出来た、工員が何れも非常に親切で工場全員が一致團結してゐる有様が美しく、其の中で働くことが楽しい、等々の感想を述べてゐる。一般工員の側でも報國隊員の規律正しい眞面目さと、賃銀が一率で一般工員より低額であるにも拘らず眞剣に働くので好感をもち、兩者の折合ひは極めてよい。

これ等の隊員は所定の期間を終れば再び農村に歸へるのであるが、折角仕事にも熟練した時分によい働き手を失ふと云つて工場側では残念がつてゐる。隊員の中には工場勤勞への魅力から家庭の諒解を得て後に残り本工員になるものも數名はある筈だと云ふ。

勤勞報國隊には右のやうな比較的長期のものもあるが、多くは商業報國會員或は各種同業組合員の結成するもので、何れも四、五日位宛交替で働くものが多いのである。

學生の報國隊も短期のものが多く、従つて比較的熟練を要しない、數でこなすと云つた輕作業に協力する場合が多いのであるが、その能率は眞剣な奉仕の精神が不熟練を補つて餘りあると言ふ。待遇は規定により女子學生時給七錢の謝禮、十時間働けば七十錢である。此の勤勞奉仕は學生の訓育上に於いて大きな効果があり、自由な

生活から規律的な勤勞生活に入り、實社會の眞剣味に觸れて氣持が更つたことを自覺し、また時局認識を勤勞の實體から把握し得ることを感激してゐる。殊に勤勞に對する潜在的な侮蔑觀、輕視觀が體驗によつて拂拭されつつあることは、皇國民の新しき勤勞觀確立のために意義深いものがあるであらう。

## 二、協力令に依らざる女子勤勞報國運動

### イ、大日本婦人會の勤勞報國隊

全國二千萬の會員を擁する大日本婦人會に於いては、最近、勤勞報國隊實施要綱を定め、その會員中の適格者を以つて國民勤勞報國協力令によらざる勤勞報國隊を全國的に結成し、大いに勤勞奉仕の精神を昂揚し其の實を擧げることになり、本部より全國支部に其の旨の通牒が發せられた。

過般、川崎市の某工場に於いて地元の日婦會員が、少年工の寄宿舎に出動奉仕して、室内の整頓、汚れた衣類の洗濯や繕ひを全部引受け、可憐純情な少年工達を久しぶりに郷里の溫き慈母の膝下にあるの想ひに感涙に咽はしめた例の如きは、其の最も意義ある勤勞報國であり、また工場の勤勞管理に携はる者に對しても大きな教訓を與へたものであつた。



## ロ、女子親切部隊

以上の如き國民勤勞報國協力令による女子勤勞報國隊或は同協力令によらざる大日本婦人會の報國隊、その他直接工場事業場等の産業施設に入つて勤勞に協力するもの他に、例へば東京市が各區役所に附設して組織した女子親切部隊の如きものがある。之れは各區内に於ける職業をもたない未婚の女子有志を登録し、區役所に於ける戸籍整理、納税通知書や配給切符の作製其の他の事務を區役所の繁閑に應じ、一人一ヶ月に二日乃至一週間位の割合で出勤奉仕する組織であり、何れも欣然として勤勞の尊さを體驗しつつある。尙、最近に於ては東京市の新設した戦時保育所にも此の女子親切部隊を動員協力せしめてゐる。

## ハ、都市女子青年の農村勤勞奉仕

また、此の二三年の経験であるが、大日本青少年團、帝國農會、産業組合等の主唱協力により、都市に於ける青少年團員、女學生其の他の青年女子を組織して、農繁期に於ける農村の共同託兒、共同炊事等の仕事に對し勤勞奉仕隊を派遣する試みが行はれ好成績をあげてゐる。

## 都市女子青年農村勤勞奉仕實施方法

### (一) 奉仕作業

奉仕作業は農繁期（春期及秋期）に於ける共同炊事並に託兒所

### (二) 奉仕者の資格

奉仕者は勤勞精神に激し心身共に健全にして農繁期に於ける農村の奉仕に堪へ得る十八歳以上二十五歳迄の女子團員たること

### (三) 奉仕者出勤班数

各市青少年團と連絡の上出勤班数を豫め調査し勤勞奉仕班を組織すること

### (四) 奉仕期間

奉仕期間は可成共同炊事並に託兒所開設頭初より終了の全期間とし全期間奉仕不可能の場合にありては最低一週間を下らざること

奉仕期間十日以上に亘るときは交替制によるものとす但し交替方法は一時に一班全員の入替を行はず部分的に行ひ漸次全員に及ぼすこと

### (五) 班編成

奉仕内容に即し左記により連絡なる員數に基き編成をなすこと

1、班の編成に際し事前に健康診断を實施し結核、皮膚病其の他傳染性疾病あるものを除くこと



- 2、年齢、教育程度、性格等を考慮し立體的に編成すること
- 3、一施設につき基本員数は次の如く編成し共同炊事、託兒所兩施設設置の場所に派遣することを原則とするこゝ
  - 共同炊事 三人
  - 託兒所 三人
  - 兩施設に對し一班 六人
- 4、班員中人格識見共に優れ而も指導能力ある者を以て班長とし奉仕期間中班員の統制、生活訓練の指揮にあたること
- (六) 豫備訓練
 

出勤に際し隊及び班の編成決定と共に合宿訓練を行ひ精神的技術的訓練を行ひ、左記内容により錬成しその萬全を期すること(最低二泊三日)

  - 1、奉仕精神の昂揚
  - 2、奉仕地域、施設の實情認識
  - 3、實際的技術の修練
  - 4、集團的訓練
- (七) 奉仕者の服装及び携帶品(略)
- (八) 奉仕期間中の生活訓練
  - 1、奉仕期間中は班長を中心として朝夕の行事を規律正しく行ふは勿論常に團體的行動を主とし適宜厚生運動を行ひ健康に留意し女子青年團員たるの本領を發揮すること
  - 2、奉仕中の貴重なる體驗を生かし將來への参考に資するため奉仕日記、班日記、研究調査事項等を記録すること
- (九) 奉仕地女子青年團との交際
 

奉仕期間中地元女子青年團並に一般婦人との座談會、共同奉仕、合同生活訓練等の共勵切磋を行ひ相互の意志の疏通を圖り當奉仕の成果を充分發揮すること

奉仕班の編成並に訓練に要する諸經費は奉仕側に於て、請入に要する諸經費「隊員旅費(食費)、食費、宿泊費等」は請入側に於て負擔すること

二、家庭婦人の勤勞要員制度

以上の如き國民勤勞報國協力令による女子勤勞報國隊、或は之れに準ずる團體的な隊組織による報國隊若くは奉仕隊の他に、同じく女子の勤勞意欲を動員活用する方法として、家庭婦人の家事處理を妨げない範圍の時間を利用して工場に働かせる女子勤勞要員制度が行はれてゐる。

即ち最近各種工場に於いては、其の勤勞力不足を補ふ方法として、工場勞務員の妻その他工場近在の一般主婦を動員し、その家事處理の時間外に勤勞させる新しい試みを行つてゐるものが少くない。東京のみに於いて斯る制度を採用してゐる工場は約四〇ヶ所に上り、其の勞力も數千に及んでゐるが、勤勞時間は大體午前十時から午後三時までとし、晝食時間を除いて四時間勞働、日給六十錢位、他に交通費の實費を支給するのを原則としてゐる。斯くの如き制度で雇傭してゐる女子勤勞者を、女子勤勞要員或は女子勤勞挺身隊等と稱んでゐるが、何れも一種の勤勞報國隊たるの性格をもつてゐるものである。

これらの勤勞女子は何れも主婦である關係上、其の大部分が手足まとひの乳幼兒をもつてゐる。従つて、其の



動員を容易にし、また能率を上げるためには、どうしても工場内に託児所及び授乳設備等を設ける必要がある。即ち、何れの工場もこれらの施設を設けては居るが、それは極めて不完全であり、其の他厚生施設も殆どなく、加へて買物行列の如く生活物資購入の不便不自由等の原因から、その勤務率及び出勤の状態は最近餘り香しくなく、實情にある。これらについても、厚生施策の完備を圖り、勤勞力を十全に活かす事は、工場事業者側の責任であらう。

#### ホ、陸軍女子報國挺身隊

右の制度とは違ふものであるが、同じく女子の勤勞報國精神に訴へて、陸軍被服本廠が創案した「陸軍女子報國挺身隊」の組織は特にわれわれの注目をひくものである。これは一般と同じく國民職業指導所を通じて募集されるものであるが、就業期間一ケ年とし、待遇は年齢經歷に關係なく一律に普通工員初任給の五分減、軍屬として遇せられる。勤勞時間は午前七時から午後六時まで、その勤勞は全く普通工員と差別されない。全く女子の勤勞報國の熱誠に訴へるものであつて、必ずしも、賃銀を生活の資に充てる必要あるもののみでなく、相當の家庭の婦女子も参加してゐる。

最初一ケ月間豫備教育を施した後、普通工員と同じ作業場に於いて服務させるのであるが、其の後は大體一週三時間位全隊員に對し講話、講習等による教育を圖つて居り、指導者は主として日本女子大學校の同窓會である櫻楓會から派遣されてゐる。

此の隊員の作業能率は最初低いのは當然であるが、其の向上は著しく早く、一ケ年の満期に至る頃には普通工員に優るとも劣らず、解散せしめるのが惜しい位であると云はれる。尙、満期後更に奉仕期間の延長を希望する者は全體の二割に達し、何れも待遇其の他普通工員と同格に扱はれる。

軍作業處と云ふ環境にもよるのであらうが、隊員は常に報國信念に燃え、不平がましい態度等は全く無く、他の工員に對してもよい影響を興へてゐると云はれ、普通工員もまた、隊員の眞摯な態度、それに履歴や技能に拘らず給料が一律であり、而かも自分達より低いと云ふことから、何れも好感をもつて迎へ親切に扱つてゐると云ふことである。

隊員の應募資格は満十六歳以上三十歳未満、なるべく獨身者、學歴職歴を問はず所定の銓衡に合格したものの、入廠と同時に軍屬とし、陸軍共済組合に加入を認められ、傷病に對する療養給付を受くる他、購買會で生活必需品、日用品等を廉價で購買することが出来、食堂は朝十二錢、晝夕各十五錢、また希望者には寄宿舎があり（舎費食費共十一圓）、寢具類の貸與もなされる、と云つた優遇の方法が講ぜられてゐる。



### 本、農村女子青年の活動

一例を記す。

北海道北見聯合青年團では昭和八年度より五ヶ年計畫で青年産業總動員運動を行つたが、其の中で上武華女子青年團の活動は特に目醒ましく、よく運動の目的を達成したばかりでなく、女子青年團自體の面目を一新し、さらに村の更生を實現した。かよわき女子の一致團結と自己を没した奉仕勤勞によつて偉大な成果をあげたのであつて、そこにもまた戦時下に於ける皇國女性の働く一つの尊い姿があると言へよう。

上武華女子青年團には此の運動の興るまで女子青年學校の設置がなく、村の女子は一里餘を隔てる温根湯女子青年學校や裁縫私塾へ通つたり或は自炊下宿等をしなければならなかつたので自然通學者も少く、従つて一般に向上心乏しく、婦徳修養を積むべき施設もないために風紀もよくないと云つた有様であつた。そこで、これではいけないと、心ある團員が一致結束し團の厚生を圖らうと昭和十一年の冬私設女子青年學校を上武華國民學校内に設け、團員全部入學し、教師の月謝、薪炭費、雜費等一切の費用を各自で負擔し、また除雪作業、炭坑丸太の皮剥、薄荷除草等の共同作業を行ひ二百餘圓を得た。これでミシン機械を買入れて學校に寄贈し、洋服の研究、衣服の改善を志し、更に理髮、製菓、榮養食の研究等消費經濟、家庭副業等の實際について研究に努め、生活の

全般的な改善を企圖した。また團に左のやうな部を設け、夫々の題目によつて産業並に精神總動員を實施したのである。

- 産業部—團員の五畝歩耕作研究畑の設置、牛馬、兎、鶏等副業の研究
- 調髪部—家庭に於ける散髪結髪
- 家事部—臺所の改善、榮養食、簡易製菓、家計簿
- 禮儀作法部—一般禮儀、簡易生花、水引美容法
- 洋裁部—子供服、仕事着その他
- 消費經濟部—消費節約、貯金、廢物利用
- 修養娛樂部—讀書、輪讀會、文藝、音樂、體育、舞踊

これらの工夫研究に要する費用は前記共同作業による自給資金で、ミシンの他理髮道具、結婚式服等も完備し夫々の講習會を開いて所期の目的に邁進、また軍人援護事業として應召者遺家族への勤勞奉仕を行ひ、農事、仕立物無料奉仕、國防献金、慰問袋献納等と積極的活動をなし、皆一致協力、澄澗たる自治的勤勞活動を續け、同時に眞摯堅實な修養を積んだのである。

この女子青年團員の努力によつて同團は飛躍的な發展をとげ生れ變つたやうになつた。女子の自治心の發露として各種研究部の活動は女子修養上大きな魅力を感じさせる結果を齎し、其の着實勤勉な活動には部落父兄は勿



論、一般人も非常に好感を持ち、協力するところがあり、その事業を支援する度合ひも段々大きくなつた。「女子青年團の事業なら間違ひない」と全く信頼せられるやうになつて、その生活改善運動の捲き起す渦は、各家庭に波及し、一般に物資の尊重、時間勵行、勤儉貯蓄の風潮を馴致して農村更生運動に與つて大いに力があつたのである（大日本青少年團「時局下に於ける青年團の産業活動」による）

即ち、戦時下に於いて女子が必ずしも直接工場に入るのではなくても、その部落に於いて、その町に於いて、右の如き勤勞活動も亦大きな報國運動と言へるのであつて、斯くの如き精神と方法とは、また工場内に於ける女子勤勞管理に採り入れて充分有効に生かし得る筈である。

### 第三節 戦時女子勤勞觀

既に述べ來つたやうな戦時下女子勤勞力に對する國家の切實な要求と、之れに應へる皇國女性の逞しい勤勞意慾、そして其の風爽として華々しい勤勞實踐の姿は、之れを、かの會つての農商務省が發表した「職工事情」や或は「女工哀史」の如きものの中に現された時代の女子の勤勞事情に較べるとき、われわれは其の餘りにも甚しい相違に驚かすにはあられなし。

彼女達は最早女奴隷ではない。食しきが故に世の屈辱に甘んじて工場に通ふ卑しい女工ではない。そこには國家の要請に應へる高い目的があり、國難に身を捧げる熱い信念がある。一舉手一投足が直接前線の將兵の血に通ふ誇りがある。そして自らも亦此の大東亞戦争を身を以つて戦つてゐるのだといふ勤勞のよるところがある。何と云ふ勤勞觀の大きな躍進であらうか。それは今次の戦争が生んだ新しい勤勞倫理觀であり、またわが國民に贈られた最大の惠典でもある。

勤勞力は最早賣買の對象として扱はれる一個の商品ではなくなつた。勤勞力の持つ商品性——弱き勤勞者が明日の生活の資に窮して買ひ手の云ふがままの安値で之れを提供せざるを得なかつた事情から生じた虐使と勤勞力の荒廢、そして彼等が其の自己防衛のために發見した資本に對する團結による抗争、そこから生じた社會不安と生産秩序の混亂による國力の消耗、更に之れを救はんとする團體利己主義の馳け引きは一層勤勞力の商品的性格を強化せずには置かなかつた——最近までの此のやうな事情と勤勞の性格は今や全く拂拭せられるに至つたのである。

勤勞契約の自由は今日既に其の存在を許されない。自我功利の自由主義的個人主義的な勤勞觀は勤皇護國の國家主義的勤勞觀にとつて代はられたのである。昭和十五年十一月閣議決定の「勤勞新體制確立要綱」は、



「高度國防國家体制の完成、國家生産力の増強は、國民勤勞の充實發揚を基調とするものなるに鑑み、全勤勞者をして創意と能力を最高度に發揮せしむると共に、勤勞の育成培養並に適切なる配置を圖り、以つて勤勞動員の完遂を期せんが爲、勤勞新體制を確立せんとす」と宣明し、新しき「勤勞精神の確立」に付て、

「勤勞は皇國民の奉仕活動として其の國家性、人格性、生産性を一體的に高度に具現すべきものとす。従つて勤勞は皇國に對する皇國民の責任たると共に榮譽たるべきこと、各自の職分に於て其の能率を最高度に發揮すべきこと、秩序に従ひ服従を重んじ協同して産業の全體的効率を發揚すべきこと、全人格の發露として創意的自發的たるべきこと、を基調として勤勞精神を確立す」とて、皇國民の新しき勤勞觀念を明らかにしたのである。

また、産業報國會の前身産業報國聯盟は昭和十三年七月其の創立趣意書に於いて、

「我が國は一君萬民相率ひて奉公の誠を效し、聖澤遍く蒼生を漏して赤子のその處を得ざる者なきを以て理想とする。されば皇國の産業に於ては勞資の對立もなければ、各事業者間の抗争も存在しない。勞資一體、全産業人一體となつて、國運の進展をもつて第一義とすべく、斯くして始めて産業の發展と國民の厚生を期することが出来る。凡て産業に従事するものは、陛下の赤子として忠實に其の職分を完了し、事業者は至誠以て經營指導に任

じ従業員の福祉を圖り、従業員は精勵刻苦技術を練磨し、協心戮力以て事業の發展に貢献しなければならぬ。」と、早くも新しき勤勞觀の烽火を上げたのであるが、昭和十五年十一月大日本産業報國會の創立宣言に於いては「凡そ皇國産業の眞姿は肇國の精神に基き、全産業一體、事業一家、以て職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり、全産業人は、資本經營勞務の有機的一體を具現し、皇民勤勞の眞諦を發揮し、以て國力の増強に邁進せざるべからず。皇國の基調茲に存す。」

また、

「職場は我等にとつて臣道實踐の道場なり。勤勞は我等にとつて奉仕なり、歡喜なり、榮譽なり、手段に非ずして目的なり。艱苦缺乏何かあらん。剛健なる意志、不屈の氣概、範を垂れ衆を化し、塵烟の下、響音の裡、分を盡し職に生き、以て皇國の彌榮を效さむ。」

と、今日の皇國勤勞觀を確立したのである。

然しながら當時未だ此の見ことなる新勤勞觀はわが國の産業人にとつて、また勤勞者にとつてどれほどまでに理解され確認されたか疑はしかつた。それは一部先覺者の望ましき理念に止まつて、未だ全産業人、全勤勞者の身にしみたまはる覺悟とはなり得なかつた觀がある。

然るに、今や事態は進展し、大東亞戰爭の勝敗一つにかかつて生産の増強にあることが全産業關係者の身をも



つて體驗されるに至つて、此の新勤勞觀は、最早單なる題目、單なる抽象的理論ではなく、眞の信仰として、思想として體認され、實踐せられるに至つたのである。少く共勤勞者は「奉仕なり、歡喜なり、榮譽なり、手段に非ず目的なり」と其の勤勞に誇りをもつて勇躍挺身しつゝある。また指導者たるものは其の勤勞者をして此の新しき皇國勤勞觀に徹せしむるの責務がある。

經營の任にあたる産業人に於いて若し、此の新しき皇國勤勞觀が野狐禪に過ぎないの念佛として無視されるならば、唯にその勤勞者を誤るのみならず國家に對する罪萬死にも値ひすると云つて過言ではない。責任者の陣頭指揮が切に要求されるとき、疲れて人を起すやうなことでは眞に勤勞者を奮起せしめ、必要なる生産増強を期待することなど到底出来るものではない。

昭和十七年十二月十五日、東條首相は全國首要生産關係者を其の官邸に招請して生産増強民間懇談會を開き、大東亞戦争の非常なる現段階に處して生産に國家の存亡がかかつて居り、直接第一線の戦力に影響してゐることを訴へ、經營幹部の陣頭指揮、泣き言の嚴禁、國家本位の經營を強く要望するところがあつたが、更に勞務管理のことに言及し「現在の勞資關係は多分に國家的性格を帯びてゐる。特に國家の意志によつて運営に馳せ参じた徵用勞務者に於いてもつとも顯著である。勞務管理は會社の一勞務課長のみが當るべきものではない。社長以下

の經營幹部全部が各々その持場に於いて勞務管理の衝に當つてゐると考へなければならぬ」と正に頂門の一針を與へたのである。産業人の責任は正に重大なりと言はなければならぬ。

さて、此の、勤勞者を産業戰士と稱はしめる新しき勤勞觀は女子勤勞者の場合にとつても全く別のもてはなからぬ。彼女達もまた女子産業戰士と稱はれてゐるのである。戦時下に於ける女子勤勞觀は、右に述べたところから一步も出づるものではない。そして、それは單に戦争下に於ける一時的なものではなく、今後永久にわが皇國民の勤勞を指導しその基盤たるべき理念であり、心構へであり、また實踐であることも論ずるまでもないことである。

女子の勤勞は決して、刻下當面の必要に應ずる一時的なものではなく、より深い思想から出發したところの變ることなき新しき生活體制なのである。今後の皇國女性にとつては勤勞即生活なのであつて、勤勞が生活の外にあり兩者が別々になつて在り得るやうなことは考へられないのである。即ち今日以後に於ける女子の生活は即勤勞でなければならぬ。

それは最早、家計の補助のために、嫁入り仕度のために、賃銀給料を獲るためにする勤勞ではない。國家の重要な生産の一部を擔任するのであり、國民の一員として大きな欣びと高き誇りをもつて國家に御奉公することなのである。斯くて、一般世間も、工場事業場の管理者も、また女子自らも、在來の舊い女子勤勞觀を改め、新し



き勤勞倫理に立脚して、これを觀、これを遇し、また自ら處さなければならぬのである。

## 第四章 國力と母性の役割

### 第一節 國力と民族力

今日に於ける皇國の女性は、日本が今何を措いても切實に要求してゐる生産増強の國家的任務の重大なる部面を分擔する勤勞女性であると同時に、日本の將來を擔ふ子孫を生み育てると云ふ、天賦の、そして何者をも代行することの出来ぬ大きな、至上の使命を負ふところの母性である。勤勞女性であると共に日本の母であり、民族の母なのである。此の勤勞女性の有つ母性の役割が日本の將來にとつて如何に重大であり、其の確保が如何に緊要であるかを知る前に、われわれは先づ、日本の國力と民族力との關係を考へ、之れを充分に理解する必要がある。

一國の國力は、其の國を構成する民族の力の強弱によつて決定する。強い民族の力、それは其の民族の優秀な



る質と強大なる増殖力を以つて計られる。質的に優秀なる民族と云ふことが先行条件ではあるが、その民族が殖えつつあるか、減りつつあるか、若し殖えつつありとしても、其の殖える割合、殖える勢ひがよいか悪いか、これによつて其の民族力の強弱が決定されるのである。民族の増減は、その全體の出生と死亡との差である人口の自然増加或は自然減少によつて示される。また、自然増加があるとしても、その増加する勢ひ如何によつて、當該民族が興隆の一途を辿つてゐるか、或は衰頹の傾向にあるか、其の民族の將來が卜されるわけである。

體質と體格とを含めた立派な肉體と、知能と精神とを含めた優れた能力とを、兼ね備へた優秀な民族が、旺盛なる勢ひをもつて其の人口を増殖しつつある時、その民族が構成する國の力は、兵力に於いても、生産力に於いても、また、文化の力に於いても、磐石の重きにある。フランスの滅亡は既に十年前其の人口増加の著しき凋落と衰勢を見せた時に於いて心ある人達から豫想されてゐた。ナチス・ドイツの興隆は其の一時低下した出生率の頹勢を逆倒して上昇せしむるに至つた時に於いて始まつた。英國の國運もまた其の出生率の遞減によつて既に老境に入れることを示してゐたのである。

民族力を旺盛にし強靱にするところの優秀なる人口の旺んる増加は、結局其の民族の死亡を極力防止すると共に新しき出生を増すことによつて實現せられる。

即ち、民族の出生率を高め、死亡率を低下せしめる、これが一國の民族力の増強を策する人口政策の根本にな

るのである。殊に死亡率の低下に關しては老齡者が死亡するのは、自然の勢ひであるが、乳幼児や青壯年の死亡を防止しその天壽を完うせしめることは、出生率を昂めることに比敵する意義をもつと言ふことが出来る。

日本の國力は皇國民族の旺んる増殖——その出生率を上昇せしめると共に、乳幼児や青壯年の不自然なる死亡を防止して全體としての死亡率を低下せしめることである。乳幼児の死亡防止は完全なる保育を圖ると共に、始めから丈夫な子供を産むことである。之れと出生の増加、此の日本の國力を愈々強大にする原動力は即ち皇國女性に與へられたその母性の裡にあるのである。勤勞と「母性」の確保と、この二つの事柄の完全なる調和を圖ることこそ、現代の日本を考へ、將來の日本を念ふもの重大なる責任だと言はなければならぬ。

## 第二節 日本の人口問題と母性

さて、そこでわが日本の人口の増殖力、出生率と死亡率はどうなつてゐるかの問題である。

從來わが國の人口増殖力は相當強大なるものであつて、歐米諸國からは驚異の眼を以て見られ、黃禍などと云つてわが人口増殖の壓力による對外進出をさへ恐れられ警戒せられたものである。事實、世界列強中日本の人口増殖力は、後に述ぶる如く之れを東亞諸民族に比較してはかなり遜色はあるが、一應誇るべき情勢にあつた。そ



れが近年必ずしも樂觀を許さず、人口増加の速度が著しくによつて來たのである。

即ち、大正九年の國勢調査を基準にして五年毎に區切つて見ると、大正十四年に於ける内地人口の増加は六分七厘、昭和五年には大正十四年に對し七分九厘と上昇してゐたのに、昭和十年に於ける増加率は七分五厘になり昭和十五年には一舉に五分六厘と云ふ下降ぶりである。之れは内地より外地に出てゆく人口が増加したことに因るが、最も大きな原因は自然増加人口が減つたことにある。

わが國の出生数は、昭和三年より昭和十二年に至る十年間の實數に見るに、一ヶ年に大體二百十萬を上下し、死亡實數は百十萬臺、差引自然増加數は一ヶ年に約百萬と云ふ情勢であつたが、今その人口千に對する出生率を見ると、明治時代から大正にかけては大體漸増の傾向にあり、ところが大正九年の三六・一九に至り、之れを最高峰として以後は漸減し、昭和十三年になると二六・七〇になつてしまつた。之れに對し死亡率もまた、保健衛生・育児思想の普及、榮養知識の進歩、保健施設の發達等によつて幾分低下し、大正年代の二〇臺から昭和十三年の一七・四四まで下つたのであるが、此の死亡率低下の勢ひに對し出生率低下の勢ひの方が強いから、その増加率も結局低下しつゝあると云つた實情である。此の情勢は之れを放任しておけば、戰爭の進展に連れて一層甚しくなることは當然のことであり、そこで、どうしても眞劍に之れが對策を官民一致して努力しなければならぬ。

日本の出生率は大正九年から昭和十三年までの十八年間に於いて三六・六から二六・七まで急低下を示したものであるが、此の傾向は歐米諸外國に於いても同様の趨勢を示し、同じ年に於いて、ドイツでは二五・九から一九・七に、フランスでは二一・四から一四・六に、敵米國に於いては二三・七から一七・八に、また英國では二五・五から一五・一に何れも相當な低下を示して居り、現状に於いてはわが日本の方がまだまだよいと云はねばならぬ。然し問題は出生率低下の勢ひにあるので、其の點各國と五十歩百歩であり、油斷は出來ない。殊に隣邦ソ聯の出生率が昭和十三年に於いて實に五五・〇と云ふ物凄い勢ひにあることを思へば事態は重大であると云はねばならないのである。

また、日本が大東亞共榮圈の盟主として名實共に其の實力を發揮して諸民族を統率し指導してゆかねばならぬ將來を考へるとき、われわれは相當數の皇國民族を此の廣大な地域に配分しなければならぬのであるが、それに付けて大東亞の諸民族が、漢民族は、三八%から四二%、印度は四二%、泰は三六%、ビルマは三二%と、云つたように何れも日本より高率の出生状態を示して居り、また同じ邦土の中でも朝鮮三五%、臺灣四二%、南洋三六%、と之れまた何れも大和民族の出生率より高いことを見るならば、われわれは安閑とはしてゐられないわけである。旺盛なる生殖力は根強い民族の生命力を表象するものである。數だけで決せられる問題ではないが、と



云つて數を無視することは出来ない。即ち政府は後に記す如く人口政策確立要綱を定め、昭和三十五年には大和民族一億確保の目標をもつて凡ゆる施策に努力してゐるが、最近軍部では更に人口二億必要論をすら唱へてゐるのである。全日本の女性の責任は重大なりと云はなければならぬ。

それから死亡率低下の問題であるが、中でも乳幼児、殊に生後一ヶ月以内の乳児の死亡率は人口の趨勢を決する大きな要因の一である。之を減らすことは出生を増すことに等しい。日本の乳児死亡率は昭和十一年の統計で出生百に付き一ヶ月一・七、即ち百人生まれると、一ヶ月以内に其の中から十二人はみすみす死んでゆくのである。然るに同じ年にドイツの乳児死亡率は六・六、英國は五・九、米國は五・七、フランスは六・七をして盟邦伊太利が稍々日本に近く一〇・一と云ふ状態で何れも日本より低い。此の乳児の死亡の最大の原因は何と云つても生まれた子供が弱いと云ふことであり、更に其の原因を廻れば、母親の生活、母親の健康と云ふことになる。女子の勤勞は結局ここに大きな關係をもつわけである。

尤も最近の發表によれば、戦争下當然其の上昇を豫想された乳児の死亡率が昭和十五年度では九・〇、昭和十六年には八・〇と大巾の低下を見せたと云ふ嬉しい情報である。一ヶ月出生二百萬のうち約二十二萬を失つてゐた日本に於いて此の乳児死亡率の低下は約四萬以上の生命を救つたことになる。即ち軍隊にして數個師團にも相當する人口が新しく増加したわけであるが、又出生率に於いても昭和十五年には二九・〇、昭和十六年には三一・

〇と云ふ素晴らしい成績を上げてゐると發表せられ、戦ふ日本の逞しい姿がそこにも顯現されてゐる。國家の母子保健政策の推進と相俟つて國民の努力の結果がそこに見ごとくな實を結んだのであつて、心強い限りであるが、然し、戦争はまだまだ何年續くか分らぬとすれば絶対に安心は出来ない。益々此の面への配慮が必要なのである。

また、一國の人口増殖に少からぬ影響を及ぼすものに流産、早産、死産等がある。人口の増殖は出生の増加と死亡の防止にかかつてゐると云つたが、更にその出生の増加は、受胎の増加と流早死産の防止によつて達し得られるのである。

流早死産の意義については學者間に種々異論があるが、大體次の如く定義されてゐる。

- 一、流産 妊娠第二八週（七ヶ月末）及び其の以前の分娩
- 二、早産 妊娠第二九週（八ヶ月）始より妊娠第三八週（十ヶ月半）迄の分娩
- 三、死産 妊娠第四ヶ月以後の死胎分娩

流産の、殊に妊娠初期のものゝ數字はことの性質上殆ど知り得ないのであるが、大體わが國に於ける自然流産數は一ヶ年に約二十八萬、母體の病氣其の他の事由による人工流産は約六萬、また九ヶ月以前の早産は約十三萬と推計されてゐる（日本婦人科學會調査）。



合計三十四萬の流死産は乳兒死亡二十萬にまさり、之れだけの胎兒が完全に成育して分娩されたならば、わが國の出生率は一躍して上昇するわけである。また早産兒十三萬は、乳兒死亡の最大の原因と云はれる先天性弱質六萬の供給源であるばかりでなく、概して早産兒は肉體的抵抗力が弱く、乳幼兒期の間に死亡するものが極めて多いのである。

一個の生命も貴重な今日、此の流早死産を防止して、全胎兒を悉く健康兒として分娩せしめるやう努力することは、全國民の義務であるが、之れまた母性の勤勞生活に至大の關係があり、勤勞母性に對する適切な配慮と保護によつて或る程度まで救ひ得るのである。

此の他に、妊娠、分娩、産褥等に於いて合併して起る疾病症候のために生命を失ふ母體の數は一ヶ年五千に上つてゐる。母體を保護し、其の死亡を防止することは、唯に五千の母性の生命を救ふと云ふことばかりでなく、總て生れ來るべき多數の少國民を救助することにもなる。そしてそれは單なる數量的な問題ばかりでなく、母體を保護し、其の健康を促進し、健全な新産兒を産ましめることは、とりも直さず次代國民の資質向上に貢献し、民族強化に寄與するところが極めて大きいのである。「流早死産の防止」厚生省人口局。殊に流早死産や妊産婦の死亡の原因が、過激な勞働や不適當な勤勞生活にあること多きを想へば、女子の勤勞管理に携り、日本の大事な母性を預る者達の國家的使命はまた大なりと言はなければならない。

### 第三節 人口國策

以上の如き國力と民族力との關係、また日本の人口の現状、而して大東亞戰爭の完遂と大東亞共榮圈確立に資する日本民族の役割と強大なる民族力の必要とから、政府は昭和十六年一月、閣議に於いて総合的なる「人口政策確立要綱」を決定し、厚生省を中心に凡ゆる施策をめぐらし、之れが目的達成に努力してゐるのである。

人口の増強は一朝一夕で其の目的を達することは出來ない。其の缺陷が表面に露呈せられてからでは容易に恢復を期し難いのである。即ち今日に於いて、數十年、數百年の遠い日本の將來を達觀して、之れが對策を今より實施することが必要なのである。

即ち人口政策確立要綱は、

- (一) 人口永遠の發展性を確保して人口の老衰と將來の減少を防ぐこと
- (二) その増殖力と資質とに於いて他の諸國を凌駕すること
- (三) 高度國防國家に於ける兵力と勞力との必要を確保すること



(四) 東亞諸民族に對する指導力を確保するために其の適正なる人口の配置を行ふことの四項を目標とし、更に據るべき指導精神として、

(一) 日本民族が永遠に發展すべき民族たることの自覺

(二) 國と民族とを基礎とする世界觀の確立

(三) 東亞共榮團の指導者たるの矜持と責務との自覺

(四) 皇國使命の達成は日本人人口の量的及び質的なる飛躍的發展を基本的條件とするの認識の四項を前提としてゐる。

斯くの如き目標と精神に基いて、昭和三十五年内地總人口一億を目指して、死亡率を低下せしめると共に、積極的に人口を増加せしむる諸方策を定めたるのであるが、例へば、男女共結婚の平均年齢を今より三年早めて男二十五歳、女二十一歳を標準とし、一夫婦平均五人の子女を出生せしむることとして、そのために結婚の奨励、出生の奨励、多子家族の助成等の政策實施を期してゐる。その他また、民族資質の増強策としては、

(一) 國土計畫による人口の適正配分

(二) 農村人口四割の確保

(三) 體育體操の強化、國民優生の徹底

等の施策を掲げてゐるのである(出生率より見たる現下の人口問題「厚生省人口局」)。

何れにしても右人口政策確立要綱の諸施策が其の骨子に於いて母と子供の問題に關してゐることは當然であるが、それはまた、従つて既婚未婚を問はず日本民族の母たる使命を負ふ勤勞女性に關してゐることになる。とすれば、皇國の運命にかかわる此の人口國策遂行の成否責任の一半は女子勤勞管理者もまた當然負ふべきものと云つては過言であらうか。

### 人口政策確立要綱

第一 趣 旨(略)

第二 目 標(略)

第三 基本精神(略)

第四 人口増加の方策

人口の増加は永遠の發展を確保する爲出生の増加を基調とするものとして併せて死亡の減少を圖るものとする

一、出生増加の方策

出生の増加は今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦の出生数平均五兒に達することを目標として計畫す



之が爲探るべき方策概ね左の如し

- (イ) 人口増殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努むると共に健全なる家族制度の維持強化を圖ること
- (ロ) 團體又は公營の機關等をして積極的に結婚の紹介、斡旋、指導をなさしむること
- (ハ) 結婚費用の徹底的軽減を圖ると共に、婚資貸付制度を創設すること
- (ニ) 現行學校制度の改革に就きては特に人口政策との關係を考慮すること
- (ホ) 高等女學校及女子青年學校等に於ては母性の國家的使命を認識せしめ保健の知識技術に關する教育を強化徹底して健全なる母性の育成に努むることを旨とすること
- (ヘ) 女子の被傭者としての就業に就きては二十歳を越ゆる者の就業を可成抑制する方針を採ると共に婚姻を阻害するが如き雇傭及就業條件を緩和又は改善せしむる如く措置すること
- (ト) 扶養家族多き者の負擔を軽減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること
- (チ) 家族の醫療費、教育費其の他の扶養費の負擔軽減を目的とする家族手當制度を確立すること  
之が爲家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設等を考慮すること
- (リ) 多子家族に對し物資の優先配給、表彰、其他各種の適切なる優遇の方法を講ずること
- (ヌ) 妊娠婦乳幼児等の保護に關する制度を樹立し産院及乳兒院の擴充出產用衛生資材の配給確保其他之に必要な諸方策を講ずること
- (ル) 避妊墮胎等の人為的産兒制限を禁止防止すると共に花柳病の絶滅を期すること

## 二、死亡減少の方策

死亡減少の方策は當面の目標を乳幼児死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し二十年間に概ね三割五分低下することを目標として計畫す、此の目的達成の爲探るべき方策概ね次の如し。

- (イ) 保健所を中心とする保健指導網を確立すること
- (ロ) 乳幼児死亡率低下の中心目標を下痢腸炎、肺炎及先天性弱質に依る死亡の減少に置き、之が爲都市農村を通じ母性及乳幼児の保健指導を目的とする保健婦を置くと共に保育所の設置、農村隣保施設の擴充、乳幼児必需品の確保、育児知識の普及を圖り併せて乳幼児死亡率低下の運動を行ふこと
- (ハ) 結核の早期発見に努め産業衛生並に學校衛生の改善、豫防並に早期治療に關する指導保護の強化、療養施設の擴充等をなすと共に各處連絡調整の機構を整備して結核對策の確立徹底を期すること
- (ニ) 健康保險制度を擴充強化して之を全國民に及ぼすと共に醫療給付の外豫防に必要な諸般の給付をなさしむること
- (ホ) 環境衛生施設の改善、特に庶民住宅の改善を圖ること
- (ヘ) 過勞の防止を圖る爲國民生活を刷新して充分なる休養を採り得るが如くすること
- (ト) 國民營養の改善を圖る爲營養知識の普及徹底を圖ると共に、營養食の普及、團體給食の擴充をなすこと
- (チ) 醫育機關並に醫療及豫防施設の擴充をなすと共に醫育を刷新し豫防醫學の研究普及を圖ること

## 第五 資質増強の方策(略)

## 第六 資料の整備(略)

## 第七 機構の整備(略)

## 第四章 國力と母性の役割



#### 第四節 女子の勤勞と母性の確保

既にしばしば繰り返して述べた如く、今や女子の勤勞觀は全く一變した。それは最早生活資のために其の勤勞力を賣つて賃金を獲るがために働くのではない。勤勞は國民に課せられた義務であり、女子の勤勞もまた時局の要請による國家の至上命令である。皇國の存榮のために捧げる女性の誠心であり、御奉公である。而かも今日では男子に於いても女子に於いても、勤勞と生活とは別個のものでなく、勤勞即生活、生活即勤勞であり、職場の勤勞と家庭の生活とは其のまま相通じ一體なのである。即ち女子もまた其の全生活を勤勞の裡に没入させなければならぬ。

而して、一方、日本民族力の旺盛なる發展が、皇國將來の運命を決する重大なる要因であることに付いては、上來説明し來つた通りであつて、其の日本民族力の趨勢を決する要因は一にかかつて皇國女性にあることも既に明らかにされたところである。

全日本の女性が國家にとつて必要缺くべからざる能率高き生産勤勞力であると同時に、彼女達はまた、日本民族の隆昌をもたすために不可欠の子孫を生み育てる母なのである。母性なのである。日本の全女性は先づよき

女性として、結婚し、子を生み育て、また夫を勵まし、家を守つてゆかねばならぬ天賦の能力と使命を興へられてゐる。よき娘、よき妻、そしてよき母。そのために彼女達は常に、強い健康と、高い精神と、美しい心情を、裡に堅く持し且つこれを日々に高め深めてゆかねばならない。

高い生産の能率をあげる有能な女子産業戦士であると同時に、立派な妻であり母であり得る日本の母性であること、此の二つの重大な國家的・歴史的使命を矛盾することなく果してゆかねばならぬところに、日本の勤勞女性のたぐひなき困難な而かも尊い任務がある。

働く未婚の女子は將來のよき妻として母として益々磨かれなければならぬ。働く既婚の女性は愈々よき妻よき母として高められてゆかねばならぬ。そこに働く女性、彼女達自身の高い自覺と比類なき努力が要請されなければならぬのであるが、同時に、男子にもまして重く課せられた此の女子の任務を完全に遂行せしむるために、國家も、社會も、事業主も、別して勤勞女子の勤勞管理——勤勞指導の任にあるものの、深い想ひやりと、溫い保護、指導の責任があるわけである。

桐原葆見博士は、女子勤勞管理の目標を「現に工場事業場に於いて指導せられてゐるその女子勤勞者達が、將來家庭の主婦となり、或は母となつた時に、あの工場に行つて居つた爲めに非常によかつた、そこで働いてゐた



ことが非常に爲めになつた、と感謝する日が来るやうにすることである」と述べて居る(同氏「戦時勞務管理」)。  
 強く優しい、凛々しく床しい日本女性としての精神と心情、强健な美しい肉體と健康、それが工場に於いて事業場に於いて勤勞することにより、益々磨かれ、愈々輝かされて行つてこそ、勤勞の意義があるものと言へる。  
 例へ今女子が働くことによつて日本の生産力が増強したとしても、そのことによつて日本の女性が、精神の香氣を失ひ、心情の優美を汚され、教養をなくし、肉體を醜くされ、健康を損ふに至るならば、そして斯くの如く荒み、下劣な、教養のない、不健康な女が、妻となり、主婦となり、子の母となつた時の日本を考へるならば、それは全く何の利益もない、寧ろ災ひであるとさへ云へるであらう。

桐原博士は同じ書に於いて「勞働自體は人間の發達に必要な欠くべからざるものである。人間は働くことによつてその意志が強くなり、心身の能力が完成するのである——社會の中に出て働けばこそ、意志も強くなり、能力も高くなり、生活への抵抗力も出來て、心身共に發達するのである。それ故に國民の資質を高めるために勤勞は必要である。若しそれが悪い結果となつれば、それは勤勞の仕方と、その條件とが悪いのである。」と論じてゐる。

而かも女子の勤勞が、斯る悪い結果を見ることは決して稀ではない現状なのである。女子の勤勞が家庭生活と矛盾し、母性生活の障礙となり、「工場へ行つてゐたやうな女では——」と、嫁入りの妨げにもなる事例が最

近までは決して少くなかつたのである。

騒音と煤煙と粉塵の立ちこめる荒々しい工場の中で、必ずしも教養のない男たちに入りまじり、不適當な過重な勞務に、何の設備も工夫もない不自然な姿勢で長時間働かされる時、その女子勤勞者達が、やがて、がさつな荒々しい、卑猥な、そして肢體の醜い、健康を蝕まれた、如何にも妻としても母としてもふさわしくない女になるであらうことは考へ得られることである。それが殊に十五、六歳の國民學校を出たばかり位の、月經の初潮を見なれないかの身體の發育も定まらぬ、その精神智能に至つては全く未完成の少女達であつた場合、此の勞働環境の影響は特に大きい。而してそのことはまた逆に、よき勞働環境の中で、よき指導者の下に働く者達の受けるよい影響が如何に大きなものであるかを語ることもなるわけである。

或る新興工業都市の近くに住む知人がしみじみと語つたことがある。急激に勃興し擴張された其の小都市の工場に近在の農村から通ふ娘達の大群、彼女達は朝夕通勤列車で運ばれるのであるが、實におさまな制服をつけかこの娘達が、何の秩序もなく詰めにされた車輛の中で、嬌聲をあげて喋り、喚き、が鳴り散らすさまは、何とも形容のしやうがない。云へば唯、グロテクスの一語に盡きる。工場の指導者はこれを知らないのか。知つてゐても何とも感じないのか。此のやうな毎日を送る娘達の將來を想ふとき思はず心が寒くなる。どうして彼女達



に少くとも美を感じさせるやうな制服を着せ、規律ある團體行動を教へ、合唱の出来るきれいな音楽でも與へてやれないものか、あれでは工場内部の労働状態も想像がつく、まあ一度其の實況を見に来てほしい、と訴へたのである。

そうかと思ふとまた、その一方に於いて、其處に程近い町の或る中工場では、働く娘達に、白いこぎれいな而かも充分活動にも適した制服を與へ、音楽を勤務に採り入れてリズムと作業能率との關係に想ひをこらし、また集團體操や舞踊による健康と肢體の發育を考慮し、教養を與へ、そして勤務のよろこびを培ふことによつて生産能率をあげてゐると云ふ話を聞いた。

これは二つの對蹠的な事例に過ぎない。われわれは之れによつて、時局に醒め、勤務報國の熱意に燃えて、進んで生産部門の勤務に入つて來た若い未完全な女性達を、工場事業場の側が裏切り誤ることの甚しい結果と、また彼女達のよき意志を大事に育ててゆくことの偉大な効果を考へて見なければならぬと思ふのである。

工場の中で、気持ちよく働かせ、手順よく仕事の能率をあげさせることは、また彼女達がその家庭にあつて氣もちよく生活を處理し、妻として母としての務めを全からしめることになるのである。そして、そのやうな勤務のあり方はまた、愈々女性本來の特質を發揮せしめ、その職場の氣分を和やかにし、美しくし、やがては他の男子勤勞者達の能率をも高めることになる。女子の勤務を斯くの如きものにまでしてゆくことが、勤勞女子自身の

必要な心構へであると共に、其の勤務指導に當るものの考慮し意圖すべき心がけであると思ふのである。

勤務の時間、作業の輕重と適不適、作業場の衛生的環境の状態、また勤勞女子の月經、妊娠等の身體的状況と勤務作業の按配如何、と云つたことが働く女性の健康に大きな關係を有つことは云ふまでもなく、それ等のことについては本叢書の他の著者が詳しく論ずるであらう。勤務の諸條件に對する配慮如何によつて勤勞女子の健康が決定される。若い彼女達を結核などの病氣で斃したり、其の母性を損ねることのために不妊症を來したり、また流早死産などの不祥事を起させる。殊に過重な作業によつて屢々其の母性は障害を受けるのである。これらのことは主として勤務指導者の負ふべき責任でなければならぬ。

一般的に勤勞する女子の罹病率は男子の場合よりも多いと云はれ、其の死亡率も勤勞する女子は一般女子よりも高率を示すと云はれて居り、勤勞する女子が其の勤務の故に生命を縮めて居ることが、今日まで幾多の調査で示されてゐる。

また女子の勤務は月經の變調を來すことが多いと云はれる。専門家諸氏の調査よれば百貨店の女子従業員の場合就職後一年乃至二年にして一〇乃至二〇%の月經變調を來せるものあり、紡績女工では同じく一〇%以上、或る軍需工場の勤勞女子は月經時障礙ある者八〇%以上、自動車車掌では就職後月經變調を來せる者六五―八五%



の報告がなされてゐる。甚しいものでは長年職業にあることによつて遂に無月經になると云ふ例も聞くのであるが、これらの勤勞と月經との關係は、屋内作業と屋外作業、坐業と立業、輕作業と重作業等の勤勞條件によつて著しい差異があるのであつて、勤勞管理の如何によつて其の影響を最少限に喰ひ止めることは不可能ではない筈である。何れにしてもこの勤勞女子の月經變調と云ふことは其の母性機能の障礙を最も端的に物語るものとして注意されなければならない。

また勤勞女子が妊娠した場合流早産が多いことは一般に云はれることであるが、勤勞による精神的肉體的な過勞、勞働の衝撃、中毒（職業病）、勤勞による子宮後屈症或は子宮内膜炎等の性器障等がその原因として云はれてゐる。佐藤美實博士の調査によれば、職業婦人の流早産は一般婦人の場合より遙かに多く、就職後分娩せるものの三〇・六%が流早産をして居り、流産と早産の割合は五五%對四五%であつたと言ふ。

更にまた、兒女を有する勤勞女子の場合、其の乳幼兒を其の勤勞中手離してゐるために、自然其の死亡率の高きことも想像出来ることであつて、佐藤博士は勤勞する母親の、就職前に分娩した乳幼兒死亡率一六%に對し、就職後に分娩した乳幼兒の死亡率は一九%であつたと云ふ報告をされて居る（同博士「職業婦人の醫學」）。

以上の如く、過去に於ける勤勞が、勤勞女子の健康及び妊娠、出産、哺育と云ふ母性としての天職遂行に相當の障礙を及ぼしてゐたことは否定出来ない。國民學校を出て直ち工場に入つた女子の發育は、中等學校へ進んだ

ものに比して明らかに遜色を示してゐると云はれる位である。勤勞する女子が其の勤勞によつて、母性としての完成、母性としての任務の遂行に少からざる掣肘を受けて來たことは遺憾ながら事實だと云はなければならない。

然し、このことを以つて直ちに、今後に於いてもまた女子の勤勞が其の天性に背反するものであると結論されることにはならない。また、そう結論されては大變である。女子の勤勞は今日絶對的な要請なのである。とすれば、どうしても女子の勤勞と女子の母性としての天與の役割を併せて共に完遂させてゆかなければならぬのである。それは不可能であらうか。

勝木新次博士は云ふ。

「我々の考へるところでは、婦人も産業労働への参加によつて母としての身體と體力とを育成練磨し、人格を陶冶し、社會的教養を積むことは不可能ではない。労働にはかかる積極面があるのである。しかも現下の情勢下に於いて、婦人の産業労働への参加の可否を論ずることは現實の前に無意義に近い。我々の考ふべきところは、婦人の労働をして彼女達の不幸たらしめることなく、寧ろ上記せる意味に於いて幸福たらしめることにあるべきである。言葉をかへていへば、婦人をしてその生理的的心理的特性に於いて適當せる作業に従はしめ、且つ彼女達はその天職を全うし得るやうに遇することを念とすべきである。」（同博士「産業保健管理」）



藤木博士も云ふ如く、今日は最早女子の勤勞に従ふことの可否を論ずる時ではない。恰も今日玄米食の可否を言ふべき時でなく、如何に之れを美味に有効に食するかを工夫すべき時である。のと同じく、今日は、若し勤勞が女子の肉體的生理的に害を及ぼす懸念があるとすれば、凡ゆる工夫、凡ゆる努力をもつてこれらの弊害を除去し、逆に勤勞によつて母性の天職を完ふせしむるに至らしめることが必要な時なのである。そして適切な勤勞配置と、適當なる勤勞管理とによつて、それが決して不可能ではないことが、科學的研究によつても既に示されてゐるのである。

斯くの如く、勤勞女子の母性を確保完成せしめて日本民族の母として天職を完ふせしめ、併せて産業戦士としての役割をも遂行せしむるためには、醫學者其の他の専門科學者の眞剣なる研究努力に俟つと共に、國家社會の積極的な保護指導によらねばならぬことは云ふまでもない。と同時に會社、工場、事業場に於ける經營者の、また當該産業施設全體の、勤勞女子に對する正しき認識と、その保護に關する勤勞厚生施策への全力的な熱意が注がなければならない。その會社、工場、事業場の全經營を打つて一丸として全力が此の勤勞管理、殊に女子の勤勞管理に集約されなければならない。東條首相は「勞務管理は一勞務課長のみが當るべきものではない、社長以下の經營幹部が、各々その持場に於いて勞務管理の衝に當つてゐると考へなければならぬ」と適切にも熱

烈に要望したのである。

政府は今般、前掲「生産増強勤勞緊急対策要綱」に於いて、強力なる勤勞管理の措置を講ずべきことを示したのであるが、從來に於いては、勤勞新體制と云ひ、皇國勤勞觀と云ひ、また國民皆勤と云ひ、勤勞者の自覺奮起のみが求められること多くして、産業經營者に對して求められること比較的少かつたのではないかとすら思はれる節があつた。今日に於いては勤勞國民は既に自覺も覺悟も立派に出來てゐる。女子に於いても何時でも産業戦線に應召する心構へをもち、また現に働きつつある。とすれば、今日は勤勞者に對すると同時に、産業の經營幹部に對して、眞にその勤勞者が生産能率をあげ、心する御奉公を完全になし得られるやうに配慮と努力とが注がれるやうに要望しなければならぬ時ではあるまいか。

それはそれとして、此の女子勤勞者の使命を十全に果さしむる當面の責任者は、何と云つても直接その勤勞指導に當つてゐる勤勞管理の任にある者であることは云ふまでもない。一人では何も出來ないかも知れぬ。然し先づ一人が始めなければならない。勤勞管理、勤勞指導の衝にあるものは、その全力を盡して女子勤勞者の保護指導に當ることこそ國家への義務である。生産力の増強と、そして日本民族力の増強と、此の二つの絶對的要請の成否が、その手に委ねられてゐるのである。會社幹部の理解が足りなければ、之れを説き伏せ納得させるだけの信念と熱情を傾けよ。會社工場全體にその仕事の重要性を分らせるまでたたかひ努力せよ。その與へられた任務



には、それをするだけの國家的な意義と價值があるのである。そして、それと同時に、勤勞厚生施設—保護指導を受ける女子勤勞者達がその施設を自らのものとして、積極的に参劃し、協力し、喜んで之れを享け活用する気分と體制を作らせることが、もう一つの要めである。與へる方の一方的施設では血は通はない。

然し、女子勤勞者の管理指導は極めて複雑多岐に亘る。その一つ一つが専門的知識と深い經驗によつてのみ解決を期待されることばかりである。そしてまた、身心を打ち込んだ愛情と人格の力によつてのみ成しとげられることばかりである。單なる事務ではない。單なる説教でもない。作業と生活とに對する深い、また廣い知識と理解がなければ解決出來ぬことばかりである。恐らく一人では到底なしとげることの出來ない困難な仕事であらう。

そこで、此の女子勤勞の管理に當る者は、その精神的な問題と資格は今とは別として、凡そ勤勞女子を護り指導してゆくための事柄について、問題の所在をいち早く把握し、そして其の問題の解決には、何處に、誰に、協力を求め、相談したらよいか、と云ふことを知つてゐること、この能力をもつことが最も大きな資格であり、其の任務遂行の鍵であると考へる。一人で何もかも處理することは不可能である。然し、今若し、此の女子勤勞者にとつて醫療的な援護が必要なのだと分つたら、何處の施設に、どの醫者に協力を求めればよいのだと云ふことを知つてゐることが必要なのである。また、若し工場内に託兒所を設ける必要が生じたら、それは何處に相談にゆ

けば適當な案が、また協力が與へられるかと云ふことを知つてゐることが必要なのである。

凡ゆる専門家、凡ゆる關係機關、凡ゆる施設、凡ゆる制度を、最も巧みに、最も遅しく、最も有効に利用し、その協力を得ることによつて勤勞管理者の任務は最も効果的に遂行されるであらう。總てを自己の任務のために、勤勞女性の援護と其の母性の確保のために、協力させることが、勤勞管理の最も肝腎な秘訣であると言つてよい。



## 第五章 労働法規に於ける勤勞母性の保護

敢えて女子勤勞者とのみ言はず勤勞者一般に付いて、わが國には未だ其の保護厚生を規定する労働法規は極めて乏しく、そのあるものに於いても内容は貧弱であり消極的である。經濟の再生産にとつて絶對的要請たる労働力——國家總動員法に所謂人的資源の保育培養と云ふことに關する限り、わが國の労働政策は最近まで殆ど見るべきものをもつてゐなかつた。それは、生産と労働の自由主義的經營管理の當然の結果であつた。自由主義經濟の下に於いては生産と労働も、個人主義的利益追求の手段たるに過ぎず、そこには何等國家的性格や意識がなかつた。従つて企業經營者は、それによつて優秀なる労働者を引きつけそして労働能率の増進搾取を期し得るか、勤勞者の團結による生産の脅威を感じるか、若しくは人道主義的憐憫或は同情を感じた場合以外は、其の利潤を犠牲にしてまで勤勞者の保護厚生——工場福利施設を積極的に行ふ必要を感じなかつたのである。其の保護厚生策が行はれたとすれば、それは自己の經營生産の利潤をあげ得る限度までに於いてであつた。而かも、最高極限

まで使用して遂に労働力が荒廢し盡した場合には、直ちに何時でも之れに代替せしめ得る豫備労働軍が、農村に押に溢れてゐたのである。經營企業者も、政府も、しらすしらすの間に、わが國の人的資源は恰も無盡蔵かの如き錯覺に陥つてゐた。斯くてわが國の労働力は長い間、何等の保護培育の手を施されることなしに、ただ濫用虐使のままに放任された來たのである。

個々の場合には殆ど目立たぬこれらの事實の繼續と堆積は、やがて國の全體的な國民的規模に於いて影響が現はれないではゐなかつた。それは先づ最も端的に壯丁の體位下降と云ふ形に於いて警鐘が打鳴らされた。出生率の低下、乳幼児の死亡率の増嵩、また結核の漫延とその犠牲の激化等の憂ふべき悪條件の頻出となつた。斯る國民保健の實情に對して遂に昭和十三年厚生省の創設を見るに至つたことは周知の事實である。而して厚生省の創設以後、わが國の社會、保健、職業、労働等の諸行政は躍進的發展を示し、其の諸政策の發達は見るべきものがあるのであるが、しかも尙、女子勤勞者の保護政策に至つては未だ殆どとつて語るべきものがない實情である。

### 第一節 工場法

労働法規として女子勤勞者の保護に關するところあるものとしては、先づ第一に工場法があげられるであらう。



工場法は舊く明治四十四年に制定せられたが漸く大正五年に至つて施行せられたと云ふ曰くつきの法律であるが、その後昭和十年までに三回の改正を見たにも拘らず、勤勞者保護法としては極めて消極的なものであつて、僅かに勞働力の消耗を幾分節約すると云つた程度のものに過ぎない。尤も前述の最近決定を見た「生産増強勤勞緊急對策要綱」に於いては、近く工場法及び鑛業法を廢して勤勞根本法の制定せらるべきことを示唆してゐる。

現行工場法に於いては、十六歳未満の者及び女子について「一日に付き十一時間を超えて就業せしむることを得ず」(第三條)、「午後十時より午前五時までに於いて就業せしむることを得ず」(第四條)、また「毎月少くとも二回の休日を設定、一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於いて設くべし」(第七條)としてゐるが、何れも主務大臣若しくは行政官廳の許可を得れば必ずしも右の規定によらなくともよいことになつてゐる。

尙、本法は同じく十六歳未満の者及び女子に付いて「運轉中の機械若しくは動力傳導装置の危険なる部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をなさしめ、その他危険なる業務に就かしむることを禁止」(第九條)、また「毒藥、劇藥其の他有害料品又は爆發性、發火性若しくは引火性の料品を取扱ふ業務及び著しく塵埃、粉末を飛散し又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務、その他危険又は衛生上有害なる場所に於ける業務に就かしむることを禁止

て居る。

而して同法第十二條に基き工場法施行規則第九條は「四週日以内に出産することあるべき者休業を求めたるとき」は工業主は其の者を就業せしむることを得ずとし、また「産後六週日を経過せざる者をして就業せしむることを得ず、但し産後四週日を経過したる者就業せしむることを求めたる場合に於いて醫師の支障なしと認めたる業務に就かしむることを防げず」として、妊産婦の産前四週間、産後六週間の休養を規定してゐる。

また同規則第九條の二は「生後滿一ケ年に達せざる生兒を哺育する女子は就業時間中に於いて一日二回各三十分以内を限り其の生兒を哺育すべき時間を求むることを得」とし、此の場合工業主は哺育時間中其の女子をして就業せしむることを得ないとしてゐるが、此の他地方長官は第二條の規定以外に、工業主に對し病者又は産婦の就業制限又は禁止を命ずることが出来ることになつてゐる(第十條)。然しこれらの場合何れも其の賃金支給のことに對しては別段觸れず、當然之れが控除せらるべきことを暗示して居るのである。

叙上の如き工場法の規定する勤勞母性保護に關し、其の産前四週間及び産後六週間の休養期間、而かも産前休業は本人の申出を條件とする制度では到底充分なる保護の目的を達し得ないことは、既に舊くから識者によつて



指摘せられて居り、陣峻博士其の他の識者は何れも、少く共産前六週間、産後八週間の休養を絶対必要なる限度とし、更にその休養期間中完全なる賃金の支給によつて其の生活が保障せらるべきことを主張されて居る。厚生省勤勞局技師大西清治博士は曾つて次の如き要旨の意見を發表された。(昭和八年、拙譯バンカースト「母を救へ」附録、拙稿「日本に於ける母性保護事業概況」中所載)

「茲に我々の熟考を要すべき點は、斯くの如き産前産後に於ける休養の期間が果して醫學上適切なりや否やの問題である」

「先づ現在、以上の如き取締法規の下にあつて工場實際に於ける産前産後の休養期間について見るに、大阪府下五十六工場に於ける昭和五年中出産したる婦人勞務者に關する調査によれば、出産前法定の四週間以上の休養を必要としたる者四一・四%であり、一方法定期以内の休養者中では一週間以内のもの一〇%、出産直前まで勞働したる者約一〇%を算してゐた。

次に同調査に於ける出産後の休養状況を見るに、法定以下の休養者〇・七%、法定期間四週日以上六週日以内の者二〇%であつて、他は總て法定以上の休養を必要としたるものであつた。

之れによつて見れば、出産前休養に關しては常に本人の申出を以つて休養せしむべき法の建前を採用してゐる關係上、其の施行状況は決して満足なるものではない。之れに反して出産後の休養については比較的よく施行さ

れてゐるやうであるが、尙、大多數の者については法定期間以上の休養を實際に必要としたるものであつた事實は相當注意を要することである。」

また妊産婦中の勞働婦人に關して、

「元來、工業勞働婦人に見る妊娠中の罹病率は特に高度なるものであり、就中妊娠三、四ヶ月及び八ヶ月以後に於けるそれは甚しく高いものと見られてゐる。有名なるマツクス・ヒルシュは紡績女工の如き立業者には妊娠中に於ける下肢靜脈病に罹るもの多きを注意して居り、更に獨逸工場監督官テレキーの研究報告によれば、妊娠中勞働を繼續したる者には死産及び早産の率高く、且つ生兒の發育が妊娠中完全に休養したるもの生兒に比して極めて不良であると言ふ。是等の事實から考察しても、尠くとも妊娠末期に於ける工場勞働は、妊娠並に分娩の經過に對して悪影響を及ぼすばかりでなく、胎兒の成長に對しても亦不良なる因子となるものと考へられる。」

右の如き事實から見ても「わが國現行法規の如き出産前の休養をして單に本人の申出とした制度の下にあつては充分保護の目的を達し得ず、且つ産前四週日の休養は未だ短きに失するのである。」

また大西博士は、更に生兒に對する哺乳時間と其の發育の關係に言及して次の如く論じてゐる。

「出産後の休養期間の長短は直ちに生兒の哺育に影響するところ甚大である。果して現行法規の如き出産後六週日の休養を認め、且つ其の後に於ける哺乳時間として一日二回各三十分宛の休養を與ふること充分満足すべき



効果をあげつつあるであらうか。

試みに最近東京市内二十五印刷工場について実施したる我々の調査に依れば、生後一年間満足に母乳のみによつて哺育せられたる生児は四五・二%にして半数にも達せず、混合栄養によりたるもの三五・五%、全く母乳を與へず人工栄養によりたるもの一九・三%の多きに達した。而かも混合及び人工栄養の大部分は母乳不足のためでなく、専ら工場労働による授乳不能に原因したものであつた。

斯くの如く授乳全からざる結果は當然生児の發育に悪影響を及ぼし、乳兒死亡率の上昇を來すべきことは想像に難くない。以上の如き事實をもつてするも、現行法の出産後休養期間に關しては尙ほ一考の要あるべく、就中哺育時間に關する規定の如きは、少く共大部分の工場に對しては多く實行不可能であり、寧ろ空文に等しい結果を招來してゐるのである。

右文献の資料は今日引用すべく些か齟齬する観があるのであるが、而かも事實は現在に於いてなほ少しも改まつてゐないのである。厚生省に於いて工場監督の任にある技師がしかく齟齬から指摘し、その改良を求めてゐる事柄が今日未だその當時と全く同じ状態に置かれてゐる、と云ふことは相當重大な問題であらう。

## 第二節 鑛業法

鑛業法に於いても前述の工場法に於けると略々同様な規定を設け、十六歳未満の者及び女子の労働に對し保護、制限を定めてゐる。

即ち同法に基く鑛夫就業扶助規則によれば、鑛業種者は、十六歳未満の者及び女子をして、一日に付き十一時間以上、また午後十時より午前五時までは就業せしむることが出来ない。のみならず温度攝氏三十度を超ゆる坑内の場所に於いては一日に付き八時間以上、同じく三十五度以上の坑内の場所では全然就業せしむることを禁ぜられてゐる。然し右の何れも鑛山監督局長の許可があれば例外を認められるのである。

休憩時間は、就業時間六時間を超ゆるときは少く共三十分、十時間を超ゆる時は一時間を設けることが命ぜられ、休日は少く共毎月二回設けることになつてゐる。

尙、本規則はまた十六歳未満の者及び女子に對する各種の禁止業務を定め、更に其の坑内作業（鑛夫）を禁止してゐるのであるが、之れは昭和十七年三月「鑛山勞務の現状に鑑み勞働力補充の一助たらしむる」ために改められ、主として薄層又は殘炭を採掘する石炭坑に於ける坑内女子鑛夫の就業が認められ、同時に其の保健を確保



するために健康診断の整備施行が命ぜられた。厚生省労働局長より各鎮山監督局長宛發せられた通牒の注意事項は左の如くである。

記

一、女子坑内夫の健康診断に際しては一般検診の外結核性疾患の有無に留意せしむると共に特に母性機能の健全に注意を拂ひ必ず月經状態(週期の整不整、繼續期間、經血量の多寡、隨伴症状の有無等)に付診問し妊娠の有無を明にせしむること

二、健康診断の方法は概ね左記に依らしむること

1、體重計測

被検者をして衣類を脱せしめたる後、體重計の秤臺の中央に兩足を揃へ直立静止の姿勢をとらしめ體重を計測すること  
體重の記録は單位を疋とし單位以下一位に止むること

2、視力検査

明るき室内の壁面に萬國式試視力表を掲げ被検者をして其の前方五米の所に起立せしめ先づ左眼を被ひ右眼にて試視力表を注視せしめ、其の視得る最小視標を求め之に該當せる數字を以て右眼の視力とすること、左眼も之に準じて行ふこと

眼鏡を常用する者に就ては先づ裸眼視力を決定し然る後眼鏡を兼用したる場合の視力を決定すること  
五米の距離に於て○・一の視標を判別し得ざる場合は視力○・一未滿と記録すること

3、聽力検査

被検者を検査者より約一米の距離に於て右耳を検査者の方に向け着席せしめたる後水にて濡らせたる指頭を以て左耳の外聽道を強く壓迫せしめ、低語聲を以て談話し其の應答に依り對話に妨げなきものを正常、障礙あるものを難聽、著しく障礙あるもの又は全く聽取し得ざるものを聾と判定すること

4、「ツベルクリン」皮内反應検査

日本藥局方「ツベルクリン」(舊ツベルクリン)二千倍溶液の○・一疋を左前膊内側の皮内に「ツベルクリン」用注射筒に太き四分の一注射針を附したるものを用ひて注射し、反應の検査は注射後四十八時間後に於て、注射部位の發赤の有無及大きさに付之を行ふこと

發赤の有る場合は發赤の徑(圓形に近き場合は其の直徑、橢圓形其他不整形の場合は其の短徑)を測定し左記に依り陰性、疑陽性、陽性の別を判定し之を發赤徑と併せ記載すること  
單位は疋とし單位以下は切捨てること

發赤 徑 判定

- 疋以上、四疋以下 陰 性
- 五疋以上、九疋以下 疑陽性
- 十疋以上 陽 性

5、赤血球沈降速度検査

ウエスターグレン氏法により室温に於て一時間値を測定すること

第五章 労働法規に於ける勤勞母性の保護



6. 喀痰検査

- 喀痰検査は原則として直接塗抹染色法に依ること
- 早期喀出せる喀痰又は喉頭粘液の塗抹標本を作製し、チール・ネルセン氏法又はチール・カベット氏法に依り染色し鏡檢の結果肺炎菌陽性又は陰性と記載すること
- 三、健康診断の結果に關する記録はなるべく別記様式に依り作成せしむること（様式略）
- 四、別記健康診断個人票概評欄に記入せられたる區分に從ひ爾後左の如く健康状態の監視及就業の場所又は業務の轉換、作業時間の短縮、休憩時間の増加等作業に對する考慮を爲さしむること

健康状態判定級別	健康状態の監視	作業に對する考慮
A、健康者	次期定期検査迄放任	作業に對する考慮
B、微症罹患患者	臨床醫學的検査——必要の都度	特別の考慮不要
C、赤沈値促進者	體重測定一ヶ月一回以上——臨床醫學的検査必要の都度 赤沈検査——必要の都度 「エックス」線検査必要の都度	特別の考慮不要
D、要注意罹患患者	臨床醫學的検査——必要の都度 體重測定——一ヶ月一回以上	作業轉換

E、陽性轉化者	臨床醫學的検査——一ヶ月一回 赤沈検査——一ヶ月一回 「エックス」線検査——必要の都度	作業轉換
F、疑活動性結核罹患患者	體重測定——一日二回 體重測定——一週一回 臨床醫學的検査——一ヶ月一回 赤沈検査——一ヶ月一回 「エックス」線検査——必要の都度	坑内作業禁止
G、月經異常者及妊娠者	臨床醫學的検査——必要の都度	坑内作業禁止
H、活動性結核罹患患者		休業療養
I、要療養罹患患者		休業療養

産前産後の休養及び生兒の哺育時間については全く工場法に於けると同じく、本人の申告により産前四週日の休業、また産後六週間の就業禁止を定め、産後四週日經過後本人より就業の要求があつた時は醫師の支障なしと認めたる業務に就かせることが出来ることになつて居り、生後滿一年に達せざる生兒を哺育する女子には就業時



間中一日二回三十分宛の哺育時間請求を認め、此の場合就業せしめ得ないこととしてゐる。然し、之れも生児の保育に關する必要な施設を設けることによつて哺育時間を與へないことも出来ることになつてゐるのである。

### 第三節 健康保險法

工場法及び鑛業法の適用を受ける工場及び事業場に使用せらるる勞務者及び年收千二百圓以下の職員を強制被保險者とする健康保險法は、被保險者の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し療養の給付又は傷病手當金、埋葬料、分娩費若くは出産手當金を支給し、また被保險者の世帯員の疾病又は負傷の療養に要したる費用に付補給金を支給する。

被保險者が疾病に罹り、また負傷したときは其の療養の給付を受け、必要な場合には病院に入院も出来る。また被保險者が療養のため勞務に服することが出来ない場合には、其の期間報酬日額の百分の六十に相當する傷病手當金が支給される。

被保險者が分娩したときには、分娩費二十圓、及び産前二十八日産後四十二日以内に於いて勞務に服しなかつた期間、一日に付き報酬日額の百分の六十に相當する金額の出産手當金が支給される。また必要な場合は産院

に入院することも出来るし、助産の手當を受けることも出来る。但しこの場合の分娩費としては十圓支給されるだけである。それから、分娩の日が豫定より延びた場合には七日以内に於いて給付或は手當金を延長することが出来る。尙、産院に入院した被保險者に對する出産手當金は、その被保險者によつて生計を維持する家族の必要な場合は報酬日額の百分の二十に減額されることになつてゐる。

### 第四節 工場災害豫防及衛生規則

此の規則は必ずしも女子勤勞者のみを対象としたものではないが、必要な工場の食堂、洗面装置、更衣所及び浴場（男女用別）、採光、換氣、照明設備等に付いて夫々の設置を命じ、また安全管理者（常時五十人以上の職工を使用する工場）、工場醫（常時百人以上の職工を使用する工場）、安全委員（常時千人以上の職工を使用する工場）等の選任を命じてゐる。

### 第五節 女子勞務者特殊保護の通牒



法令によるものではないが昭和十四年厚生省労働局長より工場事業場女子労働者の保護に關し地方長官宛通牒が發せられた。其の内容は次の如きものである。

一、女子就業者にはその體力及び能力に應じて適職を與へ職種や作業内容に充分留意して肉體及び精神に悪影響を與へぬやうにすること

一、重工業方面では概ね次の標準で就業の適否を考慮すること

(一) 就業適當なるもの

イ、比較的單純簡單なる作業

ロ、手指を主とする輕筋作業

ハ、半熟練的作業又は非熟練的作業

(二) 適當なる職種例示

製圖、鑄物(芯取二〇キロ以下の型込)、旋盤(六フィート以下)、タレット盤(小型)、フライス盤(單純研削)、プレス盤(ハンドプレス、小型)、機械組立(小物)、仕上(小物)、電氣組立(小物)、巻線、絶縁、電線被裝検査(小物)、分析

(三) 就業禁止並に可及的避くべきもの

イ、工場法施行規則第五條の業務(例、原電機、電氣機械又は動力傳導裝置に附屬する危險な部分の作業その他)

ロ、同第六條第六號(砒素、水銀等又はその化合物等有害料品の粉塵、蒸氣、瓦斯等を發散する場所での作業)及び第七號の業務(高熱物體を取扱つたり、高熱の場所、乾燥室での作業)

ハ、前二項の外危険又は有害の虞ある業務

一、女子就業者のため事業經營者に次の如き方途を講ぜしむること

・就業時間は出來得る限り短縮して小休止時間を與へる

・作業内容を出来るだけ單純化する

・新規女子就業者に對しては特に作業や工場生活に順應せしむるやう指導訓練を行ふ

・女子を多數使用する工場では女子専用の便所、休憩室、更衣室、浴場並に作業服等を施設制定し、女子監督者を置く

・保護者の宅から通勤することの出來ない女子を就職せしめる工場では女子寄宿舎を設置する



## 第六節 工場に於ける短期勤勞者に対する保護指導の通牒

最近、國民勤勞報國協力令による勤勞報國隊其他短期間勤勞の勤勞者を使用する工場事業場の増加に鑑み、昭和十七年二月勤勞局長より其の保護指導に關する通牒が發せられた。同通牒はこれらの短期勤勞者の保健衛生並に安全管理に付き特別の注意を拂ふと共に、特に二十歳未満の女子に對しては法令上の監督を加へることは云ふまでもなく、更に左記の如き業務には就勞せしめぬやう、工業主に對する指導方を命じたものである。

### 二十歳未満の女子を就勞せしめざる業務

- 1、原動機の運轉をなす業務但簡易に運轉し得る簡別運轉式機械に屬するものを除く
- 2、運轉中の機械を掃除、注油、検査又は修繕する業務
- 3、自動的又は半自動的運轉装置に依らずして運轉をなす業務
- 4、齒輪、曲柄、連接桿、調整、調整等危険なる部分を完全に被覆しあらざる機械を操作する業務
- 5、ロール機械に材料を送給する業務
- 6、鋸機に木材を送給する業務
- 7、自動的の材料送給装置を具備せざるプレス又はハンマー等の機械を操作する業務

- 8、安全装置なき研磨機を操作する業務
- 9、大型フライス盤、ボール盤、平削盤、堅旋盤等にして安全装置なきものを操作する業務
- 10、金屬伸張機を操作する業務
- 11、鈹紙作業に従事する業務
- 12、機械槌を操作する業務
- 13、木工用鋸機、型削機等を操作する業務
- 14、走行起重機下の業務
- 15、床上三米以上の足場上に於て作業する業務
- 16、配電用電線の接続又は電氣機械配電用電線の接続をなす業務
- 17、電氣熔接機を操作する業務但し専ら點熔接又は線熔接をなす機械を除く
- 18、毒劇性料品を取扱ふ業務
- 19、發火性、引火性又は爆發性料品を取扱ふ業務
- 20、多量の高熱物體を取扱ふ業務又は高熱の場所に於ける業務
- 21、有害性料品の粉塵、蒸氣若は瓦斯又は酸性瓦斯を發散する場所に於ける業務
- 22、多量の塵埃又は粉末を發散する場所に於ける業務



## 第七節 重要事業場勞務管理令

決戦下國家喫緊の要請たる生産力の重點的増強を果すために、全國民的なる勞務動員が行はれ、其の國家權力による勞務配置が行はれるに至つた以上、更に其の工場、事業場の國家的管理乃至國家的權力による勤勞管理が行はるべきことは當然である。後藤清氏も云ふ如く「およそ所有者の利得のために營まれる經營に勞務者を權力的に配置することは奴隸制の再現」にほかならない（同氏「勞務制法」）。斯くては勤勞者の欣然積極的なる勤勞による生産能率の増強は望むべくもない。即ち勤勞配置の國家權力による實施がなされる以上、當然併せて經營並に勤勞管理に對しても國家權力が及び、以つて國民の勤勞力が私益的經營へ強權によつて隷屬せしめらるるが如き矛盾を除かなければならない。そうなつてこそ國民の勤勞力は始めて眞に國家目的に叶つて働かし得るのである。

斯る意味に於いては、在來勤勞の精神的意義と其の覺醒が勤勞者側のみに強く要求せられて、經營者側に求められることが比較的薄かつた嫌ひがあるとは前に指摘したところであるが、然し斯の矛盾も政府の諸對策によつて漸次克服せられつつあつたところであり、遂に昭和十七年二月に實施せられた「重要事業場勞務管理令」によ

つて、勞務管理に對し國家的權力が及ぶことになり、その國家的性格が保障せられるに至つたのである。而して此のことはまた「經營企業」に對する國家的管理乃至は經營企業の國家的性格が明らかにせられたことにもなるのである。このことに付いて後藤氏の言を借りれば「これまで主として企業家の恣意のままに委ねられてゐた勞務管理に新しく國家的性格を與へ、この勞務管理の國家的性格を媒介として、勤勞の國家的性格と共に經營の國家的性格を勞働統制そのもの側から確立」したものである。而して斯る「經營の國家的性格」の闡明化は、其の後更に、總動員法に基く「工場事業場管理令」の發動により、昭和十七年五月アルミニウムの重要工場が、また本年一月製鐵工場中の重要工場が何れも商工省の管理工場となり、その國家管理が行はれるに至つたことによつて一段と促進されたのである。

さて、重要事業場勞務管理令は、總動員物資の生産若くは修理又は國家總動員上必要なる運輸に關する業務を營む工場、鑛山、其の他の場所にして厚生大臣の指定するものに對して適用される。總動員物資の範圍は相當廣汎なものであるから、本令の適用範圍もまた相當に廣いものである。

本令に於いては、事業主に對して、從業規則、賃金規則、給料規則及び昇給規則等の作成の義務を課し、而かもその作成及び變更については厚生大臣の認可を受けしむることとし、以つて國家管理を及ぼすに至つたことを



示してゐる。從來の工場法に於いては、これ等は單に地方長官への届出のみで事足りてゐたのであつて、經營者の一方的な取決めに過ぎなかつたものである。

また本令は、厚生大臣必要と認むるときは事業主のなす従業者の教養、訓練、體育其の他従業者の厚生施設に關する命令を發し得ることとした他、事業場の勞務管理事項擔任者の選任を命じ、更に勞務管理に關する指導監督のため勞務管理官を任命してゐる。從來の勞働法規が主として最低限度の災害豫防及び保健衛生に關して定むるところあつたにとどまるのに對し、本令が廣く従業者の厚生施設に關して命令し得ることになつてゐることは注目すべき點である。本令に於いて直接女子勤勞者の保護に關して定めてゐるのは、施行規則第十七條に、厚生大臣は「常時二百人以上の女子従業者を使用する重要事業場」に付き必要ありと認むるとき、事業主に對して、「乳幼児保育の施設」をなすことを命じ得る、と言ふ一項のみであるが、叙上の如き本令の含む精神と規定は當然その女子勤勞者一般にも及ぶものである。次に、本令中の關係條項を掲げて置く。

重要事業場勞務管理令抜萃 昭和十七年二月二十五日勅令第六六號

第一條 重要事業場ニ於ケル勞務管理ノ指導監督ノ爲ニスル國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク従業者ノ使用解雇從業退職及賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令並ニ同法第七條ノ規定ニ基ク勞働爭議ノ豫防及解決ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ重要事業場ト稱スルハ總動員物資生産若クハ修理又ハ國家總動員上必要ナル運輸ニ關スル業務ヲ營ム工場礦山、其ノ他ノ場所ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第四條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業規則ヲ作成シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ  
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ從業規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第七條 従業者ハ從業規則又ハ從業規則ニ基キ事業主ノ爲ス指示ヲ從ヒ重要事業場ノ業務ニ従事スベシ

第八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主又ハ従業者ニ對シ從業時間ノ延長若クハ短縮、休日、運刻、早退、缺勤、若クハ休暇ノ制限、又ハ従業者ノ従事スベキ業務其ノ他ノ従業者使用若クハ從業ニ關スル事項ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則、給料規則及昇給内規ヲ作成シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ賃金規則、給料規則、又ハ昇給内規ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ノ爲ス従業者ノ教養、訓練、體育其ノ他従業者ノ厚生施設ニ關スル命令ヲ發スルコトヲ得

第十七條 事業主ハ主任勞務擔當者ヲ選任シ重要事業場ノ勞務管理ニ關スル事項ヲ擔任セシムベシ

第二十條 厚生大臣ハ廳府縣及鐵山監督局ノ高等官中ヨリ勞務管理官ヲ命ジ厚生大臣ノ命ヲ承ケ厚生大臣ノ指定スル重要事業場ニ付従業者ノ使用、從業、賃金給料、其他勞務管理ニ關スル事項ニ關シ事業主及従業者ノ監督指導ヲ爲サシム

第五章 勞働法規に於ける勤勞母性の保護



重要事業場勞務管理施行規則抜萃 昭和十七年二月二十八日厚生省令第十號

一一四

第二條 從業規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、從業者ノ身分職務及指揮監督ニ關スル事項
  - 二、始業及終業ノ時刻休憩時間休日並ニ交替制ニ於ル就業轉換ニ關スル事項
  - 三、早出、残業及宿直ニ關スル事項
  - 四、入場、退場、遅刻及早退ニ關スル事項
  - 五、缺勤及休暇ニ關スル事項
  - 六、保健衛生ニ關スル事項
  - 七、危害豫防ニ關スル事項
  - 八、褒賞及懲戒ニ關スル事項
  - 九、解雇及退職ニ關スル事項
- 前項各號ニ掲グル事項ハ之ヲ從業規則ニ記載スルコトヲ得
- 第十三條 事業主ハ毎年十一月末日迄ニ左ノ事項ニ付翌年中ニ於テ實施スベキ計畫ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 一、職員ノ教養及訓練ニ關スル事項
  - 二、幹部勞務者ノ精神訓練及技能教育ニ關スル事項

三、青少年勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項

四、一般勞務者ノ教養及訓練ニ關スル事項

五、從業者ノ體育ニ關スル事項

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ認可ヲ取消シ又ハ事業主ニ對シ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

當該重要事業場ニ付令第二條ノ指定アリタル年ニ於テ第一項ノ認可ヲ受クベキ期限ハ其ノ指定ノ日ヨリ二月以内トス

第十四條 事業主ハ從業者ニシテ青年學校ニ履就スベキモノニ關シ其ノ履就ノ方法ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十五條 事業主從業者ニ食事ヲ給セントスルトキハ其ノ施設ノ概要ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 事業主ハ令第六條ノ指定アリタル日ヨリ三十日以内ニ從業者ニ對スル應急診療方法ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十七條 厚生大臣ハ常時二百人以上ノ女子從業者ヲ使用スル重要事業場ニ付必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ乳幼児保育ノ施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトヲ得

第八節 工場法及び鑛業法に於ける制限規定の緩和

第五章 勞働法規に於ける動勞母性の保護

一一五



第八十一議會に提案された戦時行政特例法案第一號の規定發動に關し、二月十日衆議院戦時特例法案委員會の審議に對して、勞務關係に於いては其の生産能率増進のため次の如く大體重點産業について工場法及び鑛業法の各種制限規定を緩和する政府の方針が明らかにされた。参考として附記する。

工業法關係

- 一、重點産業に於ける十六歳未満の者及び女子の就業時間制限、深夜業禁止、休憩時間制限を緩和すること（第三條、第四條、第七條）
  - 二、十六歳未満の者及び女子の危険業務就業禁止を緩和すること（第九條）
  - 三、十六歳未満の者の危険有害業務就業禁止を緩和すること（第十條）
- 鑛業法關係
- 一、雇傭就業規則の許可を届出とすること（第七十五條）
  - 二、鑛夫の就業時間制限、就業制限などについては工場法に準じて鑛夫就業規則（省令）を改正すること

第九節 商店法

以上の如く、わが國の勤勞者に對する保護法規は主として工場及び鑛山に働く者に限られてゐたのであるが、昭和十三年三月始めて商店法が布かれて、從來全く放擲されてゐた商業勤勞者に對する保護の途が確立された。本法の主眼は商店勤勞者の保健衛生上の改善を圖り、その體位を向上せしむるにある。

昭和五年の國勢調査によれば、わが國の商業人口は約四百五十一萬であるが、多く自由營業によるこれらの業種の雇傭者はその勤勞時間、勤勞條件、勤勞設備等に於いて全く何等の制限も保護もなく、ただ業主の思ふがままに扱はれて來たのである。斯くて特にその保健衛生上の影響は漸次憂ふべきものがあり體位は著しく低下するに至つた。昭和十一年度に於ける徴兵検査の結果によれば、甲種合格率に於いて商業が最下位にあり、反對に丙種合格は商業が最も多いと云ふ状態であつた。

昭和六年四月、東京吳服商同業組合より内務大臣宛に提出された商店法制定の陳情書には左の如く述べられてゐる。

「現在都會地ノ營業時間一定セス、早朝ヨリ深夜十二時或ハ之ヲ過グル事ヲ普通トス、之レガ爲メ従業員徒ラニ疲勞シテ保健上頗ル悪影響ヲ來シツツアルノミナラズ、修養ノ餘暇スラ皆無ノ状態ニシテ、此ノ結果ハ營業能率ノ低下ヲ招來スル事多大ナリ、同時ニ勞働過剩ノ不滿ハ驅ツテ種々ナル方面ヨリ青少年店員ノ思想上ニモ憂慮スベキ傾向ヲ齎ラサシムベシ。一方經營者ニ於テモ電燈料金其ノ他萬般ノ消耗品等徒ラニ無用ノ經費ヲ増嵩セシム



ルノミニシテ、深夜ノ營業ハ事實上營業々積向上ニ寄與スルトコロ殆ド無キガ故ニ、彼此相照シテ考察スレバ、相互ニ於テ將來又同家經濟上百害アルモ一利ナシト斷ジテ不可ナカルベシ（中略）、冀クハ營業者ノ實情御參酌ノ上叙上ノ意味ニ於テ營業時間短縮ニ關スル適當ナル法規ノ制定ニ付然ル可ク御盡力ノ程相願度切望ニ堪ヘザル次第ナリ

本法は原則として市の區域に適用され、町村については市に隣接する町村で市と同時に適用せざるときは不公平となり、或は徒らに不當な競争を惹起する虞れある場合にのみ限つて厚生大臣が指定することになつてゐる。尙、本法は物品販賣業（卸賣及び小賣）及び理容業に對して適用されるのであつて（此の使用人數は百三十九萬五千と推定される）店舗の閉店時間を原則として午後十時に限ることと定めてゐる。現在に於いては、時局柄、物資の不足、燃料照明の節約等のためにこれら商業に於ける勤務事情は全く一變してゐるのであつて問題にならないのであるが、本法に於いて特に女子従業員の保護に關係ある條項は次の如きものである。

（一）大商店の就業時間及び休日の規定

常時五十人以上の使用人を雇備する大商店に於いては、工場法に於けると同様に、女子及び十六歳未満の年少者に對し一日の就業時間を十一時間以内とし、その間に於いて就業時間六時間を越ゆるときは少くとも三十分、十時間を越ゆるときは少くとも一時間の休憩時間をその就業時間中に與へること、また休日も同様に毎月少くとも二回與へることを規定してゐる。但し特に業務繁忙の時には地方長官の許可を受けて一年を通じて六十日以内

は十一時間の就業時間を延長することが出来（許可をうれば更に六十日以上に延長することも出来る）、また同様に休日を一月一回に減ずること出来るのである。

（二）危害豫防及び衛生の規定

商店の店舗又は其の附屬建築物に於ける使用人の危害の防止又は衛生に關し必要なる事項に付き命令を規定することになつて居り、不取敢大商店に於いて女子使用人を有する場合に休憩用の椅子の備付を命ずることになつてゐる。

（三）罰則の規定

五十以上の使用人を使用してゐる大商店に於いて女子及び年少者を十一時間以上働かせた場合、これらの大商店で所定の休憩時間又は毎月二回の休日を與へなかつた場合に於いては、店主は五百圓以下の罰金又は科料に處せられる。



## 第十節 女教員の産前産後に於ける休養に関する訓令

男子の應召或は重要産業への移行に伴ひ、從來男子の占めてゐた職業への女子の代替が今後益々行はるべきことは、既に述べたるところによつても明らかであり、戦争下當然のことであるが、國民學校教員に於いては特に此の女子代行の傾向が既に著しく現はれてゐる。即ち現に全教員の三分の二を女教員が占めてゐる學校もあると聞くのであるが、斯る女教員の激増は當然其の母性保護に付いての配慮を必要とする。

文部省は舊く大正十一年訓令を發し、國民學校女教員の産前産後に於ける休養に關して指示するところあり現在に及んでゐる。今日人員の不足の上に相當劇務である女教員が實際には此の訓令の指示する通りの休養をとることは困難な實情にあるが、然し特に女教員のためにかかる規定が行はれてゐることは注目されてよいことであり、殊にその産後六週間の休養を認めたることは工場鑛山の女子勤勞者のそれに較べて遙かに充分なものであり、醫學的にも妥當なものとされてゐる。本訓令は幼稚園保母にも準用されるが、訓令全文を參考として左に掲げることとする。

### 女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ關スル件 (大正十一年九月十八日文部省訓令第十八號)

北海道樺太廳府縣

#### 女教員の産前産後に於ける休養に関する件

女教員の産前産後に就き特に保護方法を講ずるは頗る必要なことにして若し其の方法宜しきを得ざれば母體、胎兒並に嬰兒の健康障害を來すのみならず直接間接に教育上不良の影響を及ぼし國民保健上並に教育上忽にすべからざる問題なれば各地方長官は左に指示する事項に則り適當の方法を講じ此訓令の趣意を貫徹する様務められ度

- 一、女教員の産前産後に於ける休養に關しては左記各號に依ること
  - イ、分娩後六週間休養を爲さしむること
  - ロ、醫師の診断書に依る分娩豫定日前二週間休養を爲さしむること但し特別の事情ある場合に在りては産婆の證明書を以て醫師の診断書に代ふるを得
  - ハ、前號の分娩豫定日を超えて尙分娩せざる場合には事實分娩あるまで休養を繼續せしむること
- 二、幼稚園の保母に對しても前項に準じ休養を爲さしむること



## 第六章 社會法規に於ける勤勞母性の保護

直接勤勞に従事する女子の母性を、其の職場との關聯に於いて保護するところの勞働法規については、既に述べた通りであるが、此の他に必ずしも工場事業場との關聯に於いてではないけれども、社會的經濟的事情によつて他より何等かの援助を要する事情にあるものを保護し、或は社會政策的見地より廣く一般の母性を積極的に保護せんとする社會法規がある。これらの法規は主として當該女子そのものよりも寧ろその養育する、若くは分娩せんとする、子供の健全なる發育成長を圖ることを本旨とするところの兒童保護法的性格をもつてゐるものが多い。その意味でそれは同時に極めて直接的に母性保護法規でもあるわけである。また直接母性のみを對象とするものではないけれども、その取扱ひの中に當然勤勞母性をも含み、その保護對策に當つて相當深い關聯をもつてゐる幾多の社會保護法規がある。

工場事業場に於いて働く勤勞女子の管理に當つては、一應工場事業場内の厚生施策や關係勞働法規による保護のみで足りると考へられ易いのであるが、今日の如く勤勞母性保護對策の不完全なる時に於いては、その勤勞母

性の生活を護り生産能率を完からしめるためには、更に工場事業場外に於ける凡ゆる關係保護施設の協力を求め、これを積極的に利用する必要がある。殊に今日では、勤勞者の生産能率は、唯に工場事業場内部に於ける勤勞生活のみならず、その家庭及び社會生活の在り方に密接に關聯をもつて居るのであり、寧ろ勤勞者の全生活が勤勞生活であつて、勤勞生活と家庭生活の別は嚴密には存在しないのである。

かかる意味に於いて、特に女子を取扱ふ勤勞管理者は、直接關係ある勞働法規のみならず、廣く關聯社會法規の概要を知悉し、女子勤勞者がその生産力を十全に發揮し併せて母性たるの使命と職責を完うするために必要と認むるときは、直ちに之れを利用せしむるだけの用意がなければならぬ。自己の工場事業場に於ける厚生施設の完備を自負するものは未だ全き勤勞管理者ではあり得ない。複雑なる生活問題を處理するために、如何に完全なりとは言へ自己工場事業場内のみ施設をもつて足りる筈がない。今日は勤勞厚生の実を擧げその生産能力を増強するために、國家社會の凡ゆる機能の協力結集を求むべきときである。殊に今後工場事業場はその存在する土地と緊密に結びつき、その全面的な理解と親和的協力を得るのでなければ、自己勤勞者の住宅の問題も、慰籍の問題も、食養の問題も、教化の問題も、完き解決を期せられないのである。即ち「産業郷土」の理念に立たなければ眞の生産能力向上は期待し得ない。

その意味に於いて女子の勤勞管理を擔任するものは、本章に於いて述ぶる社會法規のみならず、以下記すところ



ろの凡ゆる母性保護關係施設についても一通り知るところがあり、必要に応じてこれらを自由に驅使し利用しなければならぬのであつて、かくてこそ立派な勤勞管理者たるの一資格を具へ得るのである。前に勤勞管理者の必須なる資格として「圓滿なる常識」をあげたのであるが、これらの知識は即ち圓滿なる常識として活用されるときにこそ、よく勤勞管理の完全な機能が果されるのである。

さて、これら母性保護に關する主なる社會法規としては、困窮勤勞階層を對象とするものとして、母子保護法、其の他救護法、醫療保護法及び方面委員令が、また特殊なものとして軍事扶助法、國民徵用扶助規則及び戰時災害保護法が、更にまた貧富、勤勞遊閑の別なく廣く一般母性の保護を目的とするものに妊産婦手帳規程（妊娠届出制）がある。その他、保健婦や保健所、或は社會事業一般に關する法令もあるが、それらは何れも利用せらるべき重要なものではあるが、比較的保護法的色彩がうすいものであるから、ここには觸れず、項を改めて述べることにする。

## 第一節 母子保護法

國家將來の發展、國力の伸長増強が、兒童の健全なる成育に負ふところ極めて大なるものがあることは既に述べたところであるが、この兒童の健全なる成育は一つにその母の力に俟たなければならぬことは言ふまでもない。

貧困のために母がその子を膝下に養育することが出来なかつたり、或はまた假りに膝下に擁しても完全なる養育が出来ないやうな場合に、適當な社會的扶助を與へて母としての天職を完うせしむると共に、その子の健全な成育を圖ることは極めて緊要である。

家計の中心である夫を失つた母が、貧窮のために子女の養育が出来ず、或は子女養育のために母が犠牲となつて倒れるが如きことありとしたならば、その國家的損失は盡大である。即ち、かかる氣の毒な母子を保護する制度としては、昭和四年に制定され、昭和六年より實施を見た救護法の中に、貧困のため生活することの出来ない十三歳以下の幼者救護、妊産婦救護、幼者（乳兒）の哺育上必要な場合には母に併せての救護等に關する規定を設けたのであるが、何れも母子扶助に關しては制限的であり、勞働能力ある母が子を抱へて困窮してゐるやうな場合には保護を加へることが出来なかつたのである。そこで昭和十一年救護法の特別法制として別個に母子保護法が制定せられ、貧困なる母子を一體として保護することにより、救貧防貧の實をあげると共に國家の將來を擔ふ兒童の健全なる成育をとげしめ、以つて國家將來の發展と國民生活の安定に資することとなり、昭和十三年よりその實施を見るに至つたのである。

以下、その概要を解説することとする。

### （一）扶助を受ける者の資格要件



母子保護法によつて扶助を受ける者の資格要件は次の三つの事項に該当する場合である。

(1) 十三歳以下の子を擁する母なること

本法は、その目的とするところ母の天職とも云ふべき子女養育の任務を完うせしむるにあるのであるから、被扶助者は母に限定せられてゐる。但し、祖母が孫を養育する場合は母と子の場合と同様に見做される。尚、ここに子と云ふのは民法上の觀念であつて嫡出子、庶子、私生子、養子、繼子何れであつても差支へない。

(2) 貧困のために生活すること能はず、又は其の子を養育すること能はざること

(3) 母の配偶者無きか、又は配偶者あるも無きに準すべき状態にあること

この配偶者あるも無きに準すべき状態と云ふのは次のやうな場合である。即ちその配偶者が(内縁関係を含む)、

イ、精神又は身體の障害に因り勞務を行ふこと能はざるとき

ロ、行方不明なるとき

ハ、法令に因り拘禁せられたるとき

ニ、母子を遺棄したるとき

等の場合である。

(二) 扶助を受ける者の缺格條項

前項の資格を具備してゐても、その母が性行その他の事由によつて子を養育するに適せずと認められる場合には扶助を與へられない。即ち母の性行が不良であつたり、精神の異常又は身體上の缺陷のために子女の監護及び教育に不適當と認定される場合である。

(三) 扶助を受ける者に対する注意

本法による扶助を行ふ市町村長は、その母に對し子の養育上必要な注意を與へることが出来る。其の注意の範圍は大體次の如き範圍のものである。

(1) 子の保護に關する事項、例へば疾病の診察を受けしめること、食事その他栄養に關すること、衣服に關すること

(2) 子の教育に關する事項、例へば、遊戯、就學、休學、兒童の餘暇利用等に關すること

(3) 子の勞働その他職業に關すること

(四) 扶助機關

本法の目標は、母をして其の子を自己の家庭に於いて養育せしむることにあるため、母の居住地の市町村長をもつて扶助機關としてゐる。居住の期間はこれを問はない。尚、市町村長の補助機關として方面委員が扶助事務について擔任することになつてゐる。即ち、事實上本法の運用は主として方面委員が之れに携はるものであつて



本法の適用を受けやうとする場合には、當該母子の居住する場所の擔當方面委員に相談すればよいわけである。

(五) 扶助の種類と方法

本法による扶助の種類は次の四種類に分れ、その限度は母の生活及び子の養育に必要な限度となつて居り、事實上市町村別に夫々最高限度が決められてゐる。

- (1) 生活扶助 母の生活費に對する扶助である。
- (2) 養育扶助 その養育に必要な費用、即ち子の生活費を始め學用品等を含む子の教育費等一切の日常生活の費用を補給するものである。

- (3) 生業扶助 母にその家計を助くべき生業を得せしむる扶助の方法であつて、生業に必要な資金、器具資料の給與又は貸與、若くは生業に必要な技能を習得する費用である。

- (4) 埋葬費 扶助を受くる母又は子が死亡した場合に埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給與することが出来る。

尙、扶助の方法は、原則として居宅扶助主義をとり母の居宅に於いて行ふことになつてゐる。特別の場合に收容施設に於いて扶助することを認めるが、母子ホームの如きは居宅と見做してゐる。

(六) 母子保護施設

本法によつて扶助を受くる母親が、その環境の不良なために、金品の扶助のみによつてはよく扶助の目的を達

成し得ない場合が、殊に都市の如きに於いて少くない。精神的心情的に隙のあり勝ちなこれらの母子によき生活環境を與へ、規律ある生活訓練と正しく温い精神的指導を行ふことが一層扶助の目的を效果あらしめることは云ふまでもない。即ち本法は「扶助を受くる母及び其の子を保護するため必要な施設」の設置をなすことを規定してゐる。ここに必要なる施設とは、例へば母子の居宅即ち母子ホーム、或は授産場、母子身上相談所、健康相談所、兒童養育相談所等を指すものであつて、これらの物的施設の他に、社會事業家の如き適當なる指導者を配して母子の保護指導に當らしめることを期待してゐるのである。本法による母子ホームの設置に對しては補助の途が講ぜられてゐる。

(七) 現行扶助金額

参考として東京府市に於ける現行扶助金額を掲げれば次の如くである。

(1) 生活扶助費及び養育扶助費

左の限度内日額で支給されるが、被扶助者の屬する世帯に収入がある場合は、その収入額を左の限度額から控除した差額分だけが扶助されるのである。

世帯構成人員	
地 域	一人の場合
東 京 市	二人の場合
	三人の場合
	四人の場合
	五人の場合
	以上一人を増す毎に
	一五錢を加ふ



其の他の市	三五錢	六七錢	九四錢	一一五錢	一三二錢	一二錢を加ふ
町	三〇々	五七々	七九々	九八々	一一三々	一一錢を加ふ
村						

收容の場合の養育扶助費は一人一日六〇錢以内である。

(2) 生業扶助費

- イ、東京市にあつては 一人に付き 六拾圓以内
- ロ、其他の市町村にあつては 一人に付き 五拾圓以内

(3) 埋葬費

一人に付き 拾圓以内

〔備考〕 本法については伊藤清氏「児童保護事業」(常盤書房刊行)が参考になる。

### 第二節 救護法

救護法は、わが國古來の美風たる家族制度を維持し、且つ隣保相扶の情誼を重んじつつ、而かも世狀の實際に即して、貧困のために生活すること能はざる者を國家公共團體の義務として救護するために、昭和四年制定、昭和七年より實施せられたものである。本法の施行によつてわが國民にして、貧困のために生活不能に陥り路頭に

迷ふと云ふものは原則として無いわけであるが、其の要旨を記せば次の如くである。

(1) 本法の救護の對象となる者は

イ、六十五歳以上の老衰者

ロ、十三歳以下の幼者

ハ、妊産婦

ニ、不具、廢疾、疾病、傷夷、其他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者にして貧困のために生活すること能はざる場合であるが、又特に幼者哺育即ち一歳以下の乳兒を哺育してゐる母の場合にはその子と併せて救護する。

(2) 本法に依る救護は、原則として救護を要する者の扶養義務者が扶養することの出来ない場合に限るのであるが、急迫の事由ある場合には例外的に扶養義務者の能力如何に拘らずして救護し得る。

(3) 本法の救護は、救護を受ける者の居住地又は現在地の市町村長が之れを行ふ。

(4) 市町村長が救護を行ふに當つて、濫救或は漏救あることを防ぐため、方面委員令に依る方面委員を特に本法の救護委員として之れが補助に當らしめる。即ち本法運営の實際は方面委員が主として扱ふことになつてゐる。

(5) 本法に依る救護の方法は、居宅救護を原則とし、居宅救護をなすことが出来ず或は之れを不適當とする場



合は、官公營若しくは民間私營の救護施設或はその他の適當なる施設、又は私人の家庭に收容して救護する。

(6) 本法による救護の種類は

イ、生活扶助

ロ、生業扶助

の二種類とし、救護を受けてゐる者が死亡をした場合には埋葬を行ふ者に對して埋葬費を支給する。

(一) 妊産婦救護

右、救護法の内容中、直接勤勞母性保護に關聯を有する妊産婦の救護については、妊婦又は産婦は、病人や老衰者と異り、普通の場合に於いては勤勞能力者であるが其の分娩前後の一定期間は勤勞を中止して休養することが保健上生理上必要なのであつて、斯る状態にある妊産婦を救護することは、母性保護の立場からも、胎兒又は産兒の健全なる發育のためにも極めて緊要なことである。

妊産婦の救護期間は、本法の施行令によつて分娩の日前七日以内、分娩の日後二十一日以内とし、分娩の日がその豫定日より早く来た場合は更に七日以内まで之れを延長することが出来る。結局妊産婦の救護期間は通算二十八日を原則とし、特別の場合は三十五日まで延長されるわけである。

(二) 幼者哺育の母の救護

次に幼者哺育の母に對する救護であるが、

(1) 幼者が居宅救護を受くる場合(幼者を救護せしめて母親のみを救護することは出来ない、又收容救護の場合には含まない)。

(2) 市町村長に於いて幼者の哺育上母親を救護する必要ありと認められた場合。

この二つの條件を具へてゐる場合には其の幼者と併せて母親を救護することが出来る。ここに幼者の哺育たる字句を使つてゐることは、幼者の哺育期間即ち幼者に授乳してゐる期間を示すものであつて、結局母親が滿一歳以下の乳兒を哺育してゐる場合に其の期間内救護するものである。

(三) 救護金額

東京府市に於ける本法による救護費額は次の通りである。

(一) 生活扶助費(月額)

左記の限度内とする。

世帯構成人員	
一人の場合	五〇錢
二人の場合	九一錢
三人の場合	一三〇錢
四人の場合	一五八錢
五人の場合	一八〇錢
以上一人を増す毎に	一五錢を加ふ
東京市	五〇錢
東京市の市	三五々
其の他の市	三五々
世帯構成人員	二人の場合
	六七々
	九四々
	一一五々
	一三二々
	一二錢を加ふ



町	三〇錢	五七錢	七九錢	九八錢	一一三錢	一一錢を加ふ	一三四
村							

收容救護に於ける生活扶助費は一人一日六〇錢以内とする

- (2) 生業扶助費 一人に付き 二〇圓以内
- (3) 埋葬費 一人に付き 一〇圓以内

〔備考〕 本法については堀田健男氏「救護事業」(常盤書房刊行)が参考になる。

### 第三節 醫療保護法

刻下大東亞戰爭を勝ち抜き之れを完遂して眞に榮へある大東亞共榮圈を確立するためには、今後益々多數の精強なる軍隊を必要とすると同時に、國內生産力増強のために愈々以つて皇國民全體の剛健有能なる資質を必要とすることは云ふまでもない。

日本國民が、今日の戰爭生活の困苦によく耐えて、而かも更に共榮圈内諸民族の指導に當るためには、皇國民族精神を昂揚し、旺盛な意力と、そして強靱な體力を維持培養してゆかねばならない。それがために政府は厚生省を中心にして凡ゆる國民の強兵健民政策の實施に努力してゐるのであるが、この全國民強兵健民の實をあげるためには、先づ第一前提として全國民がその疾病傷疾に對して普ねく醫療の機會を與へられるのでなければなら

ぬ。最早、國民の肉體、國民の健康は個人のものではない。それは國家のもの、陛下のものである。即ち國民の健康を保持し體位を向上せしむるために萬全の施策をめぐらすと共に、卑くも國民にして醫藥の途に窮するが如きものあらしめぬ對策が必要である。殊に古來疾病は生活を窮乏せしめ貧困に陥らしめる最大の原因である。生活の安定を得られぬとき國民の能力はよく之れを發揮することが出来ない。

即ち、國民を貧困化せしめる最大原因たる疾病の治療と豫防を圖ることは、その生活の脅威を除きその安定を確保すると共に、國の兵力増強並に生産力擴充に直接寄與することとなる。疾病に對する醫療の途は、斯くて、國民の經濟能力如何に拘らず、廣く普ねく拓かれなければならないのである。

醫療保護法は、「貧困のため生活困難にして醫療又は助産を受くること能はざる者に對し醫療券を發行して醫療又は助産を受けしめる」ために、昭和十六年三月公布、同年十月より實施せられたのであるが、本法の實施に伴ひ、從來母子保護法及び救護法の中にあつた醫療及び助産の扶助及び救護は何れも本法のうちに包括されることになつた。

本法による醫療保護事業は、母子保護法及び救護法と同様に國の事務となつてゐるが、事業の實施は、國が直接これを行ふことなく、各醫療事業者に委任し義務として之れを行はせることとなつて居り、各事業者は地方長



官より醫療券の割當を受け、その割當の範囲内に於いて醫療券を發行するのである。而して本法により醫療又は助産を受ける者は、母子保護法又は救護法によつて扶助または救護を受ける者、其の他貧困のため生活困難にして醫療又は助産を受けること能はざる者であつて、これらの者は市町村長より醫療券の交付を受け、事業者の施設または地方長官の指定する醫師、歯科醫師若しくは産婆につき醫療または助産を受けるのである。醫療及び助産の範圍、程度及び方法等は大體に於いて社會保險制度に準ずるのであるが、事業者はその醫療または助産の効果をあげるために必要な附帯事業を行ふことが出来る。尙、この醫療及び助産に要する費用は事業者の負擔であるが、國庫及び道府縣はその負擔したる費用に對して一定率の補助をなすのである。

ここに事業者とは、本法第三條乃至第四條に示されるもので、市町村、恩賜財團濟生會、日本醫師會、道府縣及び郡市區醫師會、日本齒科醫師會、道府縣及び郡市區齒科醫師會、其の他厚生大臣の認可を受けを團體及び個人であつて、これには多く社會事業關係の病院、診療所等が入るのである。而して、これらの醫療事業者は政府より醫療保護事業の施行を委任されるのであるが、政府はこの運営については單なる指導監督にとどめず、其の事業の企畫、運営、其の他事業全般について管理することとし、事業をよく國家の意圖に叶つて統一的に運営せしむるのであつて、「政府は本法により醫療保護事業を管理す」と定めてゐる。

本法の救護機關は市町村長であるが、其の補助機關としては方面委員が之に定められてゐる。即ち本法による保護を受けんとするものは其の居住地の方面委員に相談すればよいわけである。本法適用の認定については、大體軍事扶助法による扶助認定の標準に準じて居り、第二種方面世帯票に登録せらるる範圍内の者はこれに包含せられるものと考へられてゐる（岡村周美氏「醫療保護法解説」）。

本法による醫療保護は、醫療及び助産の二種類であるが、醫療とは疾病又は傷痍を治療することであつて歯科醫療をも包含してゐる。助産とは云ふまでもなく分娩を完からしむるための補助行為であつて、例へば産婦に對するものであつても醫療と認められるものは助産には含まれない。尙、本法による醫療保護を受ける者は、貧困のため生活困難にして醫療又は助産を受けること能はざるものであるが、性行著しく不良の者、或は本法の適用に關し理由なく市町村長の指圖するところを拒否する者の如きは、醫療保護の制限をなすことが出来るのは當然である。

本法の醫療券は診療券及び助産券の二種あり、これは本法による醫療又は助産を受けることの出来る資格を示す一種の資格證明書であつて、醫療券所持者はこれによつて無料または一部負擔により醫療又は助産を受けることが出来るものである。醫療券は各事業者が各々その資力に應じ義務として發行するものであつて、發行せられたる醫療券は市町村長が（實際には方面委員の手を通じ）之れを要保護者に交付する。



本法による醫療保護の方法は居宅保護を原則とし、收容保護は例外として補充的に認めてこれを併用してゐる。居宅保護とは醫療の場合は外來患者として通院し、助産の場合は被保護者の居宅に於いてこれをなすものである。また收容保護とは病院、診療所、産院等に收容入院を委託して保護するものである。

尙、本法による醫療及び助産の範圍は次の如くである。

(一) 醫 療

- 1、診 察
- 2、藥劑又は治療材料の支給
- 3、處置、手術其の他の治療
- 4、看 護
- 5、患者の移送

(二) 助 産

- 1、分娩の介助
- 2、分娩前及び分娩後の處置
- 3、看 護

4、産産婦の移送

而して右に對し支出する費用の範圍は、これを東京府に於ける例によつて示せば次の如くである。

- イ、居宅醫療 健康保険に於いて使用する診療報酬點數計算規程別表に依り一點單價十五錢（一回二十圓以内）
- ロ、居宅齒科醫療 同右齒科診療報酬點數計算規程別表中郡部用に依り一點單價七錢
- ハ、居宅助産 一人に付き一回九圓以内
- ニ、入院料 一人一日に付き二圓以内
- ホ、收容助産の場合入院料の他の分娩料として支出し得る費用は一人に付き四圓五十錢以内
- ヘ、看護費 看護人一人に付き一日一圓七十錢以内
- ト、移送費 實費

尙、醫療及び助産ともに人命に關するものであるから、急迫の事情ある場合には右の規定に拘らず必要なる費用を支出することが認められて居る。



#### 第四節 方面委員制度

大正五年五月十八日、地方長官會議に召集を受けて帝都に参集した地方長官達は、大正天皇の格別なる有り難き御恩召によつて御陪食の光榮に浴した。その折宮中に於いて、時の岡山縣知事笠井信一氏は、長くも陛下より、その縣下に於ける貧困者の生活状態について御下問を拜したのであつた。

御慈しみ深く民草の上を御思ひやらせ給ふ大御心の程を拜した笠井知事は、恐懼感激し、歸縣の後直ちに、一定の標準を設けて縣下の貧困者を調査したところ、その數三萬世帯、十萬四千人、全縣民の約一割に近い多數に上り、しかもその生活状態の悲惨なることを知つて愕然とし、知事たるものの責任を痛感して晏如たらざる想ひに之れが對策樹立に腐心した。一意聖慮に應へ奉らんと心魂を打ち込んで研鑽を積み案を練ること十ヶ月、貧困者の窮乏を救ひ、保護し、その生活の建て直しを行ひ、破綻を防止するためには、博愛の精神と憐憫の情をもつて彼等の友となり師となつて授け導く他なしとの結論に到達し、人格と實力とを兼ね備へた輔導者を委嘱してその任に當らしむる「濟生顧問」の制度を設けた。之れ大正六年のことである。濟生顧問設置規程（大正六年五月岡山縣令）の第一條に「濟生顧問ハ縣下市町村ノ防貧事業ヲ遂行シ個人竝ニ社會ヲ向上セシムルコトヲ以テ目

的トス」とあり、同第二條には「濟生顧問ノ防貧方法ハ、精神上ノ感化、物質上ノ斡旋等ニ依リ現在及將來ニ於ケル貧困ノ原因ヲ消滅セシムルモノトス」として居るが、此の濟生顧問制度こそわが國方面委員制度の濫觴である。尙、濟生顧問に推薦せらるべき者は左の資格を具備すべきものとされ、その地位は名譽職とした。

- 一、人格正シキモノ
- 二、身體健全ナルモノ
- 三、常識ニ富メルモノ
- 四、慈善同情心ニ富メルモノ
- 五、市町村内中等以上ノ生活ヲ營ミ少クトモ俸給ヲ以テ衣食ニ供セザルモノ
- 六、忠實勤勉其ノ職務ニ盡スベキモノ

また、大正七年米騒動の後間もない或る晩秋の日のこと、大阪府知事林市藏氏は、木枯吹きすさび人足もまばらになつた暮れ方の巷に、一人の洗ひ晒らしの單衣に帯とは名ばかりのものを締め、髪もひつつめに結つて生活にやつれた女が、背には子供を負ひながら、年端もゆかぬ二人の少年を連れて、夕刊！夕刊！と呼んでゐるのを見た。重い人生の苦惱を背負つて、一生懸命に生きんがため戦つてゐる哀れな母と子の姿が林知事の胸を強



くうつた。林知事は附近の交番に寄つて警官にその身許を調べるように命じた。

数日後知事のもとに届けられたこの夕刊賣母子の身許調査復命書には——元大阪府消防士、その後沖仲仕や手傳人夫を業としてゐた某、妻（三十五歳）、夫婦の間には二男二女があつたが、夫婦共に律義者で多少の貯へもしてゐた。その夫が今夏以來重症の脚氣で働きもやらす寝込んでしまつた。唯一の稼ぎ手に寝込まれては一家の糧道は断絶である。子供は四人とも小さく手足まとひになるばかりである。貯金も費ひ果し、衣類は質草と變り家財道具も賣り拂つた。家賃も滞り電燈もとめられ、薪炭もなく湯もすれぬ有様になつた。勿論病人の醫藥の途などあらう筈はなかつた。遂に意を決した妻女は五歳になる二女を病夫のもとに残し、他の三人を連れて夕刊賣りに出る事になつた。母といたいけな少年二人とが、雨の降る日も、風の吹く日も、夕方から夜にかけて路傍に立ちつくし、聲をからして賣る夕刊が七、八十枚、その賣り上げは五十錢にも満たない——それが、病夫の薬餌と親子五人の口を糊する資である。復命書にも涙がにじんでゐた。

之れを讀んだ林知事は黙然として考へ込んだ。世は好景氣の絶頂であり、成金風の吹き捲つてゐる時である。然るにこの可憐なる同胞の一家が貧窮のどん底に喘ぎ、餓と寒さと病に呻吟してゐる、他にも斯うした無告の家族がわが大坂に幾許あるであらうか。林知事は思案に暮れ、思ひ悩んだ。やがて知事は、これは、彼等の困窮を見出し、その窮状を審かに調べ、そして彼等の事情に應じて、之れを社會施設について保護せしめ、隣保の情け

によつて衣食の料を得せしめ、親しく手をとつてその生活の向上を助け導く機關がないからであることに氣付いた。

そこで林知事は早速に、當時大阪府の最高顧問でありわが國社會事業界の權威であつた小河滋次郎博士と相談して、社會調査と保護指導の機關を設けることとし、東西の救貧制度及び岡山縣の濟生顧問制度等を研鑽考量した結果、遂に同年十月「大阪府方面委員規定」を制定公布したのである。これが「方面委員」なる名稱の用ゐられた最初のものである（原奉一氏「方面事業」參照）

斯くて方面委員の制度は其の後次第に全國各府縣に行はれるに至り、昭和三年には全國を通じて同制度を見ない府縣なき状態となり、委員の數は一萬五千餘の多きを數へ、その一ヶ年の取扱ひ件數は三十五萬六千に達して實績顯著なるものがあつた。爾來その發展は年と共に目醒しいものがあつたが、遂に昭和十一年十一月「方面委員令」の制定を見、本制度は法制化せられて全國的に整備されることとなつたのである。

方面委員令は叙上の如く、從來各地に於いて自主的に行はれ發達し來つた方面委員制度を基本として、その長所を採つて定められたものであるから、他の社會法令と異り、極めて簡明素直な形をとり、必要なる制度の大綱を示すに止め、以つて其の據點を明らかにすると共に、その實施には夫々地方の實情と特殊性に即した弾力性あ



る活動が阻害されることなきやうに配慮されてゐる。

方面委員令による方面委員は「隣保相扶の醇風に則り互助共済の精神を以つて保護指導のことに従ふもの」とされ(第一條)、名譽職である(第七條)。原則として市の區域では數方面に分ち、町村に於いては其の區域を一方面とし、そこに若干名の方面委員を置くのであるが、此の方面の分け方及び委員の定数は、夫々地方の事情に應じて決定される。委員の選任は方面委員銓衡委員會の意見を徴した上地方長官がそれをなすのである。

方面委員の職務は、

(一) 擔任區域内に於ける居住者の生活状態を調査すること

(二) 擔任區域内に於ける扶掖を要するものの生活状態を審にし其の救護に遺漏なからしめ又は其の自立向上を圖るため必要な指導をなすこと

(三) 社會施設との聯絡を密にし其の機能を授くること

と規定されて居るが(第六條)、尙、方面委員は母子保護法、救護法、醫療保護法、其の他の社會立法の施行に關し、何れも市町村長の補助機關として之れが實務の擔當を命ぜられて居り、また軍事扶助法等の如き運営にも實際上參加して重要な役割を果しつつある。

即ち、方面委員は、嚴密なる社會調査に基き、隣保相扶、互助共済の精神によつて、市町村長及び社會施設と聯絡を保ちつつ、要扶掖者を救護し指導するのであつて、其の方法は自ら個別的であり、一々の事件について、調査し、方法を案じ、適當なる施設の機能を活用しながら、問題を具體的に解決してゆくのである。此の方面委員の取扱ひ方法をケース・ワーク Case Work と稱ぶ所以である。

而して、方面委員はかかる事件の生じたときのみ活動するのではなく、常時その受持區域内の社會事情や居住者の生活状況等を知悉してゐることを要するので、方面世帯票なる一定様式のカードを用意し、常時各世帯の事情を調査し審らかに之れを記録保存して、一朝ことある場合には直ちに適切なる活動が出来るやうに準備してゐるのである。方面世帯票は下記の三種に大別される。

第一種世帯票 公私の扶助なくしては生活し能はざる者

第二種世帯票 現在は辛うじて生活し得るも一朝事故に遭遇する時は忽ち生活困難に陥る虞れある者

第三種世帯票 第一種若くは第二種から浮び上つて漸く自立の出来るもの若くは新に轉落しかかつてゐる者

(準カード世帯)

方面委員令に示す方面委員の職務については既に記したが、その實際活動に於ける任務をもう少し詳しく述べ



れば次の如くである（原泰一氏「方面事業」）。

イ、一般に生活困難なる者に付てはその原因を精査し、之れが矯正除去の措置を講ずると共に、勤勞の習慣を馴致し、または勤儉努力の精神を涵養せしめ、必要ある者には教育を受けしめ、以つてその向上を圖ることに努める。

ロ、救護法、母子保護法、醫療保護法、軍事扶助法、結核豫防法、精神病者監護法、癩豫防法其の他の救護法規により救護を受くべきものに付ては、救護の種類、程度、方法等を考慮調査し、濫救を慎み漏救を戒める等救護の適正を期する。

ハ、それ以外の者に付ては、各種社會施設を始め、市町村役場、警察、學校、醫師、産婆、保健婦等の社會的機關と常時緊密なる連絡を保ち、個々の事情に即したる適切なる保護指導の途を講ずる。

ニ、其の他、社會教化、戶籍處理、相談指導、職業の斡旋、家庭の調整等萬般の人生問題を處理し、以つて各家族の自立向上を助ける。

ホ、必要に應じ近隣地區全體を對象として集團的補導を行ふ。

方面委員として選任する資格は濟生顧問制度に記した條項がそのまま今日の方面委員詮衡にも當嵌まるのであるが、方面委員は多く其の地區に長く居住する徳望家である。大御心を體し其の擔當する地區内に一人の處を得

ざる者なからしめんとする熱意は、法令によるとよらざるとに拘らず、或は救貧保護に、或は防貧福祉に、或は各種相談指導に、また軍人援護に、凡ゆる必要なる活動を積極的に展開してゐるが、最近では時局に即應して、地區民の戦争生活確立への指導や、生産増強への動員協力等にも活躍してゐる。得意の調査能力をもつて地區内に於ける主婦その他の餘剩勞働力を調査し、之れを組織化して授産場を興し、軍需工場の下請内職をやらして驚くべき能率を擧げてゐる所もある。

また、國民皆働、家庭勞働力の動員に伴ひ、地區内に於ける生活指導や援助、或は共同炊事、共同託兒所の設置指導、不良工の補導、留守家庭の學童保護等々、その活動面は益々廣いのである。

工場事業場に於ける勤勞管理者は、その扱ふ勤勞者の身邊に生起する諸問題に關して、その居住地に於ける方面委員とよく連絡を保ち之れが協力を求めるならば、豫期以上の効果を收め得るであらう。殊に、よき勤勞管理は勤勞者をして工場事業場外の私生活に於いても精神的、社會的、物質的に何等の不安、何等の氣がかりなく、安んじて勤勞に勵み得るやう意を配り、行き届いて世話をすることである。心にわだかまりなく一意働き得るやうにしてこそ始めて最高の能率を擧げさせることが出来る。最も生産能率をあげてゐる或る工場で、その勤勞管理はただ人事相談に全力を盡し一切の解決を工場がしてやることに努力してゐる、と云つた所がある。



此の意味で方面委員の協力を求むることは賢明の方法であり、またその専門とする問題解決の技術と経験と知識を方面委員から學ぶことは、直ちに工場事業場内に於ける勤勞管理の實績をあげることに役立つであらう。特に全國八萬五千の方面委員の中には多數の婦人方面委員があり、婦人特有の問題や、家庭問題の解決處理にその得意の技能を發揮して効果をあげてゐる。

女子勤勞者を扱ふ管理者は云はば婦人相手の方面委員にも似たものであり、工場事業場内に於けるよき方面委員であつてこそ、最もよくその使命を果し得るものと思ふのである。

本法については前掲原奉一著「方面事業」(常盤書房刊行)が参考になる。

## 第五節 軍事扶助法

勤勞女子の中に多くの軍人遺族家族を含む今日、軍事扶助法の關係規定についても述べて置く必要があらう。軍事扶助法はわが國軍人援護事業の樞軸をなすものであつて、その制定の趣旨は、兵役の大任に服する者をして後顧の憂ひなく安んじて其の責務を完ふせしむるにある。

本法は兵役義務の履行によつて生活困難に陥つた傷病兵及び傷病兵又は下士官兵の遺族家族に對する扶助の法

規であつて、その生活困難なる者を扶助すると云ふ點から見れば一種の救貧制度と見られるが、軍事扶助と一般救護とは、その對象及び原因を異にするばかりでなく、立法の根本趣旨に於いても全く異つてゐるのである。即ち本法は、名譽ある軍人又は軍人の遺族家族と云ふ特別な身分關係にある者を對象として居り、國家のため兵役に服し、身を挺して盡忠報國の誠を致す軍人又はその遺族家族の生活を保障し、以つてその名譽と體面を保持せしめ、軍人をして後顧の憂ひなく其の本務を盡さしめんとする特殊の意義を有してゐる。

兵役はわが日本國民の傳統的に抱懐する忠君愛國の精神に發するものであり、身命を擲つて君國を防衛する崇高なる義務である。憲法第二十條は「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定し明示してゐる。即ちわが國の男子は、疾病その他身體又は精神の異常に因り兵役に堪へない者の他は總て兵役に服する義務がある。従つて軍人は一身一家の利害を顧みず一命を捧げて君國に忠誠を盡してゐるのである。

然しながら一方に於いて、生活支持者や一家の支柱を軍隊に送ることに因つて後に残された家族が忽ちその生活に支障を來し脅威を受くるやうなことがあつては、専心軍務に精勵することに缺くことなきを保し難いのは人情の常である。故に國家として、徴兵制度の完璧を期する上からも必要なる援護措置を講ずることは緊要のことである。即ち政府は之れが方策として民間に於ける軍人援護事業の發展充實を期する一方に於いて、その樞軸をなすべき法制による軍事扶助の制度を確立したのである。



軍事扶助法はもと大正六年軍事救護法の名稱によつて制定せられたものであるが、昭和十二年軍事扶助法として改稱され同時に内容にも幾多の改正が行はれた。

(一) 本法による扶助の対象

1、傷病兵

2、下士官兵傷病兵の家族

イ、現役又は應召中の陸海軍兵、應召中の陸海軍下士官、又は傷病兵、の配偶者又は子であつて、扶助を受ける際現に之れと同一の家(戸籍)にある者

ロ、右下士官兵傷病兵より民法上の扶養を受くべき者、但し現役兵の入營したる時、下士官兵の召集に應じたる時、又は傷病兵の兵役を免ぜられたる時より、引継ぎ之れと同一の家にある者

ハ、右に掲ぐる者以外に於いて、(ロ)と同様の要件を備へ唯家を同じくしない者であつても、原因發生の時同一の世帯にあり且つ引継ぎ其の世帯にある者

右に於いて現役下士官は含まれない。

3、下士官兵傷病兵の遺族

イ、戦死又は戦病死したる陸海軍下士官兵若しくは傷病兵の配偶者又は子にして、現にそれらの者の死亡した時屬してゐた家と同一の家に屬する者

ロ、右の他、これと同様の下士官兵傷病兵より扶養を受くべき者で、その下士官兵の死亡の時、又は傷病兵の兵役を免ぜられた時より引継ぎ之れと同一の家にある者

ハ、右の(イ)及び(ロ)以外に於いて、同様の下士官兵傷病兵より扶養を受くべき者で、その下士官兵の入營若しくは應召したる時、又は傷病兵の兵役を免ぜられたる時より引継ぎ之れと同一の世帯に在る者

(二) 被扶助者の資格要件

本法によつて扶助を受くるためには、前項の諸條件に該當する者であつて、更になほ現役兵の入營、下士官兵の應召、傷病若しくは死亡、又は傷病兵の死亡のために、生活すること困難なる者でなければならぬ。他の救護法規が「貧困のため生活すること能はざる者」と規定するのに對し、本法では「生活すること困難なる者」と定めてゐるところに本法の一つの特色がある。即ち生活すること困難なる者とは、一般的に云へば、最低限の生活は維持してゐるが、一朝事ある場合には直ちに生活不能に陥る虞れある程度の者を指し、所謂貧窮者よりは生活程度の高い者を言ふのである。

(三) 扶助の機關



本法の扶助は「扶助を受けんとする者の住所地方長官之れを行ふ」ことになつて居り、市町村長（六大都市では區長）は地方長官の補助機關となつて居る。また本法による扶助は本人の申請により行はれるのであるが、家族遺族中には實際生活に困難を來しても一種の軍人精神と矜持から扶助の出願を潔しとしない者も少くないので、若し地方長官が必要と認めれば右の申請がなくても扶助を行ふことが出来る。即ち本人の申請によらなくとも市町村長の申請によつて扶助が行はれることになつてゐる。

#### （四）扶助の種類と方法

本法による扶助の種類は次の六種に分れてゐる。即ち（一）生活扶助、（二）醫療、（三）助産、（四）生業扶助、（五）埋葬、及び（六）臨時生活扶助である。

而して扶助の方法としては、居宅扶助を原則とし、收容扶助を例外として補助的に認めてゐる。即ち「扶助は扶助を受ける者の居宅に於いて之を行ふ」のであつて、「地方長官居宅扶助を爲すこと能はず又は之を適當ならずと認むるときは扶助を受ける者を適當なる施設に收容し又は收容を委託して扶助することを得」とされて居る。

#### （五）扶助の程度

本法による扶助の程度は、「扶助は生活に必要な限度を超ゆることを得ず」と規程されてゐるが、茲に謂ふ生活に必要な限度とは、軍人及び其の遺族家族としての體面を保持し得る程度の相當なる生活の限度を意味する。

此の點は叙上の諸救護法規に於ける扶助と異るところである。而して具體的には、扶助を受ける家庭の收入、或はその他の生活の資が後に記す如き本法に依つて認められる限度に達しない場合にその不足する部分のみが給與されるのである。然し、本法の適用に當つては法の精神から言つても特に其の杓子定規な文字解釋を避け、扶助を受ける者が内職その他につき自ら進んで勤勞して得る程度の不確定なる收入の如きは、法の趣旨に反せざる限り本人の收入として認め控除せず、扶助が勤勞精神を衰退させることなきやう機宜の處置をとつて差支へないことになつてゐる。

本法による現行扶助金額の限度を東京府市の例によつて示せば次の如くであるが、凡そ女子勤勞管理に携はる者は、當然その責任下に相當數あるべき軍人遺族家族の補導について、本法の存在を心得、必要なる時は之れが利用を斡旋し、以つてその保護の萬全を期すべきである。

東京府市に於ける軍事扶助法の、

#### （一）生活扶助のために支出する費用の限度

##### イ、居宅扶助の場合

東京市に在りては 一人一日 七十錢

八王子市に在りては 一人一日 五十五錢



立川市に在りては 一人一日 五十銭  
 町に在りては 一人一日 四十八銭  
 村に在りては 一人一日 四十三銭

ロ、收容扶助の場合

居宅扶助の場合と同額

(二) 醫療のために支出する費用の限度

イ、居宅扶助の場合(外來通院)

醫療費

「軍事扶助法ニ依ル醫療費點數計算規程」に依るものとし一點に付き 二十銭

齒科醫療

「軍事扶助法ニ依ル齒科醫療費點數計算規程」に依るものとし一點に付き十銭

處方箋に依る藥劑費

「軍事扶助法ニ依ル處方箋藥劑費規程」に依る

ロ、收容扶助の場合

入院料 一人一日 二圓八十銭

必要ある場合は右の他手術料、注射料、移送費等實費を支給される。

(三) 助産のため支出する費用の限度

イ、居宅扶助 一件に付き 十二圓以内

ロ、收容扶助 一人一日 二圓八十銭

入院料の他に分娩料其の他實費を支出する

(四) 生産扶助のため支出する費用の限度

イ、資金、器具、資料の給與若くは貸與の場合

一世帯に付き 百五十圓

ロ、生業に必要な技能を授くる場合

居宅扶助の場合 一人一日 二十五銭

收容扶助の場合 一人一日 六十銭

(五) 臨時生活扶助費

災害等に依り特に必要な場合は一世帯總額三十圓を限度として臨時に給與する



(六) 埋葬費

扶助を受ける者が死亡した場合、埋葬を行ふ者に對し埋葬費を支出する限度 一件につき 十二圓

軍人援護に關しては、本法によるもの他、官公私凡ゆる方面に於いて行き届いた萬般の對策施設が行はれてゐるが、特に各地方道府縣廳内に、恩賜財團軍人援護會支部があり、法によらざる軍人援護事業を大規模に行つてゐることを常識として心得て置くべきである。必要なる場合はここに相談することが最も適當な方法である。

### 第六節 國民徵用扶助規則

國民徵用令については既に記したところであるが、徵用は政府が戦時に際し國家總動員上必要ありとして臣民を徵用し、一定の職場に配置し、總動員業務に従事せしむるものであつて、謂はば白紙の召集である。其の就業は本人の意志に依るものではなく國家の命令であり、之れにより直接戦争目的達成上必要な業務に就くものであるから、兵役にも次ぐ重要にして榮譽ある義務である。

即ち、これらの被徵用者が勇躍徵用に應じても、そのために後に残つた家族が生活に困難するやうでは、國家

としても黙視出來ないと共に、本人をして業務に専念させる所以でない。そこで政府は、昭和十六年十二月國民徵用令を改正して徵用扶助の規定を挿入する一方、厚生省令をもつて國民徵用扶助規則を制定公布し、昭和十七年一月より實施することとなつた。本制度は、之れを要するに、被徵用者をして後顧の憂ひなく安んじて國家重要の業務に専念精勵せしむると共に、戦召軍人と同じ感激と責任を以つて應徵せしめ、以つて徵用の圓滑を期せんとするの趣旨から出たものであり、謂はば軍事扶助法に準ずるものである。尙、徵用に於いては相當額の賃金給料を支拂はれるのであるから、徵用により直ちに家族が生活に困窮するものとは考へられない。依つて、特に徵用により家族と別居し、所謂竈を二つにするがために家族が生活に困難を來すと云ふ場合或は被徵用者が疾病瘵傷を受けたり、若くは死亡したるめ其の本人又は家族遺族が生活に困難してゐると云ふ場合に限つて扶助することを原則としてゐる。

本制度は、女子の徵用が未だ行はれない今日、必ずしも女子勤勞管理にとつて必要ではないかも知れぬが、然し現に工場事業場に働く女性の中には、その家族に被徵用者を有し生活に困難してゐる者がないとは限らないし、また女子の徵用も何時までも行はれないとは限らないのであるから、茲には極く簡単に本規則の概要を紹介して置くこととしよう。

本規則に依り扶助を受け得るものは左の通りである。



- (一) 被徵用者が徵用せられたるに因り家族と世帯を異にするに至つた場合に於いて其の家族生活すること困難なるとき、其の家族
  - (二) 被徵用者が業務上傷痍を受け又は疾病に罹り、之れがため徵用を解除せられたる場合に於いて本人又は其の家族が生活に困難するとき、其の本人又は家族
  - (三) 被徵用者が業務上傷痍を受け又は疾病に罹り、之れがため死亡したる場合に於いて其の遺族が生活すること困難なるとき、其の遺族
  - (四) 例外として、世帯を異にせざる場合と雖も、特別の事情例へば、家族の重病、増員、臨時災害等に因り其の家族が生活すること困難なるとき、其の家族を扶助することか出来る。
- 本規則に於いていふ家族及び遺族の範圍は次の通りである。
- (一) 被徵用者又は被徵用者たりし者（業務上の傷痍疾病により解除せられた者）の配偶者（内縁關係を含む）、又は子（養子は家督相続人）にして現に之れと同一の家（戸籍）に在る者
  - (二) 前號以外の者で、被徵用者又は被徵用者たりし者に依り民法上扶養を受くべき者にして、被徵用者の徵用せられた時又は徵用を解除せられた時より引續き之れと同一の家に在る者
  - (三) 戸籍は別になつてゐるが、前二號以外の者で其の本人より扶養を受くべき者にして之れと同一世帯に在る者

り引續き其の世帯にある者、遺族の範圍も之れと同様である。

本規則による扶助の種類は、(イ)生活扶助、(ロ)醫療、(ハ)助産、(ニ)生業扶助、(ホ)臨時生活扶助、及び(ヘ)埋葬費の六種類であるが、其の扶助費の支給限度は、東京府市の例に於いて、前掲軍事扶助法による扶助と全く同額である。

(一) 生活扶助費（居宅及び收容共）

東京市に在りては	一人一日 七十錢
八王子市に在りては	一人一日 五十五錢
立川市に在りては	一人一日 五十錢
町に在りては	一人一日 四十八錢
村に在りては	一人一日 四十三錢

(二) 醫療費

居宅扶助の場合（軍事扶助法に依る點數計算規程に依る）

醫療費	一點に付き 二十錢
齒科醫療費	一點に付き 十錢



處方箋に依る藥劑費（軍事扶助法に依る處方箋藥劑費規程に依る）

收容扶助の場合

入院料 一人一日 二圓八十錢

醫療のため支出する費用にして前項以外のものは實費とする。

(三) 助産費

居室扶助の場合 一件につき 十二圓以内

收容扶助の場合は 一人一日につき 二圓八十錢

助産のため支出する費用にして前項以外のものは實費とする。

(四) 生業扶助費

資金、器具、資料の給與若くは貸與の場合 一世帯につき 百五十圓

生業に必要なる技能を授くる場合

居室 一人一日 二十五錢

收容 一人一日 六十錢

前項に依り離れものの費用は實費とする。

(五) 臨時生活扶助費

臨時災害の場合 一世帯につき 三十圓

(六) 埋葬費 一件につき 十二圓

尙、被徵用者の援護については軍人援護に於ける恩賜財團軍人援護會の如く、近く（昭和十八年四月の見込）大規模なる財団法人國民徵用援護會が政府補助金一千萬圓、一般寄附金八百萬圓を以つて組織せられ、道府縣に支部を設け、被徵用者の援護につき萬全が期せられる豫定である。

第七節 戰時災害保護法

空襲其の他戰爭災害の被害者を保護するために、戰時災害保護法が昭和十七年二月二十五日に公布せられ、同四月末日より實施を見た。戰時災害に因り危害を受けた者、並に其の家族及び遺族にして帝國臣民たる者は本法によつて保護される。茲に戰時災害とは、戰爭の際に於ける戰鬪行為に因る災害及び之れに起因して生ずる災害を云ふのである。

本法による保護は救助、扶助及び給與金の支給の三種に分れるが、



- (一) 救助は、戦時災害に罹り現に應急救助を必要とする者に對して行はれ、其の種類は、
- 1 收容施設の供與
  - 2 焚出其の他による食品の給與
  - 3 被服、寝具其の他生活必需品の給與及び貸與
  - 4 醫療及び助産
  - 5 學用品の給與
  - 6 埋葬
  - 7 其の他地方長官に於いて必要と認むるもの等である。

(二) 扶助は、戦時災害による傷痍、疾病、身體障害又は死亡のため生活する事困難となりたる者（本人、家族、遺族）に對して行はれ、其の種類は次の四種類である。

- 1 生活扶助
- 2 療養扶助
- 3 出産扶助

4 生業扶助

(三) 給與金の支給は、戦時災害により死亡したる者の遺族、及び戦時災害により傷痍を受け又は疾病に罹り、之れがため身體に著しき障害を存するに至りたる者に對してなされる。

本法は、直接勤勞母性保護に關するものではないが、今後わが國民が戦時災害を被るべき機會は絶無ではなく、殊に米國が呼號するわが本土空襲の如きは當然あるべきものと我々は覺悟を定めてゐなくてはならぬ。即ち主として工場事業場等に於いて多數の女子勤勞者を預る管理者は、その勤勞者中に戦時災害被害者を出すことかきを保し離いのであるから、一應本法の制定あることを心にとどめて置くことは必要であらう。其の具體的内容については説明を省略するが、本法の實施運営に關しては、道府縣廳の厚生課或は市町村當局等に照合すればよいのである。

第八節 妊娠届出制度

既述の如く一國の盛衰を卜する國力は其の人口の増殖率に至大の關係がある。その意味に於いて政府は幾に人口政策確立要綱を定め、昭和三十五年には皇國民族人口一億確保をめざして、結婚及び出産の獎勵並に乳幼児死



亡の防止のため凡ゆる施策をめぐらして努力をして居り、その結果として之れまた既に述べた通り戦争下にも拘らず着々と出生の増加、乳児死亡の減少、人口の自然増加の躍進等、眞に皇國民族力の旺盛を示し、國力の強靱性を顕現してゐるのであるが、かかる人口政策の目的とする効果を一層あげるためには、何を措いても妊産婦の保護に萬全を期さなければならぬ。

結婚の奨励は先づ最も必要なことながら、一度び結婚して妊娠をしたものについて、其の母體を護ることによつて胎兒を健全に發育せしめ、早流死産の如きを防ぐと共に、出生した以上は途中に於いて死亡するが如きことなく、健康に成育し、以つて國家有用の材とすることが人口政策の要諦であることは言ふまでもない。人口國策が言はれ、兒童保護が叫ばれても、生まれぬうちに障害が起り、また生まれた子供が不健全であつては、よく其の目的を達成することは困難である。更にまた、母親が妊娠及び分娩によつてその母體を損ふが如きことありとすれば、次ぎの妊娠にも差支へ其の影響は甚大である。

即ち、人口政策、兒童保護の根本は、先づ妊娠したる母親について必要なる休養と榮養食餌を與へ、また適當なる醫學的觀察と指導を與へることによつて、その母體と胎兒を健全に護り、そして健康な子を生ませることになければならない。其のためには妊婦の登録をなし、之れに必要な保護指導の措置を講ずることが最も緊要なのである。

全面的な妊婦届出制度を布いてゐる國は我が國以外に未だ殆どないのであるが、著者は昭和八年パンカースト女史の「母を救へ」なる一書を翻譯刊行したる際に、女史の國家母性保護制度要綱案の中に此の妊婦届出制度案のあるを見て以來、之れ以外に兒童保護の徹底策はないと考へ、爾來凡ゆる機會に其の採用方を主張して來たのであるが、當時は殆ど問題にならず當局からも一顧も與へられなかつた。然し其の後兒童問題、人口問題の重要性が漸く認識せられるつれて、此の妊娠届出制度案は決して荒唐無稽な夢物語ではなく、實行可能な、また緊要なる方策であることが次第に各方面に考へられるやうになり、數年前より六大都市の年次社會事業協議會や同じく保健事業協議會等の提案として度々は現れるに至り、やがて著者の關係してゐた東京市に於いても數區に於いて試験的に之れを行ふところまで來たのである。今日、わが國に劃期的なる妊娠届出制度が布かれるに至り、著者の感慨は特に深いものがある。

パンカースト女史は、當時次の如く提案したのである（翻譯書「母を救へ」第十二章「國家母性保護制度の提唱」の項參照）。

「妊娠の届出は、母親の自由意志によるものではあるが、各方面の保護を受け、また國家による母性保護に関する諸制度の恩恵を享受するために自發的に行はれるであらう。

若しも母親が、其のお産の取扱ひを開業醫と契約した場合には、其の醫師は義務として直ちにその旨を保健當



局に届出なければならぬ。斯くて妊婦は保健當局の保護事業部より専門醫の往診を受け、其の専門醫の診察を受ける権利のあることが告げられる。そして、彼女が診察を希望する場合には、其の専門醫によつて診断報告書が作製せられ、妊婦及び主治醫に渡される。而して、保健當局の醫師及び産婆は必要に応じて、時々往診し妊婦がどの程度に正當な手當を受けてゐるかを確かめ監督するのである。」

「妊婦はその醫師及び産婆を、國家の保護事業部によらず自ら選擇し依頼することが出来るが、其の場合、當該醫師及び産婆は保護事業部の監督を受け、料金は一定の標準により保健當局部から支拂はれるのであつて妊婦から直接支拂を受けることは出来ぬ。」

「總ての分娩に對し、消毒された出産用具が保健當局の負擔によつて無料で給與される。而かも妊婦は必らず此の認可された消毒済出産用具を使用しなければならない。」

總ての分娩處置に對し、開業醫は、また若し萬一己むを得ざる事情により醫師不在の場合には産婆が、或はまた妊産婦の近親者から、必要に応じて看護婦或は家政補助婦の派遣を保護事業部に申請することが出来る。」

わが妊娠届出制度の中核たる厚生省令「妊娠婦手帳規程」は、昭和十七年七月公布せられ即日實施せられた。本規程により、「妊娠婦（産後一年以内のものを含む）及び乳兒の保健指導其の他の保護の徹底を圖るため、

本令の定むる所に依り妊娠婦に妊娠婦手帳を交付」される。

本規定の定むるところにより、妊娠したものは速かに、其の居住地の地方長官に對し、醫師又は助産婦の證明と共に、氏名、生年月日及び居住地、世帯主の氏名、妊娠月數及び出産豫定日等を具した「妊娠届出」をしなければならぬ。然し本規程には妊娠後何日までに届出すべしと云ふ時期は定めてゐない。然し、「速かに」とは成るべく三、四ヶ月頃までに届出るべきことが意味されてゐる。妊娠届出を了した者には妊娠婦手帳が交付される。

妊娠婦手帳の交付を受けた者は、保健所、醫師、助産婦又は保健婦につき力めて屢々診察、治療、保健指導を受けなければならぬが、強制規定にはなつてゐない。診察、治療、保健指導又は分娩の介助を受けた時は、其の都度其の要領、在胎月數、新産兒の體重等を手帳に記載して貰はなければならぬ。

而して、此の妊娠婦手帳は、「行政廳の定むるところに依り妊娠育兒に關し必要なる物資の配給其の他妊娠婦及び乳幼兒保護のため必要ある場合」に之れを使用せしむるものとせられ、現に妊娠婦手帳所持者に對し、物資配給其の他の便宜が與へられてゐることは周知の通りである。妊娠婦手帳には各種所要記載欄の他に、妊娠婦に必要な心得が記載されてゐる。

妊娠婦手帳規程は、右の如く、物資配給の實際上の問題に關係ある以外は、何等罰則等の定めもなく強制権をもつてゐない指導法規であるが、その妊娠婦及び乳兒の保護の上に及ぼす效果影響は決して見逃すことの出来ぬ



大きなものがある。やがて各般の保護体制が整備されるならば、此の妊娠届出も更に強制的なものとなり、それに附随して保健指導も強制的に行はれるに至るであらう。われわれは本制度がそこまで發展する日を待望してゐるものである。

尙、厚生省は、本規程の公布と共に、不取敢「昭和十七年度妊産婦保健指導及保護実施要綱」を設定し、本制度の圓滑なる發足並に實施に資するところがあつたが、それは女子勤勞管理者にとつても参考となるであらう。

時局に即應して生産戦に動員される女性は、國家の要請する生産増強を擔當するところの貴重な勤勞力であり産業戦士であるが、同時に明日の日本の力を生むところの大切な民族の母であり、皇國の母性である。職場に於ける勤勞女子の中にも多數の妊産婦を擁することは明らかであるが、其の指導に當る者は、これら母性の貴い國家的使命に對して充分なる想ひを到し、政府の指導及び保護の方針に準據して、温い配慮をめぐらさなければならぬ。同要綱の第四項第四節に於いては特に勤勞婦人に付き、

「勤勞婦人に對しては母性保護の方策に留意し、特に工場、事業場、農山漁村等に於いては妊娠中及び産後の休養、栄養、勞働軽減等に關し、改善徹底を圖ること」と指示し、また防空訓練、勤勞奉仕等の如き社會的、公共的活動を求めるときには、同第六節に於いて「母體保護及び育児上荷も障害を及ぼすが如きことなきやう」注意してゐるのである。

### 昭和十七年度妊産婦保健指導及保護実施要綱

#### 第一方 計

妊産婦の保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與する爲に妊産婦手帳制を實施し母子保健の向上、流早死産、母體死亡の防止、健康兒の出生増加を圖り國力の根基を培養せんとす

#### 第二 妊産婦手帳

一、妊産婦手帳制は妊産婦手帳規定に依り省令公布の日より之を實施すること

二、妊娠の徴候ある者は速かに（成るべく妊娠第三、四ヶ月迄に）醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者は遅滞なく別記様式に依り妊産届出を爲すこと

妊産婦手帳規程公布の際妊娠中の者は七月中に届出を爲すこと

三、前號の妊産届出書中診察時妊娠月數及出産豫定日は醫師又は助産婦に就き其の記載を受くること（別紙に記載を受け届出書に添附するも支障なきこと）とするも醫師又は助産婦に就き診察を受くること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り届出を爲し得ること

四、妊産届出用紙は作成の上醫師、助産婦、町内會、部落會、方面事務所等に配付し置き妊産届出を爲さんとする者に交付すること

五、妊産届出を受附けたるときは、妊産婦手帳に妊産氏名、生年月日、居住地、出産豫定日、世帯主氏名、交付年月日等を記載し之を交付すること

#### 第六章 社會法規に於ける勤勞母性の保護



六、妊産婦手帳規程第四條第一項、第三項、第六條及第八條の規定に依る届出申告、返還は市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市、神戸市に在りては區長）を經由せしめ市町村長の権限に於て處理するを得しむること。妊産婦手帳の交付、再交付に付亦同じ

七、届出申告は隣組長、町内會長、部落會長等を經由せしむることを得ること

八、醫師又は助産婦に就き診察を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざる者に對しては市町村に於て診察券の無料交付等に依り診察を受け妊婦届出書に診察時、妊娠月數及出産豫定日の記載を受くることを得しむるやう措置すること

### 第三 妊産婦の保健指導

一、妊婦に對しては届出後少くとも妊娠第五、六ヶ月頃並に第八、九ヶ月頃に醫師又は助産婦に就き診察及保健指導を受けしむること

二、妊婦に對しては尿検査及血壓検査を受けしむると共に成るべく血清検査を受けしむること

三、醫師、助産婦にして妊産婦の診察、保健指導若くは分娩の介助を爲したるとき、又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度妊産婦手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記事等を記載すること、尙保健婦にして保健指導を爲したるとき亦之に準ずること

四、妊産婦の診察は別紙妊産婦診察要領に依ること

五、保健指導に當りては保健所、健康相談所、衛生試験所その他の保健施設を積極的に開與活動せしむること

六、醫師會、母性保護會、助産婦會等の協力を得無料診察等を實施し保健指導の徹底を図ること

七、醫師又は助産婦に就き診察及検査を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察又は尿検査を受くること能はざる者に對しては市町村に於て診察券（検尿を含む）を無料交付し診察又は検査を受くることを得しむるやう措置すること

八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむると共に醫療保護制度並に施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること

九、妊産婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會等と聯絡し醫師及助産婦の協議會、講習會等を開催し其の適正統合を図ること

十、保健婦、巡回指導婦、母性輔導委員、方面委員等に依り指導の徹底を図ること

### 第四 妊産婦の保護

一、妊産婦の家族、事業主、一般社會に對し妊産婦保護の重要性を理解せしめ其の徹底を図ること

二、妊産婦に對する食糧、營養品、妊産婦用物資、乳兒用物資等の配給及購入の圓滑及確保に付ては特に留意すると共に物資の配給及購入に付ては妊産婦手帳に依り簡便且優先的に取計ふこと

三、出産の際に於て醫師、助産婦を招聘し又は病院、産院等に至る交通上の便益を確保する等の措置を講ずること

四、勤勞婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、事業場、農山漁村等に於ては妊娠中及産後の休養、營養、労働軽減等に関し改善徹底を図ること

五、婦人會、女子青年團、隣保班等の活動奉仕に依り妊産婦に對する協力援助を図ること

六、母性の社會的、公共的活動（例へば防空訓練、勤勞奉仕等）を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼす如きことなきやう注意すること



七 空襲時其の他非常の場合には流早死産を誘發する惧多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること

第五 産産育児恩恵の普及

産産婦其の他一般に對し産産育児の國家的意義を認識せしむると共に産産育児に關する知識を啓發する爲講演會、講習會、座談會、映畫會、展覽會、紙芝居の開催、小冊子の配付等を爲し其の徹底を図ること

### 第七章 工場事業場に於ける勤勞母性の保護 と其の施設

工場、事業場に於いて生産増強に挺身する母性の保護は、之れを廣く考へれば、女子勤勞管理若くは女子勤勞指導一般であり、その總てである。即ち、

- (一) 女子の勤勞を適正且つ快適ならしめることによつて生産能率の増進を期する。
- (二) 女子の勤勞による疲勞を極力軽減し且つ速かに之れを回復せしめて、以つて明日の作業能率の維持培養を計る。
- (三) 女子勤勞者の健康を保持し體位を向上せしめ、以つて生産能率の維持増進を圖ると共に、皇國民族の母としての使命達成が勤勞によつて妨げられることなきやう配意する。
- (四) 女子勤勞者の家庭生活に關する凡ゆる問題、一切の煩ひに對して意を配り、之れを除去することにより



安んじて勤勞に従事せしめる。

(五) 女子勤勞者の生活を指導し文化教養を高めることによつて、勤勞に於ける工夫創意を培ひ、以つて生産能率の促進に資すると共に、併せて日本母性としての婦徳の涵養と資質の向上を圖る。

此の五點が、勤勞母性保護の要諦であると言つてよいであらう。

而して、敘上の如き諸點を目的とする女子勤勞指導は、其の對象たる女子勤勞者の、

(一) 工場事業場への自宅通勤者と寄宿舎生活者

(二) 未婚者と既婚者(配偶者のある者、子供のある者)

の區別によつて、自ら方法を異にするものであり、また其の施設に於いて、工場事業場内部のみに於いて考慮すれば足りるものと、外部の地域に於ける施設を併せて考へなければならぬものがある。

而かも、これらの區別に基く女子勤勞指導乃至母性保護の方法及び施設も、其の總てが必ずしも、通勤者、寄宿舎生活者、未婚者、既婚者の別によつて明確に分類せらるるものではなく、夫々の何れかに相共通するものが少くない。

即ち、筆者は本書に於いて、以下(一)工場事業場の内部、(二)外部の一般地域生活、(三)未婚女子勤勞者等に付き一應章を分けて、それぞれに對する特に母性保護と云ふ觀點から重要と考へられる諸問題を取扱ふこ

とにするが、女子勤勞管理一般については桐原博士の「戦時勞務管理」の如き、寄宿舎生活の女子勤勞者については佐々木正制氏の「工場寄宿舎管理」の如き好著に於いてそれぞれ盡されてゐるから精讀せられたい。また、本全書の他の著者によつて取扱はれてゐる諸問題については、或は省略し、或は極めて簡単に略述するにとどめることとする積りである。

尙、女子勤勞指導に於ける母性の保護は、勤勞管理一般に於けると同様に、單に施設を整へ一方的に之を與へるのみでは足りない。それらの施設或は施策を、之れを受ける女子勤勞者の側に於いて、其の運営に自ら参加し積極的に之れを利用し且つ自發的に協力する態勢をつくるのが肝要であつて、そのためにはこれらの施設運営を或る程度彼女達の自治管理に任せることなどについても考慮しなければならない。

また、工場事業場内部に於ける施設と云つても、嚴密に之れのみによつて萬全は期せられない。眞の勤勞管理は結局勤勞者の家庭にまで延長されなければ効果を期待し得ないのである。その意味で女子勤勞者に對する保護指導の施設も、工場事業場の中と外とを分けることは嚴密なる意味では不可なのであるが、便宜上一應之れを分けて考へることにする。



## 第一節 女子の適正勤勞配置

工場事業場に於いて働く女子勤勞者の母性保護は、何よりも先づ其の職場に於いて、彼女達の性能特性に適ひ而かもその母性に障礙を來たさないやうな適正な作業に配置することから出發する。如何に勞働條件や作業環境を整備し、またその保護施設を完全に備へても、當初から女子勤勞者の配置された作業が、本來女子の性能特性に反するものであり、或は身體的生理的に有害なものであつたのでは何にもならぬ。女子勤勞指導者は先づ、其の預る女子勤勞者をして、自己の工場事業場内に於いて最も適當なる作業に配置することから始めなければならぬ。

此の女子の適正勤勞配置については既に幾多の研究が發表されて居り、工場法及び鑛業法等に於いても女子に禁止すべき作業が明示されて居る。然し、刻下非常の時に於いてはこれらの所謂科學的研究の結果も時には無視せられ、或は再検討を要する場合が起り得る。現に政府の方針としても、生産増強のために必要な女子の就業勞務に就いて制限の緩和がなされつつある。平時に於ける科學的研究の結論も、戦時に於いては、必要とあれば之れを再検討し、否は否としても之れに適當なる方法を講じて正に轉換する工夫がめぐらされねばならぬ。恰も玄

米食の營養學的研究に於いて必ずしも正ならずとする結論が假りにあつたとしても、必要の前には、之れに適當な工夫を加へて正として用ゐるために努力を拂はねばならぬのと同じである。

現に、相當廣範圍な作業に、從來男子の專業と思はれてゐた作業に、女子が従事してゐる。曩に引用したフェルキッシュ・ペオパター紙の記事にもあつた如く、獨逸ではタンクや爆撃機製造等の工場に於いても女子が働いて居り、「從來男でなければならぬといはれた作業にどしどし進出してゐる」。然し、斯る女子勤勞者の軍需産業進出には、同紙も指摘してゐるやうに「無論、徹底的な醫師の診断が前提となり、また社會政策的にも、勞働時間其の他の特別考慮が」必要となるのである。

即ち戦時に於ける女子の勞務配置は、若しその作業時間、作業環境、作業姿勢、或は社會的保護、其他勤勞厚生施策が適切に併せ行はれるならば、在來の觀念や、所謂科學的研究の成果を乗り越へて、相當廣範圍の作業に轉換就業も可能なのであつて、このことは着々として實證せられつつある。

けれども、此のことは、それだからと言つて女子の適正勞務配置と云ふ問題が等閑に附されてよい、と言ふことにはならぬ。殊に、十四、五歳から十八、九歳位までの未成年女子勤勞者の場合は、月經の初潮を見てから間のない心身共に母性としての發育を辿る大切な時期である。此の期間に於いて女子は子宮、骨盤、乳腺等男子とは全く異なる發育をとげ、將來の母性活動に備へるのである。此の時期に於ける女子の作業種別、作業方法、作業



時間、作業環境等が、此の女子勤勞者の心身の發育に至大なる影響を及ぼすことは當然である。特に重量のものを動かしたり運搬したりする強度作業や長時間の立居作業等は強い腹壓を加へるために子宮後屈や下垂等を誘發し、それは更に月經異常、不妊症などの原因となる。過度な長時間作業、また高温、高濕、有毒瓦斯や粉塵發生等の劣悪なる環境に於ける作業が結核その他女子の身體に特に悪影響を及ぼすべきことは説明を要しないであらう。曾つて、バスの女車掌の勞働が其の妊娠に及ぼす影響、殊に妊娠中に於ける車掌の流早産が問題にされた當時、これこそほんとうのバス・コントロールだと諧謔的に云はれたことは、多くの示唆を含んでゐる。

勞働科學研究所は、婦人の從事する作業の規準暫定案を次の如く定めてゐる。

(一) 作業強度

實勞働時平均エネルギー代謝率 $2.00$ 以下でなければならぬ。又實勞働時エネルギー代謝率 $2.00$ 以下でも、その中により強度なる作業を含む場合は注意を要する。

(二) 勞働時間、休憩時間

工場法の規定による。

(三) 作業姿勢

長時間立居歩行を必要とするものは禁止する。

(四) 作業速度

高速作業は禁止する。

(五) 重量取扱

一〇斤の重量物運搬を限度とする。しかもそれを主作業とする場合は禁止する。

(六) 危険作業

大體工場法の規定による。

(七) 作業環境

- 1 高温高濕並に輻射熱大なる作業場に從業することを禁止する。
- 2 有毒瓦斯發生場所及びその附近に從事する作業は禁止する。
- 3 爆音劇しい作業場は注意を要する。
- 4 其他年少女工の健全なる發育を阻害するが如き作業場、母性保護の立場より婦人の生理的週期の點より悪影響を及ぼす場合は禁止する。尙、一般に婦人が從事し得る作業にして、個々の作業場により、又作業型態より見れば、夫々注意せねばならぬ點多々あり、此の點の嚴重な監督が要請せられねばならぬ。

(企業院「女子ダイリニーションに關する調査」)